

第4章 経営の基本方針と事業計画

第1節 水道用水供給事業

1 事業概要

当局が実施する水道用水供給事業は、主に大崎地方を中心とする地域の水道用水の需要に対応するため建設された「大崎広域水道」と仙南及び仙塩地域の水道用水の需要に対応するため建設された「仙南・仙塩広域水道」があります。

なお、両水道用水供給事業においては、水道事業を取り巻く厳しい経営状況に対応するため、令和4年度からみやぎ型管理運営方式を実施しています。

(1) 事業の現況

①給水、施設

○大崎広域水道事業

本事業は、漆沢ダム及び南川ダムを水源とする2系統の浄水場から、大崎地方を中心とする10市町村に対し、一日最大120,000 m³の水道用水を供給するものです。

昭和48年度から建設工事に着手した漆沢ダム系については、昭和55年度から給水を開始し、現在は、一日最大82,300 m³の給水が可能であり、また、昭和58年度から建設工事に着工した南川ダム系については、平成6年度に第一期工事が完成（平成7年度から給水開始）し、現在は、一日最大18,850 m³の給水が可能となっています。

・給水

	概要			
給水対象市町村	大崎市、栗原市、富谷市、加美町、涌谷町、美里町、大和町、大郷町、松島町、大衡村 計10市町村			
行政区域内人口	295千人（令和6年4月1日）			
計画給水人口	405千人（平成2年）			
現在給水人口	287千人（令和6年4月1日）			
取水量	128,500 m ³ /日	漆沢ダム水系	88,500 m ³ /日	河道取水 （鳴瀬川表流水）
		南川ダム水系	40,000 m ³ /日	河道取水 （吉田川表流水）
給水量	120,000 m ³ /日	漆沢ダム水系	82,300 m ³ /日	河道取水 （鳴瀬川表流水）
		南川ダム水系	37,700 m ³ /日	河道取水 （吉田川表流水）
計画目標年度	平成2年度			
給水開始年度	昭和55年度（一部給水開始）			
工期	昭和48～57年度			
法適(全部・財務)・ 非適の区分	法適（全部適用）			

・受水市町村の給水量（最終給水量）

（単位：m³/日）

市町村名	最終給水量	市町村名	最終給水量
大崎市	46,300	大和町	23,500
栗原市	3,400	大郷町	3,000
富谷市	9,900	松島町	4,000
加美町	7,000	大衡村	6,500
涌谷町	8,800	合計	120,000
美里町	7,600		

・施設

水源	漆沢ダム、南川ダム		計画給水人口	318 千人
施設数	浄水場設置数	2 池	管路延長	135.9 千m
	配水池設置数	1 池		
施設能力	101,150 m ³ /日		施設利用率	61.1%

○仙南・仙塩広域水道事業

本事業は、七ヶ宿ダムを水源とする浄水場から、仙南及び仙塩地域の 17 市町に対して一日最大 553,300 m³の水道用水を供給するものです。

昭和 52 年度から建設工事に着手し、平成元年度までに一日最大 150,000 m³の取水に対応する第一期工事が完了し、平成 2 年度からは一部（15 市町）給水を開始、平成 4 年度からは 17 市町全てに給水しています。また、平成 2 年度から着手した第二期工事が平成 5 年度に完了し、平成 6 年 4 月からはダム取水系の計画給水量である一日最大 279,000 m³の給水が可能となっています。

・給水

	概要			
給水対象市町村	仙南地域（3 市 6 町）	白石市、角田市、岩沼市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、亘理町、山元町		
	仙塩地域（4 市 4 町）	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町		
行政区域内人口	1,600 千人（令和 6 年 4 月 1 日）			
計画給水人口	1,931 千人（平成 22 年）			
現在給水人口	1,594 千人（令和 6 年 4 月 1 日）			
取水量	595,000 m³/日	ダム系	300,000 m³/日	ダム直接取水（七ヶ宿ダム）
		河道系	295,000 m³/日	河道取水（白石川表流水）
給水量	553,300 m³/日	ダム系	279,000 m³/日	ダム直接取水（七ヶ宿ダム）
		河道系	274,300 m³/日	河道取水（白石川表流水）
計画目標年度	平成 22 年度			
給水開始年度	平成 2 年度（一部給水開始）			
工期	昭和 52～平成 16 年度			

法適（全部・財務）・ 非適の区分	法適（全部適用）
---------------------	----------

・受水市町の給水量（最終給水量）（単位：m³/日）

市町村名	最終給水量	市町村名	最終給水量
白石市	24,700	仙台市	331,900
角田市	21,200	塩竈市	11,500
岩沼市	21,800	名取市	20,700
蔵王町	4,500	多賀城市	21,000
大河原町	8,200	富谷市	11,500
村田町	7,400	松島町	5,700
柴田町	20,300	七ヶ浜町	10,900
亘理町	14,300	利府町	12,200
山元町	5,500	合計	553,300

・施設

水源	七ヶ宿ダム		計画給水人口	1,931 千人
施設数	浄水場設置数	1 池	管路延長	214.2 千m
	配水池設置数	2 池		
施設能力	279,000 m ³ /日		施設利用率	65.7%

②料金

水道用水供給事業では、概ね 5 年ごとに水道料金を見直しており、5 年を料金算定期間とし、算定期間内の営業費用（人件費、薬品費、動力費、減価償却費、修繕費等）及び資本費用（支払利息、資産維持費）と料金収入が等しくなるように水道料金を設定する、いわゆる総括原価方式を採用しています。料金は、最終目標年次の水量を基礎とした固定的な設備投資の回収に対応する基本料金と、各年度の受水量に応じた維持管理費的な費用の回収に対応する従量料金の二部料金制を採用しています。

現行の料金期間は令和 6 年度から 10 年度までの 5 年間となっており、令和 6 年 4 月 1 日に料金改定を行っています。これは、本来であれば令和 7 年度に行う料金改定について、受水市町村からの「みやぎ型管理運営方式の導入効果を少しでも早く料金に反映してほしい」との要望を踏まえて、1 年前倒しして行ったものです。

なお、物価上昇による減価償却費の不足や施工環境の悪化による工事費の増大等に対応し、実体資産を維持し、適切な水道サービスを継続していくために総括原価への算入が認められている資産維持率は、水道用水供給事業の現行料金期間において 0.3%を見込んでいます。

また、水道料金に関する基本的な考え方は、地方公営企業法第 21 条第 2 項に規定される基本原則に基づいています。

- 公正妥当なものでなければならない
- 能率的な経営の下における適正な原価を基礎としなければならない
- 地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない

上記原則に基づき、次のような方針の下、料金体系を設定しました。

○均一料金制

広域水道の施設及び経営は、本来、有機的一体をなすものであるところから地区別料金等の設定は行わない。

○二部料金制

建設事業は、最終目標年次における各受水団体の最大需要量に対応すべく進められ、先行投資が必要とされる。この投資の大半は企業債に依存しており、この資本費用は料金により回収されることになる。

しかし、給水開始時から目標年次に至る需要水量の伸びは各受水団体間に大きな差異があり、費用負担の公平を期するため、最終目標年次の水量を基礎とした固定的な設備投資の回収に対応する基本料金と各年度受水量に応じた維持管理費的な費用の回収に対応する従量料金の二部料金制とする。

○責任水量制

料金の算定は、料金算定期間内の安定した経営基盤を確保するため、受水市町村との間で取り決めた年度別受給水量に基づく責任水量制とする。

責任水量は、年度別需給水量（契約水量）の 8 割としており、使用料金は、使用水量が責任水量に満たない場合でも同水量分の料金を徴収する。

・料金単価の推移（税抜）

年度	大崎広域水道事業		仙南・仙塩広域水道事業	
	基本料金 (円/㎡/月)	使用料金 (円/㎡)	基本料金 (円/㎡/月)	使用料金 (円/㎡)
S55～S57	680	41	-	-
S58～S60	780	51	-	-
S61～H1	990	71	-	-
H2～H7	910	66	645	32
H8～H12	980	68	1,032	53
H13～H17	1,050	74	1,158	59
H18～H21	1,098	76	1,199	65
H22～H26	969	70	1,156	60
H27～H31	950	67	1,050	54
R2～R5	496	91	817	42
R6～	485	89	799	41

(2) これまでの主な経営健全化の取組

当局では、水道用水供給事業において大崎広域水道事業が昭和 54 年度から、仙南・仙塩広域水道事業が平成 2 年度から給水を開始しています。

これらの水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少社会の到来や節水型社会の進展等による水需要の減少に伴い料金収入が減少していく一方で、施設や管路等の大規模な更新時期を迎え

ることから、今後ますます厳しさを増していく見込みです。そこで本県では経営基盤の強化を目指し、民間のノウハウを活用することにより大幅なコスト削減を図ることが可能となる、みやぎ型管理運営方式を令和4年度から導入しています。

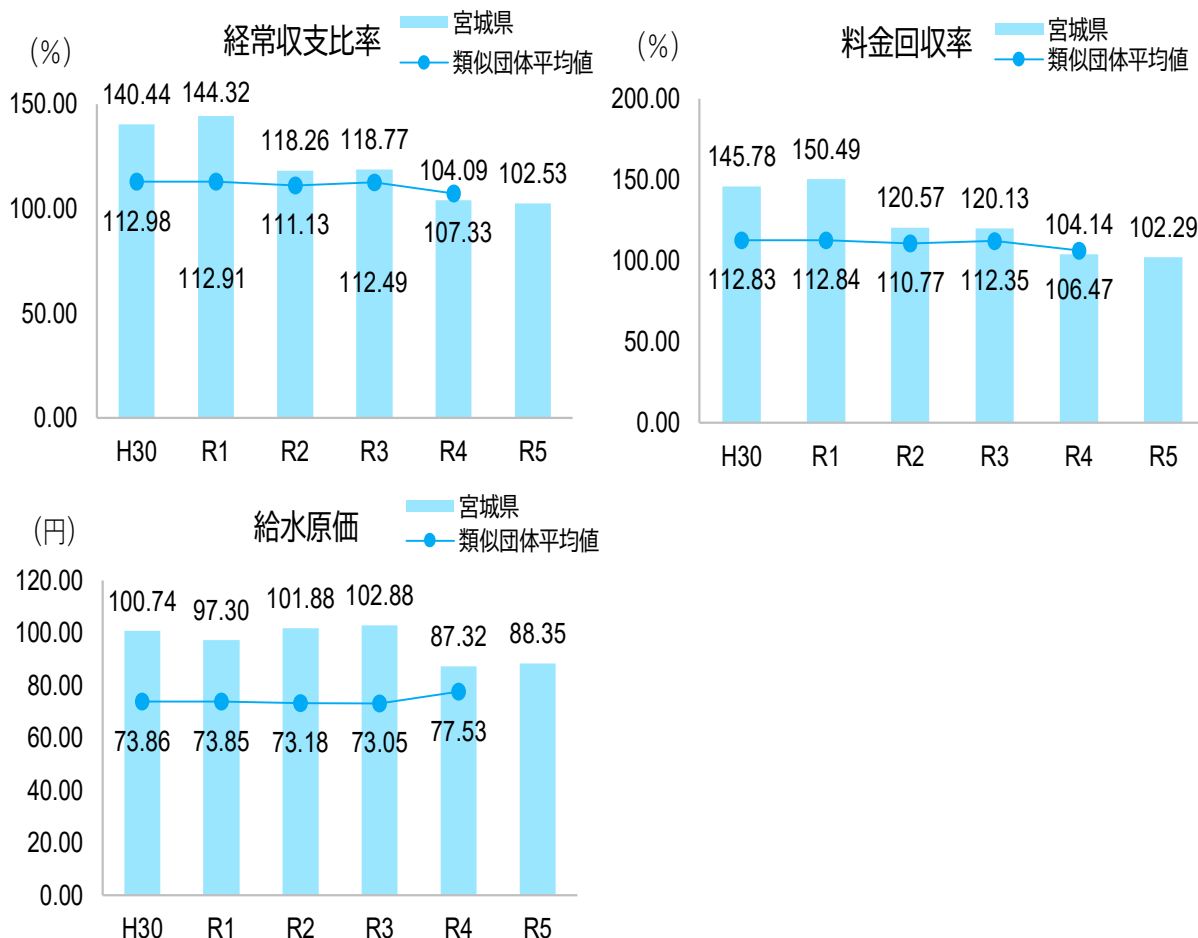
(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

ここでは、経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（総務省公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）に基づき、類似団体の平均値と比較し、最新の分析表で公開されている過去5年間について分析します。

①収益性について

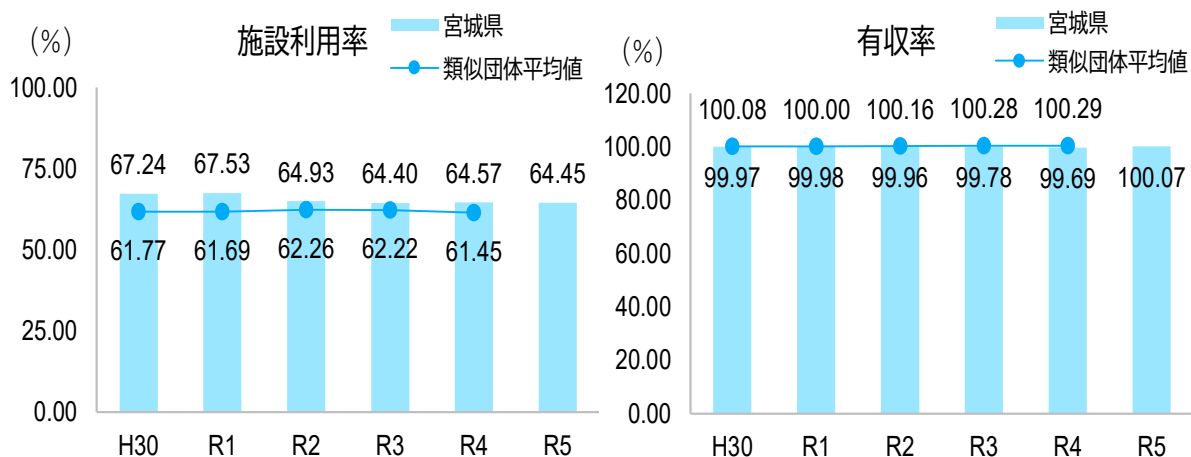
経常収支比率（経常収益/経常費用）について、令和4、5年度において前年を下回っています。これは、みやぎ型管理運営方式の導入により、運営権者が更新する設備の減価償却費は、その更新がなされるまで県が負担することから、大崎広域水道事業において、県の収益的収支が赤字となるためです。これは、運営権者の設備更新が進むことにより、それら設備見合いの減価償却費の低減とともに改善される見込みとなっています。

また、料金回収率（供給単価/給水原価）は100%を上回っており、給水に係る費用を料金収入で賄えている状況です。給水原価（総収益/総費用）は類似団体の平均値を上回っていますが、これは、計画当初の水量見合いで整備したダムや管路の資本費（減価償却費及び企業債利息）が大きいためであり、浄水コスト自体は類似団体の平均値より低くなっています。



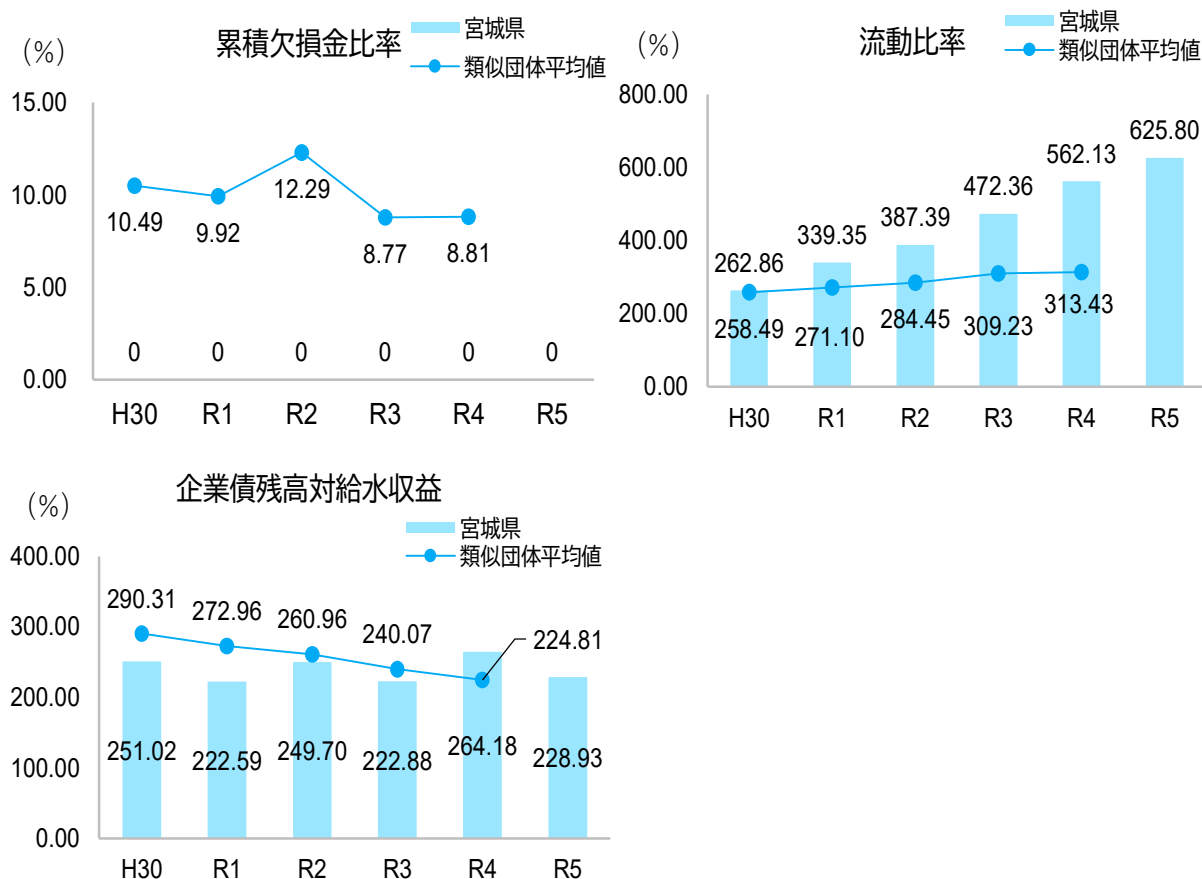
②効率性について

施設利用率（1日平均配水量/1日配水能力）については、類似団体の平均値と同等程度となっておりますが、水需要の減少により今後は低下傾向となることが見込まれます。有収率（年間総有収水量/年間総配水量）については、100%に近い値で推移しており、施設の稼働が収益に反映されています。



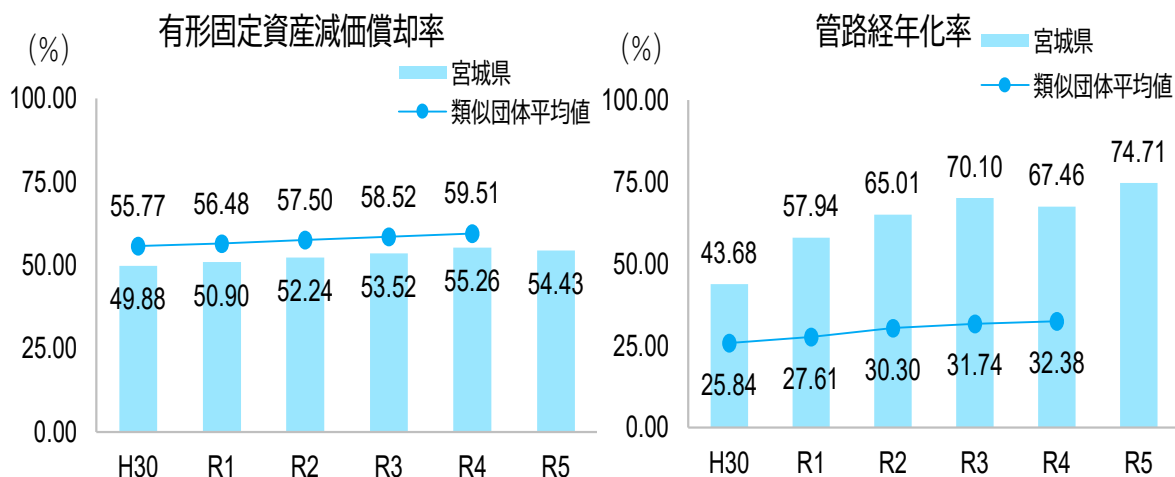
③安全性について

累積欠損金は発生しておらず、安定した経営を確保しています。流動比率（流動資産/流動負債）については、100%を大きく超えており、短期的な資金繰りの状況に問題はありません。また、企業債残高対給水収益比率（企業債残高/給水収益）についても、建設改良費を自主財源で賄っており、新規の借り入れを行っていないため低下傾向にあります。



④施設の老朽化状況について

有形固定資産減価償却率（有形固定資産減価償却累計額/償却対象資産の帳簿原価）は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標ですが、類似団体の平均値を下回っています。一方で、管路の老朽化度合を示す管路経年化率（法定耐用年数を超えた管路延長/管路延長）は類似団体の平均値を大きく上回っており、法定耐用年数を経過した管路を多く保有しており、管路の更新等が必要であると考えられます。今後法定耐用年数を超えた資産が増加していくため、更新工事等の実施について計画的かつ効率的に取り組んでいきます。



2 将来の事業環境

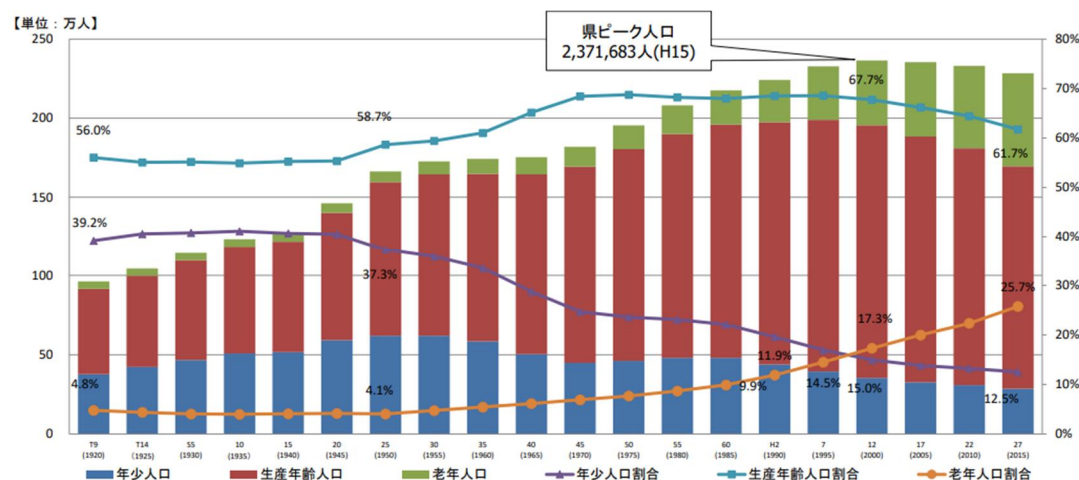
(1) 給水人口の予測

本県の人口は、2003 年（平成 15 年）の推計人口の約 237 万 1,683 人をピークに減少しています。2012 年（平成 24 年）及び 2013 年（平成 25 年）には、東日本大震災に伴う復興需要の影響もあり微増しましたが、2014 年（平成 26 年）に再び減少に転じ、減少傾向が継続している状況です。

2015 年（平成 27 年）の国勢調査による本県の人口は、233 万 3,899 人で、老年人口（65 歳以上）は、1990 年代以降急速に増加し、2000 年（平成 12 年）の国勢調査時に年少人口の割合を超え、県人口の 25%を超過しています（図表：9）。

図表：9

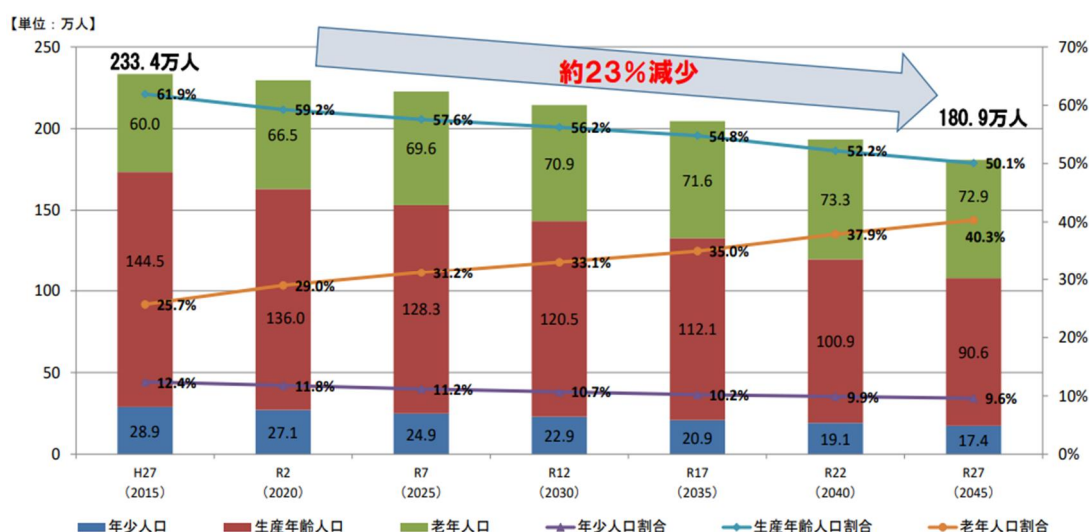
宮城県における人口の推移¹



国立社会保障・人口問題研究所の資料によれば、2045 年（令和 27 年）の本県の人口は約 180 万 9 千人になる見込みであり、2015 年から 2045 年の今後 30 年間で、約 23%減少すると推計されています。生産年齢人口（15～64 歳）及び年少人口（14 歳以下）は、今後さらに減少し、老年人口（65 歳以上）の増加により、2045 年の高齢化率は 40.3%になる見込みです（図表：10）。

図表：10

国の推計による宮城県の将来の人口²



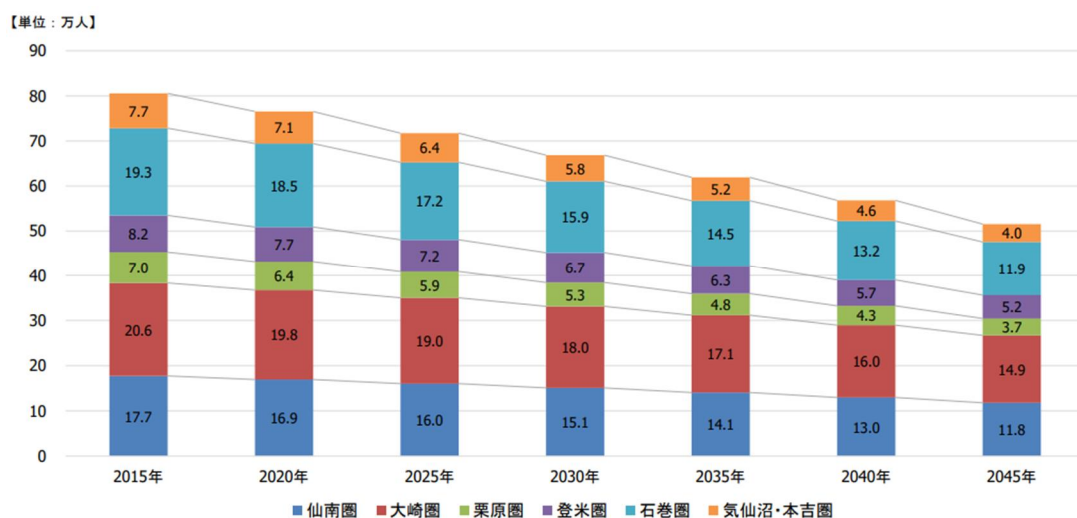
¹ 「国勢調査」（総務省）

² 「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月推計）」（国立 社会保障・人口問題研究所）

仙台都市圏以外の各圏域の人口予測を比較すると、圏域ごとに進行度合いに差は生じるものの、人口減少は加速することが見込まれています（図表：11）。

図表：11

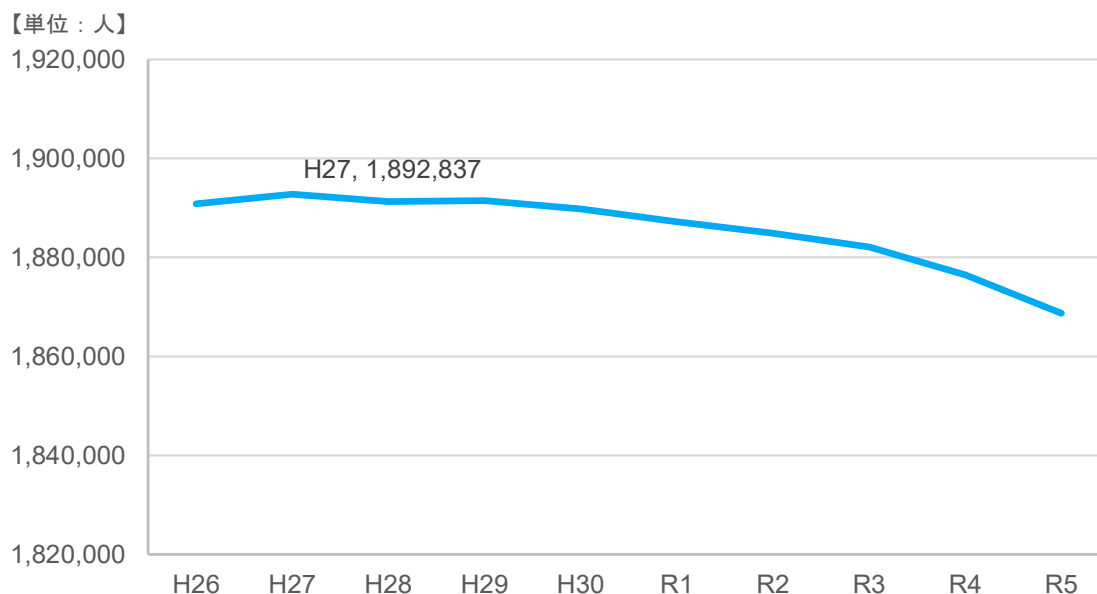
仙台都市圏以外の各圏域における将来の人口²



当局の水道用水供給事業における給水区域内の人口は、平成 26 年度以降、平成 27 年度をピークに減少が始まっており、上記の国の推計からも、今後は減少が進んでいくものと推定されます（図表：12）。

図表：12

給水人口の推移（2 事業合計）



（2）水需要の予測

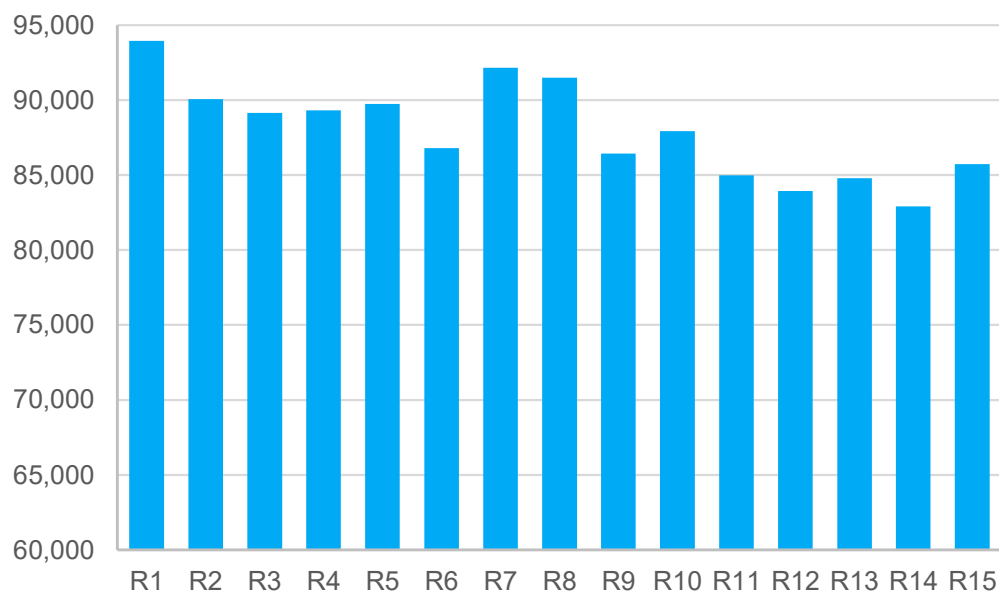
水道用水供給事業における給水量については、人口減少社会の到来や節水型社会の進展などにより水需要が逡減傾向にあります。

今後においては、前項の人口予測と同様の減少が想定されることから、経営シミュレーション上の給水量については、令和 15 年度までは受水市町村の計画給水量を採用し、令和 16 年度

以降は受水市町村の給水人口と同様に減少していく推計をしています。この結果、給水量は徐々に減少していく見込みとなっています（図表：13）。

図表：13 経営シミュレーションにおける給水量の今後予測（2事業合計）

【単位：千 m^3 /年】



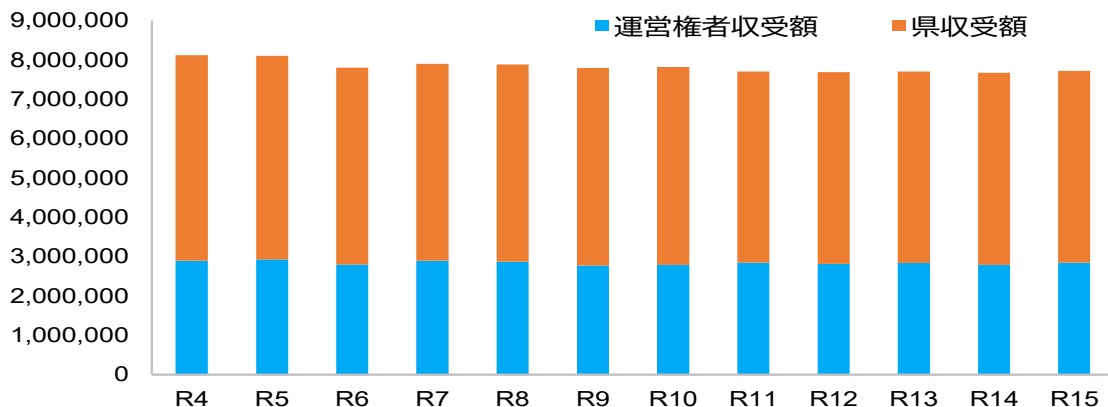
（3）料金収入の見通し

今後の人口減少や節水型社会の進展により、給水量の減少は避けられない状況であることから、料金単価については、段階的な値上げを行い、収入を確保していかなければなりません。また、災害時の対応や、施設及び管路の老朽化による更新投資などに備える内部留保資金を蓄積するための資産維持費についても、適切に計上することが必要です。

これらを踏まえた経営シミュレーションを行い、給水量予測に対応する収入の必要額、及び供給単価を設定の上、今後の料金収入を推計しており、ほぼ横ばいと予測しています（図表：14）。

図表：14 経営シミュレーションにおける水道料金収入の見通し（2事業合計）

【単位：千円】



(4) 施設の見通し

広域水道事業施設の多くは建設から 40 年が経過し（図表：15）、老朽化による大規模な漏水事故の危険性が懸念され、施設の更新を考えていく必要があります。また、東日本大震災でも被害を受け、送水を停止するなどしたため、できる限り供給を継続できるような施設の耐震対策が急務となっています。

このような背景の中、持続可能な水道用水供給事業を実現していくために、アセットマネジメント計画を改定し、施設更新・耐震化事業を合理的かつ適切に実施することで、確実な事業経営を目指していくこととしています。

図表：15

事業別の経過年数

令和 6 年 3 月末時点

事業名	浄水場名	管路延長（km）	供用年度	経過年数
大崎広域水道	麓山浄水場	135.9	S55	44
	中峰浄水場			
仙南仙塩広域水道	南部山浄水場	214.4	H2	34

3 経営の基本方針

水道用水供給事業は、県民生活に必要不可欠なライフラインである水道の根幹を担っており、安全・安心な水道水の安定かつ継続した供給が常に求められています。しかしながら、人口減少社会の到来や節水型社会の進展などにより水需要が逡減傾向にあり、将来的な減収が見込まれる一方、施設・管路の老朽化に伴う更新費用の増加など、今後ますます厳しい経営環境に置かれることが予想されており、経営基盤の強化を図ることが喫緊の課題となっています。

当局ではこれまで、水質管理基準の確保や水源水質の保全に取り組み、広報活動を展開しながら関係者とも連携して事業運営を行ってきましたが、引き続き、安全・安心を確保し、県民の皆様や受水市町村等の信頼確保に努めていく必要があります。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、耐震化の推進やバックアップ体制の構築に取り組み、危機管理体制の充実にも取り組んできましたが、基幹土木施設の耐震化や伸縮可とう管の補強については、進捗に遅れが生じていることから、より一層、強靱な水道に確保に向けた取組が必要となっています。

さらに、民間活力の導入と経営基盤の強化等を図るため、みやぎ型管理運営方式を令和4年度から導入し、効率的な経営等に取り組んでおり、引き続き、民間活力の活用を進め、持続可能な経営を推進する必要があります。

一方、経済社会環境の変化に対応するため、カーボンニュートラルやDX（デジタルトランスフォーメーション）等の推進に向けて、新たな視点を持って事業運営を行っていくことが求められています。

これらの状況を踏まえ、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営する」という地方公営企業の経営の基本原則に基づき、次の経営方針を掲げ、地域の発展に貢献する経営を目指します。

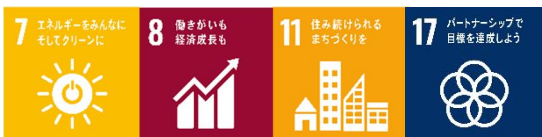
基本方針

- 浄水場等の維持管理や水質検査等を適切に行い、関係機関との連携のもと、安全で安心な水道用水を安定的に供給します。【安全・安心】
- 施設・管路の耐震化を更に進めるとともに、危機管理体制を充実し、災害に強い強靱な水道を構築します。【強靱】
- 民間活力を活用しながら、経営基盤を強化し、安定した経営を継続します。【持続】

4 施策目標と取組

(1) 施策目標

上記の基本方針に基づき、下記 3 つの施策目標を設定し、水道 3 事業を展開していきます。

施策目標	目指すべき姿	取組内容
施策目標 1 安全で安心な水の確保 【安全・安心】	浄水場・処理場等の維持管理や水質検査等を適切に行うとともに、県民の皆様や関係市町村・事業所及び国等の関係機関と連携し、自然環境の変化にも的確に対応しながら、用水供給と汚水処理が安定的に継続され、安全で安心な生活環境が創出されています。 	取組 1 良好な水質の確保 取組 2 関係者との連携 取組 3 適切な広報活動の展開
施策目標 2 災害に強い強靱な施設と体制の構築 【強靱】	東日本大震災の教訓を踏まえ、施設の更なる耐震化が図られているとともに、危機管理体制が充実し、災害に強い施設と体制が構築されています。 	取組 4 耐震化の更なる推進 取組 5 施設の長寿命化対策と適切な更新 取組 6 危機管理体制の充実
施策目標 3 持続可能な水道経営 【持続】	人口減少社会の到来による水需要の減少など、水道事業環境が変化する中、民間活力を活用しながら経営基盤が強化され、安定した経営が行われ、カーボンニュートラルにも取り組んでいます。 	取組 7 経営基盤の強化と効率的な経営 取組 8 民間活力の活用 取組 9 カーボンニュートラルの推進と資源の活用 取組 10 広域化・共同化への対応

(2) 施策目標の達成に向けて取り組む事業

イ 施策目標 1：安全で安心な水の確保

取組 1：良好な水質の確保

① 水質検査及び監視の充実 〔企業局〕〔運営権者〕

- ・毎年度作成する水質検査計画に基づき、当局と運営権者が定期的に水質検査を行います。
- ・さらに当局では、水道法に基づく水質検査を市町村の受水点で定期的に行うとともに、無作為に選んだ受水点で抜き打ち検査を実施し、水道用水の安全性を確認します。
- ・末端受水点の水質を自動観測装置により常時監視します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
水質検査及び監視の充実								

【自動水質計測器】



② 施設の適切な維持管理 〔運営権者〕

- ・浄水場やポンプ場の機械・電気設備及び浄水池や調整池について、定期的な点検や修繕、清掃を実施し、良好な水質の水道用水を安定的に供給します。
- ・浄水処理においては、塩素消毒により発生する消毒副生成物（トリハロメタン等）を抑制するため、塩素注入箇所の最適化を図り、安全な水道用水を供給します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
施設の適切な維持管理								

③ 流入水質の状況把握と監視 〔運営権者〕

- ・ダム湖での藻類増殖によるカビ臭の発生を防ぐため、水処理の過程で粉末活性炭注入のきめ細かな管理を行います。
- ・水源及び着水井のプランクトンの計数や水深ごとの水温・濁度測定により、適切な取水水深を選択するなど、良質な原水を確保します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
流入水質の状況把握と監視								

④ 水源保全活動の支援 〔企業局〕〔運営権者〕

- ・ダム管理者や給水区域内各市町村と連携し、水源であるダムの清掃美化活動を行うとともに、水源地の環境保全の重要性について、県民に理解していただく取組を積極的に推進します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
水源保全活動の支援								

【ダム湖畔清掃】



取組２：関係者との連携

① 情報共有・交換の場の設置 〔企業局〕〔運営権者〕

- ・受水市町村との協議の場である「広域水道協議会」を活用し、受益者である受水市町村と共通認識を形成しながら事業を運営します。
- ・受水市町村の情報発信の充実や意見交換等により相互の緊密な連携を図るほか、具体の課題についてはワーキンググループを随時設置するなど、連携を図りながら課題を解決していきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
情報共有・交換の場の設置								

【広域水道協議会】



② 異常流入等における情報提供 〔企業局〕〔運営権者〕

- ・大雨や台風などにより、水源から取水する原水に高濁度が見込まれる場合又は高濁度が確認された場合には、供給する水道水への影響が懸念されることから、受水市町村及び関係機関に対して連絡網等を活用し速やかに情報提供します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
異常流入等における情報提供								

【関係機関へ情報提供】



③ 災害等に備えた合同訓練の実施 〔企業局〕〔運営権者〕

- ・災害発生時や漏水事故等様々な事象への対応能力の向上を図るため、受水市町村や運営権者等と連携して定期的に合同訓練を実施していきます。
- ・水質事故については、初動対応として受水市町村等への適切な情報提供が重要であることから、情報を迅速かつ正確に共有できるよう運営権者と連携して事故対応能力の向上に努めていきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
災害等に備えた合同訓練の実施								

取組３：適切な広報活動の展開

① 住民理解の向上に向けた情報の発信 〔企業局〕〔運営権者〕

- ・将来を担う子どもたちや地域住民等に、水の大切さや水道の仕組みと重要性などを理解してもらうため、小学生等に対する環境学習や社会学習の場として、浄水場の施設を公開するほか、職員による出前講座等の事業を積極的に行っていきます。
- ・県民の水道水に対する正しい理解と信頼性を高めるため、水道週間を活用し、水道に関するパネル展等のPRイベントを県内各地で積極的に開催するほか、当局の広報誌等により情報発信を行っていきます。
- ・みやぎ型管理運営方式を導入した水道用水供給事業の経営・水質状況など、県ホームページ等を通じて適切に公表していきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
住民理解の向上に向けた情報の発信								

□ 施策目標２：災害に強い強靱な施設と体制の構築

取組４：耐震化の更なる推進

① 基幹土木施設の耐震化 〔企業局〕

- ・仙南・仙塩広水の着水井や濃縮槽など、耐震化されていない一部の基幹土木施設については、現在の耐震性能と耐震化工事に当たって必要となる代替施設や仮設工法などを総合的に検討し、より災害に強い施設を目指します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
基幹土木施設の耐震化								

② 管路の耐震化 【企業局】

- ・非耐震管（A形・T形）を使用した送水管については、令和 9 年度までに耐震管（GX 形）に更新します。
- ・軟弱地盤に布設された耐震適合性を有しない管路（K 形）についても、緊急度や優先度を考慮しながら、耐震管への更新を進めていきます。



③ 伸縮可とう管の補強 【企業局】

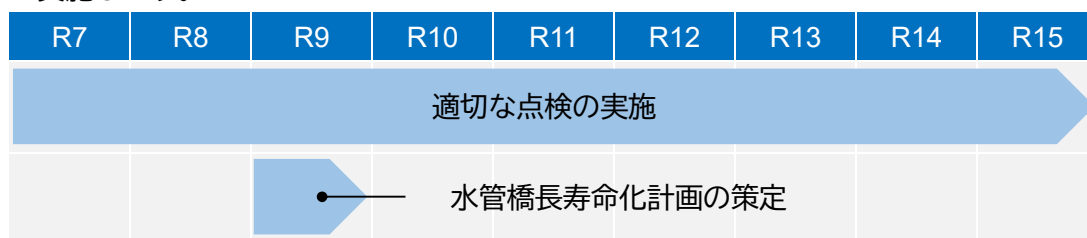
- ・東日本大震災時、地震の影響で送水管の伸縮可とう管が抜け出し、大規模な漏水が発生した教訓を踏まえ、引き続き、伸縮可とう管の現況調査と補強工事を実施していきます。
- ・仙南・仙塩広水において補強が必要と判明している国道 45 号の横断部（多賀城市下馬）や仙台北環状線の車道部（仙台市泉区）など 16 箇所については、令和 10 年度までの補強工事の完了を目指します。



取組 5：施設の長寿命化対策と適切な更新

① 計画に基づく適切な点検の実施 【企業局】〔運営権者〕

- ・令和 3 年 10 月に発生した和歌山市の水管橋落橋事故を踏まえて策定した水管橋定期点検計画に基づき、令和 4 年度からの 5 か年サイクル（第 1 回：令和 4 年度～令和 8 年度）で全ての水管橋について、構造部の詳細な点検を実施していきます。また、この点検結果を踏まえ、令和 9 年度には、水管橋長寿命化計画を策定し、適正な施設保全を実施していきます。
- ・浄水場等の機械・電気設備については、中期及び年間の保守点検・修繕計画に基づき、計画的かつ適切に点検を行っていきます。また、新設する各種センサーにより設備状態を連続監視するとともに、センシング技術と劣化診断ツールを活用し、予防保全型の保守点検を実施します。



【電気設備点検状況】



② 管路更新計画の策定 〔企業局〕

- ・軟弱地盤箇所や過去に漏水が発生した箇所の耐震化、さらに将来の本格的な管路更新を見据え、令和 6 年度に行う、管路更新計画策定業務委託において実施する AI 等を活用した劣化診断や、管路の基礎調査及び試掘による管体調査に基づき、新たな管路更新計画を策定します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15

取組 6：危機管理体制の充実

① 業務継続計画に基づく大規模災害時の対応 〔企業局〕〔運営権者〕

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ改定した企業局業務継続計画（BCP）、企業局災害等実施要領、企業局緊急時対策指針及び緊急時の措置の手引き等のマニュアルについて、組織体制の変更や顕在化した課題に合わせ適宜見直し、一層の充実を図ります。
- ・運営権者とともに企業局防災訓練を毎年度実施するなど、災害時の対応に備えていきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15

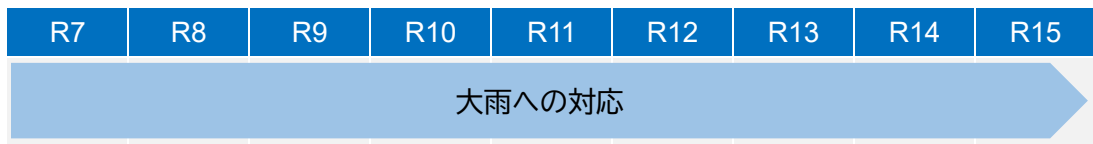
② 関係団体等との協定に基づく対応 〔企業局〕

- ・広域的な災害時には、公益財団法人日本水道協会宮城県支部などと連携しながら対応に当たります。また、資機材の提供や水質検査等については、東京都水道局との連携協定等に基づき迅速に対応していきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15

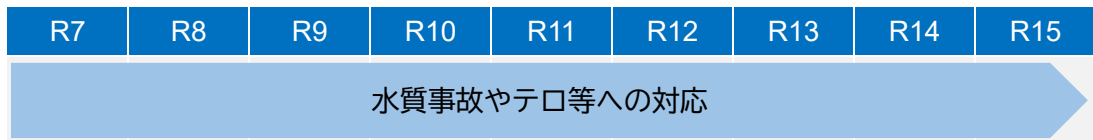
③ 大雨・渇水への対応 〔企業局〕〔運営権者〕

- ・大雨等により高濁度が発生するおそれがある場合には、気象情報の早期収集やダム・河川管理者等と連携の上、給水に影響が生じないよう対策を講じます。
- ・一方、渇水時には、流域ごとに設置される渇水情報連絡会において、利用者間での取水量調整等を行います。



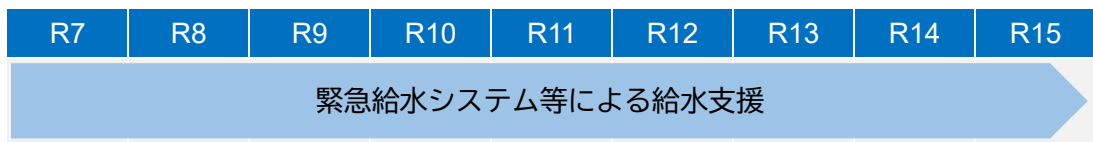
④ 水質事故やテロ等への対応 【企業局】〔運営権者〕

- ・水道施設における不測の水質事故等に対し、迅速かつ適切に対応するため、水道施設の警備や取水制限及び魚類飼育槽等による水質状況の把握と監視を行います。
- ・水源についても、有事における水質分析等の定期的な訓練も取り入れながら、適切に対応していきます。



⑤ 緊急給水システム等による給水支援 【企業局】

- ・受水市町村等から要請があった場合には、送水管に設置された給水取り出し配管や空気弁に緊急給水装置を設置し、給水車や給水栓への給水支援を行います。



⑥ 危機管理データベースの作成と運用 【企業局】

- ・漏水事故等が発生した場合には、迅速かつ的確な対応が求められることから、危機管理と技術継承の観点からデータベース（事例集）を構築し、運用します。

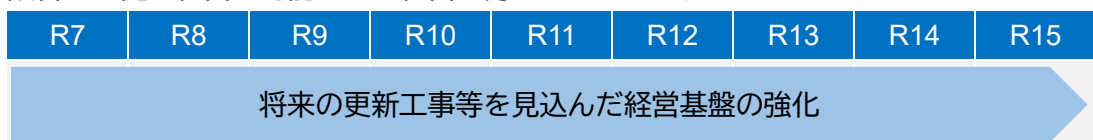


八 施策目標3：持続可能な水道経営

取組7：経営基盤の強化と効率的な経営

① 将来の更新工事等を見込んだ経営基盤の強化 【企業局】

- ・アセットマネジメントによる維持管理及び計画的な更新を行い、長期的な視点で適切な施設管理と健全経営が可能となる経営に努めていきます。



② 適正な料金・負担金の設定 【企業局】

- ・「将来の更新を含む施設の適切な管理」や「今後発生が予想される災害等からの復旧」に確実に対応するため、30年、40年先を見据えた長期的な財務の健全性を確保した経営を目指していきます。

- ・料金の設定に当たっては、「広域水道協議会」において、受水市町村と丁寧に協議を進めていきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
適正な料金・負担金の設定				適正な料金・負担金の設定				

③ 資産の有効活用と適正管理 【企業局】

- ・経営管理のためには、資産の適切な把握及び管理が不可欠であることから、県及び運営権者が実施する更新工事に伴う固定資産の変動について、固定資産台帳による適切な管理に努めていきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
資産の有効活用と適正管理								

取組８：民間活力の活用

① 運営権者に対する適切なモニタリング 【企業局】〔運営権者〕

- ・運営権者が、実施契約に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準書に定められた基準を安定的に遵守することを確認するため、モニタリング基本計画書及び実施計画書に基づき、書類、会議体及び現地によるモニタリングを実施します。
- ・運営権者は、モニタリング結果に基づき必要に応じて運営方法の見直しを行うほか、当局は、モニタリング結果及び対応状況等について、ホームページにおいて適切に情報を公開します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
運営権者に対する適切なモニタリング								

② 業務委託の更なる効率化 【企業局】

- ・新たな点検手法として、ドローンやＡＩ（人工知能）などの先進技術を積極的に取り入れるなど、民間の技術力の活用に努めます。
- ・事業ごとに業務を委託している管路巡視点検業務等について、エリアごとに委託するなど、経済性を考慮しつつ効率性や機動性を高めるとともに、長期契約による管路や弁、設備等に精通した技術者の育成など、民間活力が発揮できる手法等を検討し、全体最適化を図ります。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
業務委託の更なる効率化								

取組９：カーボンニュートラルの推進と資源の活用

① 再生可能エネルギーの導入推進 【企業局】〔運営権者〕

- ・仙南・仙塩広水における南部山浄水場小水力発電事業について、関係機関との協議・調整等を行い、発電開始に向けて着実に事業を推進します。
- ・みやぎ型管理運営方式の運営権者による任意事業として、受水施設への小水力発電や太陽光発電の導入を促進します。
- ・民間活力を活用した太陽光発電や小水力発電を引き続き実施していきます。
- ・ダム使用権など、未利用となっている資産を活用した新たな再生可能エネルギーの導入を検討していきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
再生可能エネルギーの導入推進								

【南部山浄水場小水力発電(想像図)】



② 省エネルギーと創エネルギーの推進 〔運営権者〕

- ・浄水場の攪拌設備（混和池）や掻寄機（濃縮槽）などに新技術を導入し、消費電力の削減を図ります。
- ・受変電設備の改築に当たっては、省エネ基準に基づいた変圧器を採用するほか、供給された電力の有効使用割合を高める自動力率調整を採用するなど、省エネを推進します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
省エネルギーと創エネルギーの推進								

③ 再資源化の推進 〔企業局〕〔運営権者〕

- ・各浄水場で発生する浄水発生土は、県内で多数の利用実績があるグラウンド用土壌材としての利用を促進します。
- ・放射性物質汚染特別措置法により指定廃棄物とされた浄水発生土については、適切に保管するとともに、適正処理に向けて、関係機関との協議を継続していきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
再資源化の推進								

取組 10：広域化・共同化への対応

① バックアップ管路等の運用と整備 〔企業局〕

- ・仙南・仙塩広水における高区・低区連絡管については、バックアップ機能を活用し、継続して適切に運用していきます。

- ・大崎広水と仙南・仙塩広水の管路接続については、水需要の動向や県内水道事業の広域連携の進展を踏まえながら、検討を進めていきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
バックアップ管路等の運用と整備								

② 市町村等とのバックアップ体制の構築 【企業局】

- ・災害や漏水、水質事故等が発生した場合のバックアップ体制については、管路の相互接続などのハード面と、給水車や復旧資材の確保等に向けた県内や隣県への応援体制の整備などのソフト面をあわせて、体制強化に努めていきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
市町村等とのバックアップ体制の構築								

③ 広域化・共同化への対応 【企業局】

- ・令和４年度に環境生活部（現・土木部）が中心となって策定した「水道広域化推進プラン」を推進するため、知事部局と連携を図りながら、先行する他府県の様々な手法等を参考にしつつ、市町村の意向等を踏まえ、水道用水供給事業を含めた最適な広域化の手法について、引き続き検討していきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
広域化・共同化への対応								

5 投資・財政計画（収支計画）

（１）投資・財政計画（収支計画）

水道用水供給事業における収支財務計画作成に当たっての基本的な考え方及び目標等は次のとおりです。

【基本方針】

水道用水供給事業は、県民生活に不可欠な社会資本であり、施設の適切な管理や自然災害など、突発的に発生する様々な事象に対して迅速な対応が求められます。

そのため、今後の事業経営においては、長期的にも安定した経営が可能となるよう、黒字経営を基本とした上で、施設改良・管路更新工事の際の資金需要や災害時等に迅速な対応が可能となる、安定した財務状況の確保を目指します。

【基本的な考え方】

① 今後の人口減少等を加味した料金収入の確保

② 施設の耐用年数を踏まえた更新費用の確保

③ 民間活用や効率化等の経営改善を反映

※ 物価上昇については考慮していませんが、昨今の経済環境を踏まえ、今後、経営見通しへの物価動向の反映も検討することとしています。

【主な試算条件】

項 目	試算条件
水量	・ 受水市町村から提出された令和 15 年度までの 10 年間の水需要予測とする
その他	・ 動力費、薬品費など運営権者の負担費用は運営権者収受額で計上する ・ 受託工事収益など非定常的な項目については非計上とする ・ 修繕費、撤去費、減価償却費、建設改良費（管路、土木建築）などは県計画による試算値とする ・ 企業債は、過去の借入実績等を考慮し「5 年据置、25 年償還、金利 1%」とする

【目標】

項 目	目 標
収益的収支	・ 料金期間（5 年）ごとに収支が概ね均衡
内部留保資金残高	・ 年間キャッシュアウトフロー額を上回る額
企業債残高	・ 給水収益の 3 倍程度（全国類似団体との比較）を上回らない額、管路更新が集中する期間については 5 倍程度
資産維持費	・ 内部留保資金残高と企業債残高を安定する水準とするため、適正金額を計上
供給単価	・ 急激な料金変動を避けるため、改定額は 10%以内に抑制

【投資・財政計画（収益的収支）】【大崎広域水道事業】

（単位：千円、％）

区 分		年 度	令和5年度 （ 決 算 ）	令和6年度 〔 決 算 〕 見 込	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1,366,691	1,513,947	1,284,541	1,421,447	1,527,057	1,640,367	1,826,382	1,933,676	2,014,527	2,056,450	2,135,235
		(1) 料 金 収 入	1,356,106	1,390,849	1,217,311	1,207,501	1,198,539	1,188,238	1,253,225	1,247,082	1,247,715	1,245,303	1,244,884
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		52,268									
		(3) そ の 他	10,585	70,830	67,230	213,946	328,518	452,129	573,157	686,594	766,812	811,147	890,351
		2. 営 業 外 収 益	176,492	351,512	164,117	164,117	164,117	164,117	163,987	163,481	161,930	142,781	123,676
		(1) 補 助 金		172,887									
		他 会 計 補 助 金											
		そ の 他 補 助 金		172,887									
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	174,464	178,363	164,117	164,117	164,117	164,117	163,987	163,481	161,930	142,781	123,676
		(3) そ の 他	2,028	262									
収 益 的 支 出	収 益 的 支 出	収 入 計 (C)	1,543,183	1,865,459	1,448,658	1,585,564	1,691,174	1,804,484	1,990,369	2,097,157	2,176,457	2,199,231	2,258,911
		1. 営 業 費 用	1,866,144	2,317,463	1,758,451	1,896,202	2,014,672	2,158,778	2,275,690	2,376,181	2,433,907	2,359,858	2,323,958
		(1) 職 員 給 与 費	211,978	236,453	207,527	203,169	198,902	198,902	198,902	198,902	198,902	198,902	198,902
		基 本 給 与 費	104,100	113,392	99,103	97,022	94,985	94,985	94,985	94,985	94,985	94,985	94,985
		退 職 給 付 費											
		そ の 他	107,879	123,061	108,424	106,147	103,918	103,918	103,918	103,918	103,918	103,918	103,918
		(2) 経 費	470,283	882,728	410,237	555,747	687,299	843,026	982,018	1,104,255	1,191,577	1,249,542	1,357,122
		動 力 費											
		修 繕 費	60,294	78,772	49,423	44,930	44,930	44,930	44,930	44,930	44,930	44,930	44,930
		材 料 費		1,700									
支 出	支 出	そ の 他	409,989	802,256	360,814	510,817	642,369	798,096	937,088	1,059,325	1,146,647	1,204,612	1,312,192
		(3) 減 価 償 却 費	1,183,883	1,198,282	1,140,687	1,137,287	1,128,471	1,116,850	1,094,770	1,073,024	1,043,428	911,414	767,934
		2. 営 業 外 費 用	43,735	190,104	28,461	24,402	20,771	17,542	14,761	12,501	10,320	8,541	7,241
		(1) 支 払 利 息	43,502	34,371	28,461	24,402	20,771	17,542	14,761	12,501	10,320	8,541	7,241
		(2) そ の 他	233	155,733									
		3. 予 備 費		1,500									
		支 出 計 (D)	1,909,879	2,509,067	1,786,911	1,920,604	2,035,443	2,176,320	2,290,451	2,388,682	2,444,227	2,368,398	2,331,199
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 366,696	△ 643,608	△ 338,253	△ 335,040	△ 344,268	△ 371,836	△ 300,082	△ 291,525	△ 267,770	△ 169,168	△ 72,288
		特 別 利 益 (F)	48,757										
		特 別 損 失 (G)	36,601										
流 動	流 動	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	12,156										
		当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	△ 354,539	△ 643,608	△ 338,253	△ 335,040	△ 344,268	△ 371,836	△ 300,082	△ 291,525	△ 267,770	△ 169,168	△ 72,288
		繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	197,268										
		流 動 資 産 (J)	8,991,339										
		う ち 未 収 金	282,785										
		流 動 負 債 (K)	949,464										
		う ち 建 設 改 良 費 分	360,832										
		う ち 一 時 借 入 金											
		う ち 未 払 金	283,148										
		累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)											
流 動	流 動	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)											
		営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	1,366,691	1,461,679	1,284,541	1,421,447	1,527,057	1,640,367	1,826,382	1,933,676	2,014,527	2,056,450	2,135,235
		地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)											
		健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)											
		健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)											
		健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 模 式 (P)											
		健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)											

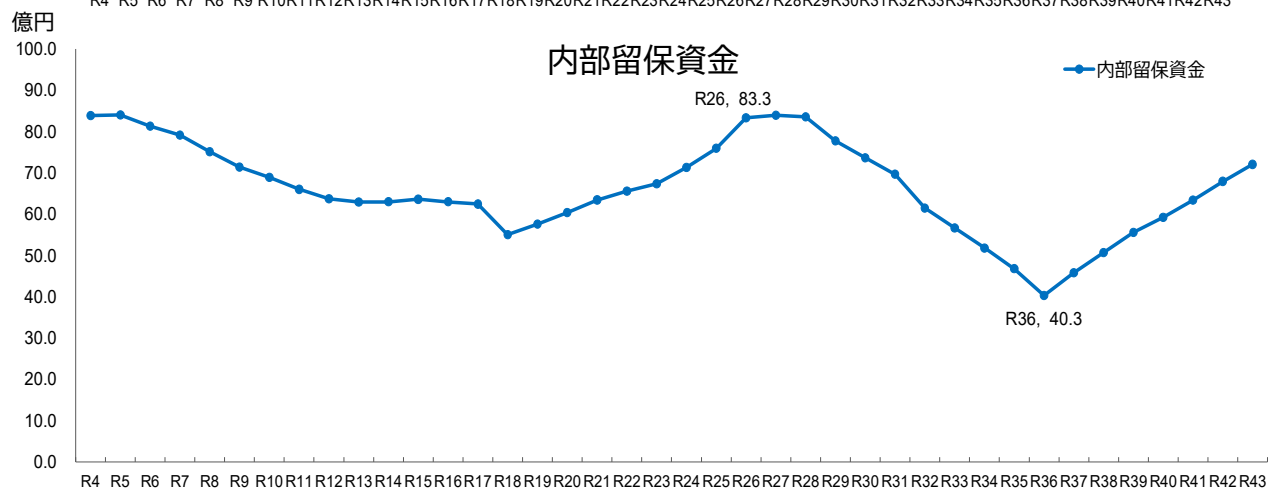
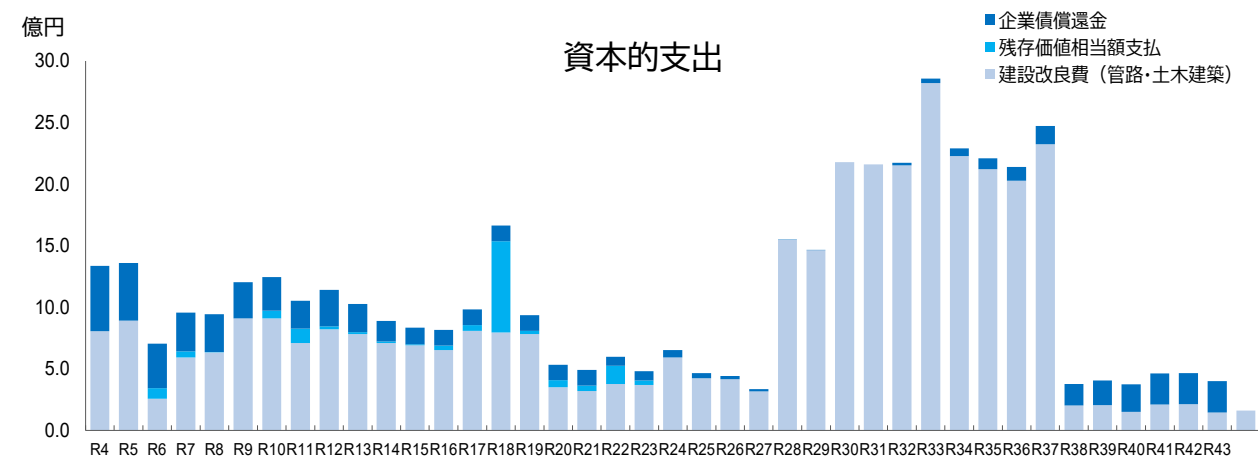
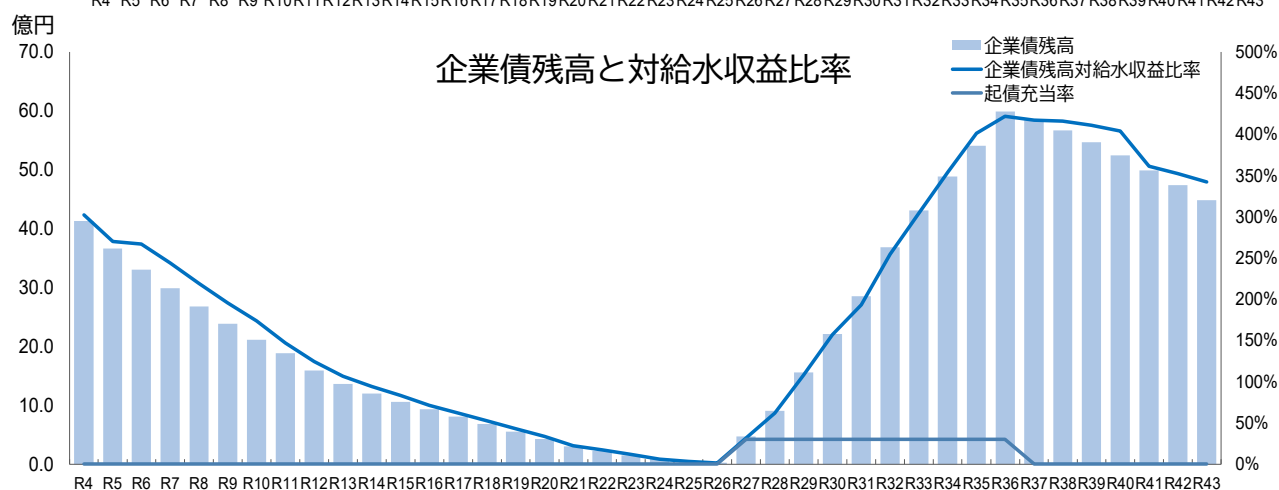
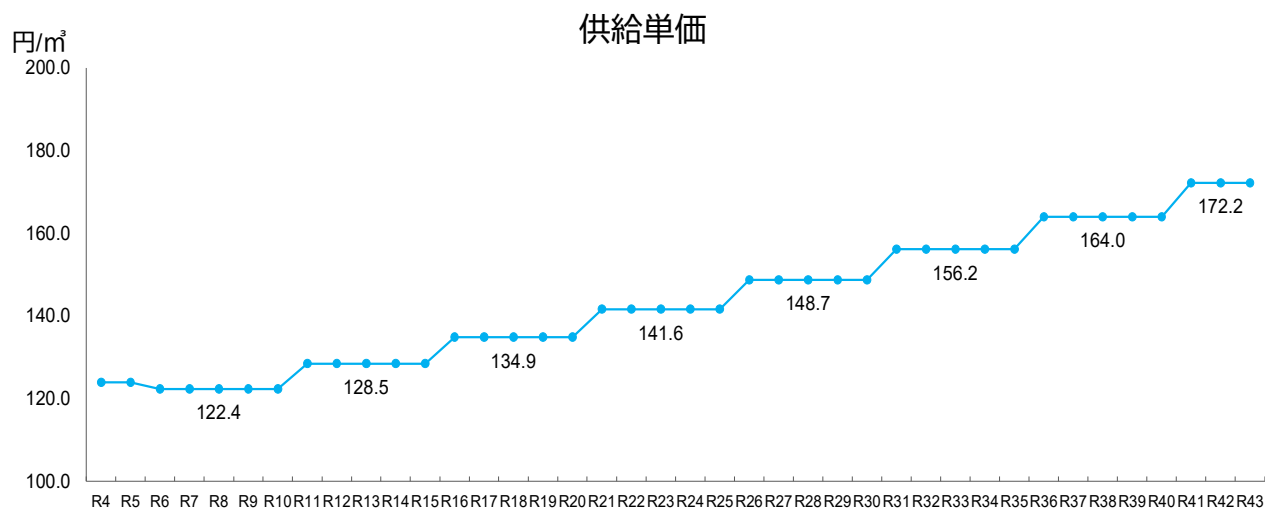
【投資・財政計画（資本的収支）】【大崎広域水道事業】

(単位:千円)

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分		(決 算)	(決 算) (決 見 込)									
資 本 的 収 入	1. 企 業 債											
	うち 資本費平準化債											
	2. 他 会 計 出 資 金	35,384										
	3. 他 会 計 補 助 金	32,167										
	4. 他 会 計 負 担 金											
	5. 他 会 計 借 入 金											
	6. 国(都道府県)補助金											
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金											
	8. 工 事 負 担 金	2,817	25,875									
	9. そ の 他											
	計 (A)	70,368	25,875									
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純 計 (A)-(B) (C)	70,368	25,875									
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	255,768	201,821	633,755	910,792	910,753	710,444	821,603	780,844	710,444	691,372	653,779
	うち 職 員 給 与 費											
	2. 企 業 債 償 還 金	467,536	360,833	315,425	308,710	291,365	273,460	225,255	296,554	227,401	164,430	136,531
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金											
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金											
	5. そ の 他		85,544	47,856	1,272		61,179	115,548	22,867	17,869	12,548	6,896
	計 (D)	723,304	648,198	997,035	1,220,774	1,202,118	1,045,083	1,162,406	1,100,265	955,715	868,351	797,206
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		652,936	622,323	997,035	1,220,774	1,202,118	1,045,083	1,162,406	1,100,265	955,715	868,351	797,206
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	629,942										
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											
	3. 繰 越 工 事 資 金											
	4. そ の 他	22,995										
	計 (F)	652,936										
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)			622,323	997,035	1,220,774	1,202,118	1,045,083	1,162,406	1,100,265	955,715	868,351	797,206
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)												
企 業 債 残 高 (H)		3,661,007	3,300,175	2,984,750	2,676,040	2,384,675	2,111,215	1,885,960	1,589,406	1,362,005	1,197,574	1,061,044

○他会計繰入金

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分		(決 算)	(決 算) (決 見 込)									
収 益 的 収 支 分												
	うち 基 準 内 繰 入 金											
	うち 基 準 外 繰 入 金											
資 本 的 収 支 分												
	うち 基 準 内 繰 入 金											
	うち 基 準 外 繰 入 金											
合 計												



【投資・財政計画（収益的収支）】【仙南・仙塩広域水道事業】

（単位：千円、％）

区 分		年 度	令和5年度 (決 算)	令和6年度 〔 決 算 〕 〔 見 込 〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	6,770,883	7,206,286	6,905,710	6,974,294	6,946,719	7,151,208	7,005,500	7,056,269	7,190,593	7,220,851	7,314,985	
		(1) 料 金 収 入	6,753,291	7,164,296	6,672,021	6,651,279	6,559,059	6,576,456	6,399,942	6,382,520	6,406,408	6,368,314	6,421,444	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		2,110										
		(3) そ の 他	17,592	39,880	233,689	323,015	387,660	574,752	605,558	673,749	784,185	852,537	893,541	
		2. 営 業 外 収 益	1,067,413	1,054,475	1,040,948	1,040,939	1,040,896	1,040,864	1,040,864	1,040,864	1,040,696	1,036,055	1,035,144	
		(1) 補 助 金	7,875	837										
		他 会 計 補 助 金	7,875	837										
		そ の 他 補 助 金												
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	1,048,075	1,042,552	1,040,948	1,040,939	1,040,896	1,040,864	1,040,864	1,040,864	1,040,696	1,036,055	1,035,144	
		(3) そ の 他	11,463	11,086										
収 益 的 支 出	支 出	収 入 計 (C)	7,838,296	8,260,761	7,946,658	8,015,233	7,987,615	8,192,072	8,046,364	8,097,133	8,231,289	8,256,906	8,350,129	
		1. 営 業 費 用	6,984,616	7,434,046	7,105,912	7,236,692	7,346,041	7,603,869	7,703,565	7,722,927	7,848,590	7,902,115	8,037,140	
		(1) 職 員 給 与 費	270,088	298,102	258,864	253,428	248,106	248,106	248,106	248,106	248,106	248,106	248,106	
		基 本 給 与 費	130,416	139,441	127,081	124,412	121,799	121,799	121,799	121,799	121,799	121,799	121,799	
		退 職 給 付 費	3,024	6,048	3,024	3,024	3,024	3,024	3,024	3,024	3,024	3,024	3,024	
		そ の 他	136,649	152,613	128,759	125,992	123,282	123,282	123,282	123,282	123,282	123,282	123,282	
		(2) 経 費	949,092	1,129,675	1,032,556	1,117,002	1,185,497	1,388,825	1,425,854	1,472,616	1,578,172	1,650,374	1,694,560	
		動 力 費	74	176										
		修 繕 費	105,281	171,228	39,914	39,914	39,914	52,968	56,063	39,914	39,914	39,914	39,914	
		材 料 費		3,000										
支 出	支 出	そ の 他	843,737	955,271	992,642	1,077,088	1,145,583	1,335,857	1,369,791	1,432,702	1,538,258	1,610,460	1,654,646	
		(3) 減 価 償 却 費	5,765,435	6,006,269	5,814,492	5,866,262	5,912,438	5,966,938	6,029,605	6,002,205	6,022,312	6,003,635	6,094,474	
		2. 営 業 外 費 用	256,570	765,951	161,295	129,935	104,400	84,136	68,205	53,550	40,680	29,833	22,286	
		(1) 支 払 利 息	255,594	202,680	161,295	129,935	104,400	84,136	68,205	53,550	40,680	29,833	22,286	
		(2) そ の 他	976	563,271										
		3. 予 備 費		6,000										
		支 出 計 (D)	7,241,186	8,205,997	7,267,207	7,366,627	7,450,441	7,688,005	7,771,770	7,776,477	7,889,270	7,931,947	8,059,425	
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	597,110	54,764	679,451	648,606	537,174	504,067	274,594	320,656	342,019	324,959	290,704	
		特 別 利 益 (F)	48,757											
		特 別 損 失 (G)	36,601											
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	12,156											
		当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	609,266	54,764	679,451	648,606	537,174	504,067	274,594	320,656	342,019	324,959	290,704	
		繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	2,424,535											
		流 動 資 産 (J)	15,765,030											
		う ち 未 収 金	777,688											
		流 動 負 債 (K)	3,006,509											
		う ち 建 設 改 良 費 分	2,122,607											
		う ち 一 時 借 入 金												
		う ち 未 払 金	550,651											
		累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)												
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)												
		営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	6,770,883	7,204,176	6,905,710	6,974,294	6,946,719	7,151,208	7,005,500	7,056,269	7,190,593	7,220,851	7,314,985	
		地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)												
		健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)												
		健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)												
		健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)												
		健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)												

【投資・財政計画（資本的収支）】【仙南・仙塩広域水道事業】

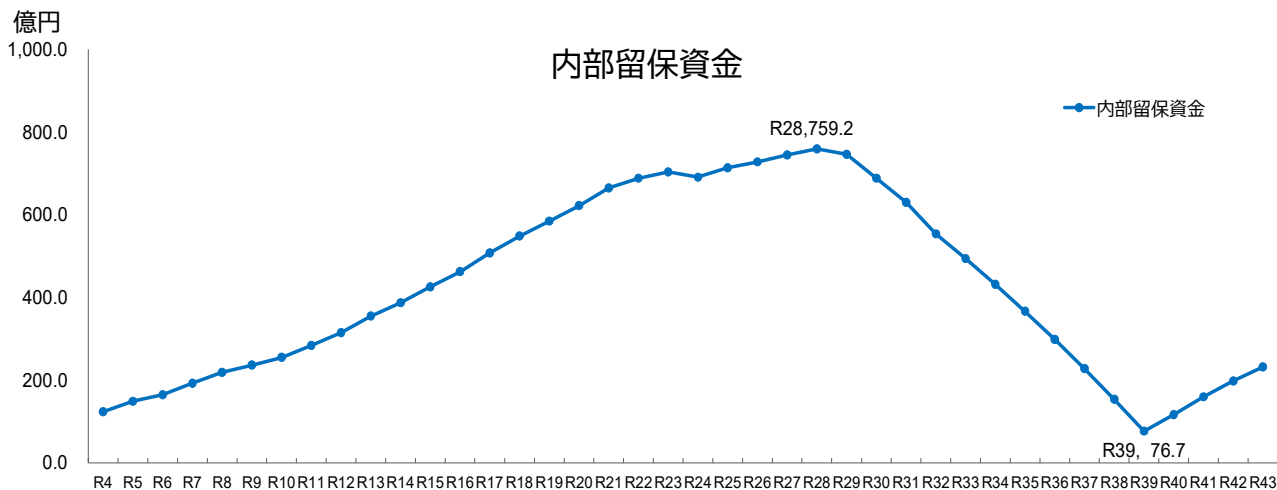
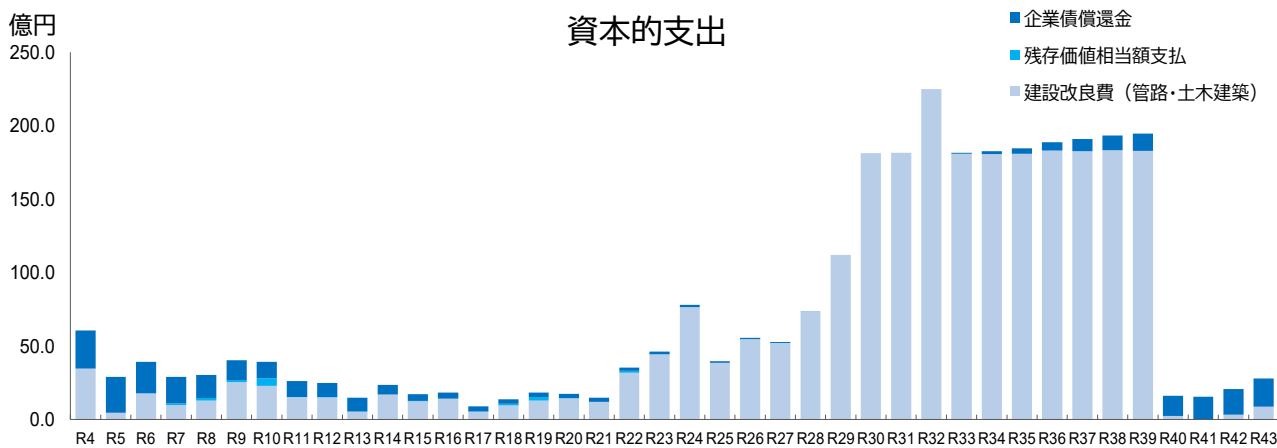
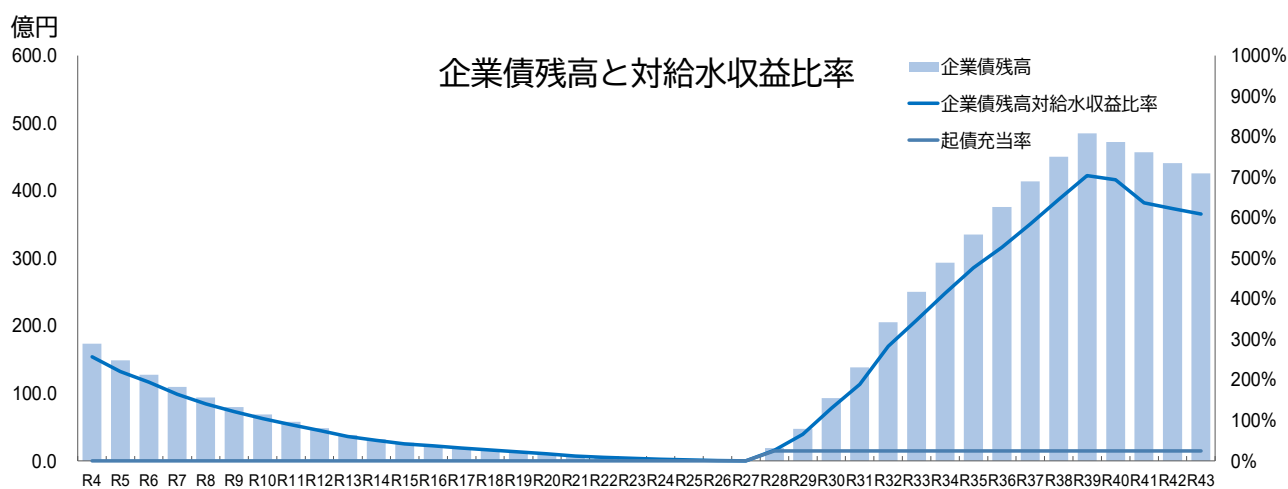
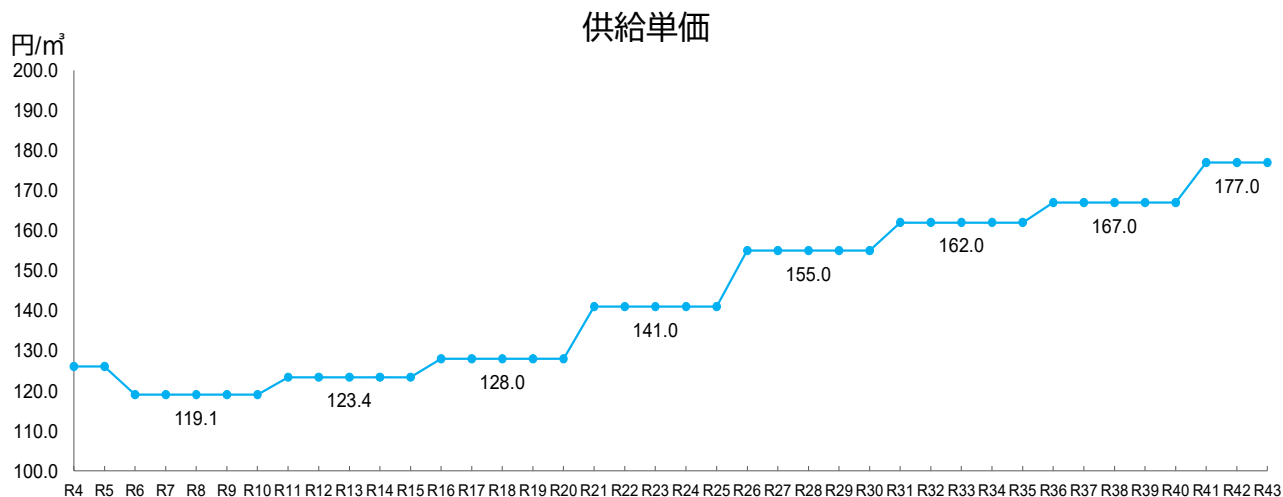
(単位:千円)

年 度 区 分		令和5年度 (決 算)	令和6年度 (決 算) 見 込	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
資 本 的 収 入 支 出	1. 企 業 債											
	うち 資本費平準化債											
	2. 他 会 計 出 資 金		1,170,000									
	3. 他 会 計 補 助 金											
	4. 他 会 計 負 担 金											
	5. 他 会 計 借 入 金											
	6. 国(都道府県)補助金											
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金											
	8. 工 事 負 担 金											
	9. そ の 他											
	計 (A)		1,170,000									
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純 計 (A)-(B) (C)		1,170,000									
	1. 建 設 改 良 費	462,721	2,423,648	979,981	1,297,559	2,554,346	2,296,442	1,518,556	1,503,295	536,316	1,695,839	1,234,114
	うち 職 員 給 与 費											
	2. 企 業 債 償 還 金	2,423,664	2,122,607	1,817,031	1,596,041	1,370,558	1,123,141	1,105,539	951,941	953,087	640,670	477,827
	3. 他会計長期借入返還金											
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金											
	5. そ の 他		52,819	105,365	149,210	118,642	514,472	0	23,933	788	15,607	25,169
	計 (D)	2,886,385	4,599,074	2,902,378	3,042,809	4,043,546	3,934,055	2,624,095	2,479,168	1,490,191	2,352,117	1,737,110
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	2,886,385	3,429,074	2,902,378	3,042,809	4,043,546	3,934,055	2,624,095	2,479,168	1,490,191	2,352,117	1,737,110
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,023,743										
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											
	3. 繰 越 工 事 資 金											
	4. そ の 他	1,862,642										
	計 (F)	2,886,385										
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)			3,429,074	2,902,378	3,042,809	4,043,546	3,934,055	2,624,095	2,479,168	1,490,191	2,352,117	1,737,110
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)												
企 業 債 残 高 (H)		14,903,899	12,781,293	10,964,262	9,368,221	7,997,663	6,874,522	5,768,984	4,817,043	3,863,956	3,223,286	2,745,458

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		令和5年度 (決 算)	令和6年度 (決 算) 見 込	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 的 収 支 分												
	うち 基 準 内 繰 入 金											
	うち 基 準 外 繰 入 金											
資 本 的 収 支 分												
	うち 基 準 内 繰 入 金											
	うち 基 準 外 繰 入 金											
合 計												



(2) 投資・財政計画の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

施設や設備の更新に当たっては、アセットマネジメント計画に基づき定期的な保守点検や適切な修繕を行い、長寿命化を図りながら、計画的に更新を実施することで、更新費用の抑制に努めます。

②収支計画のうち財源についての説明

概ね5年ごとに水道料金を見直すこととしており、今後の単価については、人口減少等に伴う給水量の減少を受け、段階的な上昇を想定しています。収支計画において補助金などは考慮していませんが、補助要件に合致する補助事業などは積極的に活用していくこととしています。企業債については、みやぎ型管理運営方式を導入したことによって経営基盤の強化が図られることから、事業期間中は借入を行わないものとしますが、借入を行う場合は給水収益の3倍程度（全国類似団体との比較）を上回らない額、管路更新が集中する期間については5倍程度とします。

企業債の繰上償還については、基本的には行いません。財政融資資金の貸付けは収支相償うよう運営されていることから、繰上償還を行う場合には、繰上償還に伴って生じる損失に対応する補償金の支払いが前提となるため、メリットがないためです。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- | | |
|--------|--|
| ・職員給与費 | みやぎ型管理運営方式導入による人員削減を考慮 |
| ・経費 | 修繕計画等に基づき所要額を計上 |
| ・減価償却費 | 更新資産の減価償却費を資産ごとの耐用年数に基づき推計の上、現有資産の減価償却額に合算 |
| ・支払利息 | 新発債の利息額を発行額に基づき推計の上、既往債の利息額に合算
(5年据置20年元利均等償還、利率1.0%) |

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①投資の合理化、費用の見直しについての検討状況

○広域化

県としては、水道事業の経営基盤強化方策として、広域化が有効であると認識しており、令和4年度に策定した「宮城県水道広域化推進プラン」に基づき、水道事業広域連携検討会等において事業体の皆様と意見交換を行いながら、比較的取り組みやすい連携策から段階的に広域化を進めていくこととしています。

一方、県の水道用水供給事業を含めた広域化については、連携手法の一つであると認識していることから、先行する他府県の様々な広域化の手法等を参考にしつつ、本県における最適な広域化の手法について、引き続き検討していきます。

○民間の資金・ノウハウ等の活用（PPP/PFI等の導入等）

水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少社会の到来や節水型社会の進展等による水需要の減少に伴い料金収入が減少していく一方で、施設や管路等の大規模な更新時期を迎えることから、今後ますます厳しさを増していく見込みです。そこで本県では経営基盤の強化を目指し、

民間のノウハウを活用することにより大幅なコスト削減を図ることが可能となる、みやぎ型管理運営方式を令和4年度から導入しました。

○施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）

○施設・設備の合理化（スベックダウン）

人口減少社会の到来や節水型社会の進展等による水需要の減少に伴い料金収入が減少していくことから、今後実施する施設の更新についてはダウンサイジングを考慮し実施していくこととします。大崎広域水道事業及び仙南・仙塩広域水道事業の管路更新については、ダウンサイジングを考慮し管路の更新到来時期の概ね10年前から本格的に着手することとしています。また、非耐震管（A形・T形）及び過去の漏水実績や軟弱地盤等の優先度の高い区間については、現況水量を鑑み、出来る限りダウンサイジングを考慮した上で、前倒しの更新を行います。

なお、令和6年度に行う管路更新計画策定業務委託において実施するAI等を活用した劣化診断等を踏まえ、ダウンサイジングを考慮した更新計画を策定する予定としています。

事業	管路	
大崎広域水道	・更新サイクル到来年度までに更新を完了させることを基本とし、本格的な更新着手時期は到来時期の概ね10年前とする。	・非耐震管（A・T型）の耐震化対策を先行して実施。（R3～R7） ・漏水実績や軟弱地盤等、優先順位の高い区間を前倒して更新する。（R8～R26） ・R27から本格的な更新に着手
仙南・仙塩広域水道	・標準耐用年数40年×2倍＝実耐用年数80年と設定。 ・更新に当たっては、<u>ダウンサイジングを考慮。</u>	・非耐震管（A型）の耐震化対策を先行して実施。（R7までに完了） ・低区系のK型軟弱地盤部を含めた優先度の高い一連区間を実施。（R7～R19） ・事業量を考慮し、一部（低区）はR20から着手する。

②財源についての検討状況

水道料金については、5年ごとの料金改定を基本とし、直近の決算状況や物価の状況などに反映し経営シミュレーションを見直した上で、受水市町村と協議します。また、基本料金の算定基礎となる基本水量及び料金負担の在り方について、見直しの議論を深めることにより、3か年を目途に令和8年度までに意見の集約を図り、速やかに料金設定に反映させるものとしします。

企業債については、みやぎ型管理運営方式を導入したことによって経営基盤の強化が図られることから、事業期間中は借入を行わないものとししますが、借入を行う場合は給水収益の3倍程度（全国類似団体との比較）を上回らない額、管路更新が集中する期間については5倍程度とします。

繰入金については、国が定めた基準に基づき、上水道事業の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るための出資に要する経費である、国庫補助金の対象となる事業の一部などに一般会計から繰入れるように調整を行います。

また、平成 24 年 6 月に「みやぎ再生可能エネルギー導入推進指針※」を策定し、東日本大震災からの復興に向け、再生可能エネルギーを活用した施策を実施し、「環境と経済の両立する宮城の実現」を目指すこととしています。この推進プロジェクトの一つとして、「再生可能エネルギー大規模導入プロジェクト」を掲げており、当局では、県有地や水道施設において民間活力を活用した太陽光発電及び省水力発電事業を実施し、再生可能エネルギー導入の推進を図っています。水道用水供給事業においては、高度成長期に策定された計画水量と現在の実供給水量の乖離も懸案となっていることから、南部山浄水場において、この計画水量と実供給水量の差である「未利用水」を活用した小水力発電を行うこととしています。

※「みやぎ再生可能エネルギー導入推進指針」：

東北地方太平洋沖地震の津波による原発事故の発生を受け、再生可能エネルギーが社会的に大きな注目を集める中、本県では、こうしたエネルギー政策を巡る社会情勢の大きな変化を踏まえ、平成 24 年 6 月に「みやぎ再生可能エネルギー導入推進指針」を策定し、再生可能エネルギー普及への取組を強化した。再生可能エネルギーのさらなる積極的導入のため、平成 26 年 3 月に「みやぎ再生可能エネルギー導入推進指針」を整理統合し、「再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」を策定、さらに令和 5 年 3 月には、当該基本計画を含めた関連 4 計画を整理・統合した「みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略」を策定し、脱炭素に向けた取組を推進している。

第2節 工業用水道事業

1 事業概要

当局が実施する工業用水道は、仙塩地域工業開発の基盤整備の一環として建設した「仙塩工業用水道」、主として新産業都市仙台湾地区の拠点となる仙台港背後地の工業開発のために建設した「仙台圏工業用水道」、本県の内陸工業開発最大のプロジェクトとして建設された仙台北部中核工業団地等の内陸型工業団地へ供給するための「仙台北部工業用水道」があります。

なお、3 工業用水道事業においては、工業用水道事業を取り巻く厳しい経営状況に対応するため、令和4年度からみやぎ型管理運営方式を導入しています。

(1) 事業の現況

①給水、施設

○仙塩工業用水道事業

本事業は仙塩特定地域総合開発計画の一環として、昭和32年度から昭和38年度までの7年間で建設されたもので、昭和36年11月から仙塩地区へ一部給水を開始しており、給水能力は一日最大100,000 m³です。

昭和39年、仙塩地区を含む仙台湾地区が新産業都市に指定され、昭和46年の仙台港の開港等により工業導入も急速に進展し、本工業用水道はそれら地域開発に大きく寄与してきました。

また、地盤沈下現象が顕著である仙台市苦竹地区等においては、地下水に代わる水源としての大きな役割を果たしています。

本工業用水道は建設後相当の期間が経過し、配水管等施設の老朽化が著しくなったことから、昭和49年度から昭和63年度までの15年間で改築工事を実施しています。また、平成元年度から建設を進めてきた仙台市泉地区及び富谷市成田地区への給水区域の拡張工事は平成5年度に終了し、平成6年4月1日より給水を開始しています。

・給水

	概要
供用開始年月日	昭和36年11月15日
契約水量	27,400 m ³ /日
給水先事業所数	41社（令和6年4月1日時点）
一日平均配水量	16,884 m ³ /日（令和5年度）

・施設

水源	大倉ダム			
施設数	浄水場設置数	1池	管路延長	71.1 km
	配水池設置数	2池		
現在配水能力	100,000 m ³ /日		契約水量	27,400 m ³ /日

○仙台圏工業用水道事業

本事業は、仙台港背後地の工業開発により既設の仙塩工業用水道のみでは需要に応ずる余力がなくなることが見込まれたことから、新たに昭和47年度から昭和51年度までの5年間で建設したもので、昭和51年10月1日から給水を開始しています。

給水能力は一日最大100,000 m³で、仙台港背後地に立地する石油精製、都市ガス、鉄鋼関連

の企業等のほか、名取市、七ヶ浜町及び利府町の企業にも給水しています。

・給水

	概要
供用開始年月日	昭和 51 年 10 月 1 日
契約水量	40,316 m ³ /日
給水先事業所数	15 社（令和 6 年 4 月 1 日時点）
一日平均配水量	28,982 m ³ /日（令和 5 年度）

・施設

水源	釜房ダム			
施設数	浄水場設置数	—	管路延長	32.1 千m
	配水池設置数	2 池		
現在配水能力	100,000 m ³ /日		契約水量	40,316 m ³ /日

○仙台北部工業用水道事業

本事業は、黒川郡の大和町と大衡村にまたがる本県内陸最大のプロジェクトとして建設された仙台北部中核工業団地のほか、大崎市における立地企業に対し一日最大 58,500 m³の工業用水を供給するものです。

昭和 50 年度に建設工事に着手し、大崎市三本木地区までの整備を昭和 54 年度までに完成、昭和 55 年 4 月から一部給水を開始しています。

また、昭和 63 年度から一部分譲を開始した仙台北部中核工業団地内の配水管布設工事は平成 3 年度に終了し給水を開始しており、平成 4 年度から平成 14 年度にかけて、第二仙台北部中核工業団地に配水管を布設しています。

さらに、令和 3 年 5 月から麓山浄水場にて濁度低減処理施設の稼働を開始しており、高濁度時には施設内で濁度低減処理を行った水を受水事業所へ配水しています。

・給水

	概要
供用開始年月日	昭和 55 年 4 月 1 日
契約水量	19,880 m ³ /日
給水先事業所数	16 社（令和 6 年 4 月 1 日時点）
一日平均配水量	12,849 m ³ /日（令和 5 年度）

・施設

水源	漆沢ダム			
施設数	浄水場設置数	1 池	管路延長	46.8 千m
	配水池設置数	2 池		
現在配水能力	58,500 m ³ /日		契約水量	19,880 m ³ /日

②料金

工業用水道事業では、安定した工業用水の供給を確保するため、事業開始時に受水事業所からの申し込み水量（契約水量）を前提に関連施設を建設しており、その建設投下資金を含む事業運営に必要な経費を料金で回収する（総括原価方式）ため、多くの事業者は、受水事業所が実際に使用した量（実給水量）ではなく、契約水量に基づき料金を回収しています（責任水量制）。

「責任水量制」とは、基本水量（事業所が1日に使用する水量のことで、申込み時にあらかじめ定めるもの。）を実際の使用水量が下回った場合でも、基本水量分を使用したものとして料金を算定する制度です。使用水量が基本水量を上回った場合、上回った分は超過水量となり、超過料金がかかります。

基本水量は100 m³/日以上とし、1時間あたり最大使用水量に24時間を乗ずることによって算出します。

超過水量については、基本水量により計算方法が異なります。

・基本水量が300 m³/日を超える場合

「時間あたり基本水量」（基本水量を時間あたりに換算した水量）を超えて使用した場合の、超えた分の水量を「時間あたり超過水量」と呼び、最大の「時間あたり超過水量×24時間」に相当する水量（超過した日ごとに計算）を超過水量といいます。

・基本水量が300 m³/日以下の場合

「基本水量×1ヶ月の日数」に相当する水量を超えて使用した場合の、超えた分の水量を超過水量といいます。

なお、以下の条件1～3を全て満たす場合は、超過料金は発生しません。

- 条件1：時間あたり基本水量を超えて使用した時間が1日につき2時間以内であること
- 条件2：1日の使用水量が基本水量以内であること
- 条件3：時間あたり超過水量が時間あたり基本水量の5パーセント以内であること

料金単価の推移（税抜）

○仙塩工業用水道事業

年度	基本料金 (円/m ³ /月)	超過料金 (円/m ³)
S36～S44	3.50	7
S45～S47	4.50	9
S48～S49	6	12
S50～S51	9	18
S52～S55	13	26
S56～S59	19	38
S60～H3	28	56
H4～H6	33	66
H7～H13	36	72
H14～	54	108

○仙台圏工業用水道事業

年度	基本料金 (円/㎥/月)	超過料金 (円/㎥)
S51～S57	17	34
S58～H28	23	46
H29～	30	60

○仙台北部工業用水道事業

年度	基本料金 (円/㎥/月)	超過料金 (円/㎥)
S55～H4	36	72
H5～H7	43	86
H8～H12	50	100
H13～	59	118

(2) これまでの主な経営健全化の取組

当局では、工業用水道事業において仙塩工業用水道事業が昭和 36 年度から、仙台圏工業用水道事業が昭和 51 年度から、仙台北部工業用水道事業が昭和 55 年度から給水を開始しています。

これらの工業用水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少社会の到来や節水型社会の進展等による水需要の減少に伴い料金収入が減少していく一方で、施設や管路等の大規模な更新時期を迎えることから、今後ますます厳しさを増していく見込みです。そこで本県では経営基盤の強化を目指し、民間のノウハウを活用することにより大幅なコスト削減を図ることが可能となる、みやぎ型管理運営方式を令和 4 年度から導入しています。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

ここでは、経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（総務省公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）に基づき、類似団体の平均値と比較し、最新の分析表で公開されている過去 5 年間について分析します。

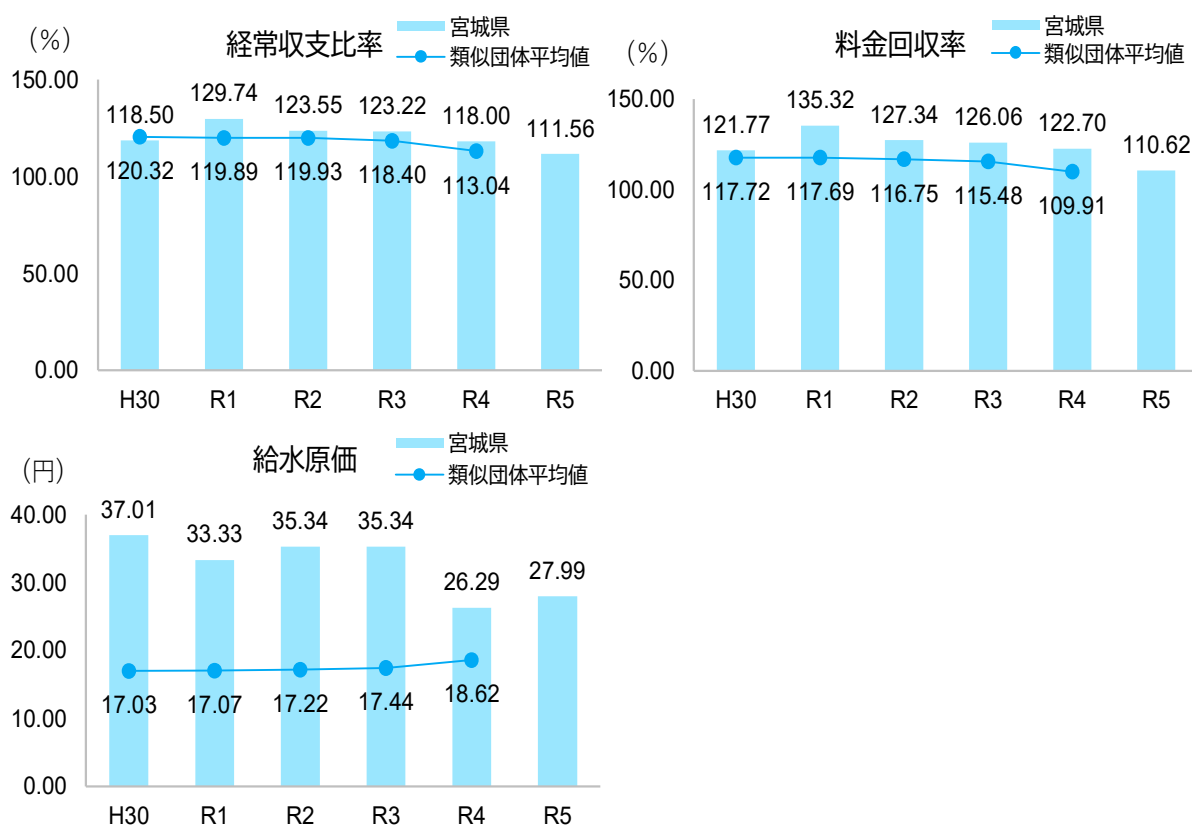
①収益性について

現在、経常収支比率（経常収益/経常費用）は 100%を超え、累積欠損金もなく、経営は安定しています。

料金回収率（供給単価/給水原価）についても類似団体の平均値を上回っていますが、類似団体の平均値と比べて給水原価（総収益/総費用）が高く、契約率が低いことから、結果的に供給料金が類似団体の平均値よりも高いという課題があります。

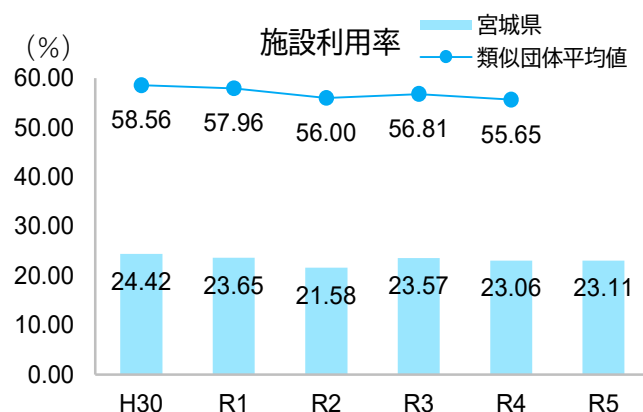
今後は、施設・管路の老朽化に伴う更新費用や修繕費等の維持管理コストが増加することが予想されるため、管路のダウンサイジングや官民連携の導入により経営改善を図っていくことが重要となっています。

加えて、低い契約率を解消するために、企業立地担当部署と連携した広報活動や、新規立地予定企業への情報提供等、一層の経営努力を図る必要があります。



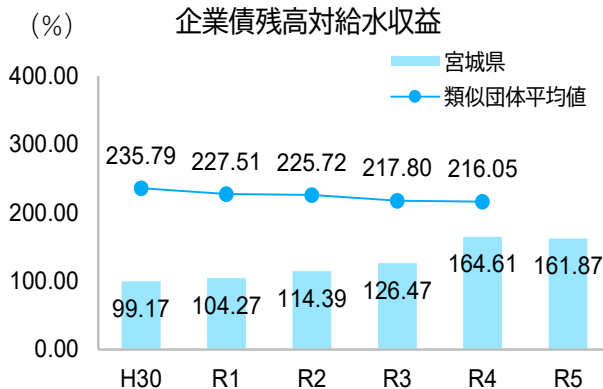
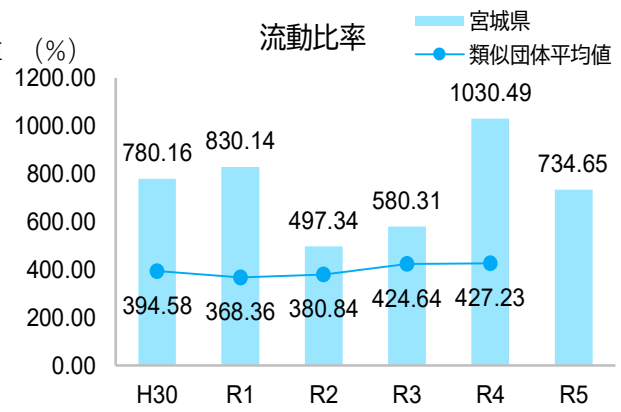
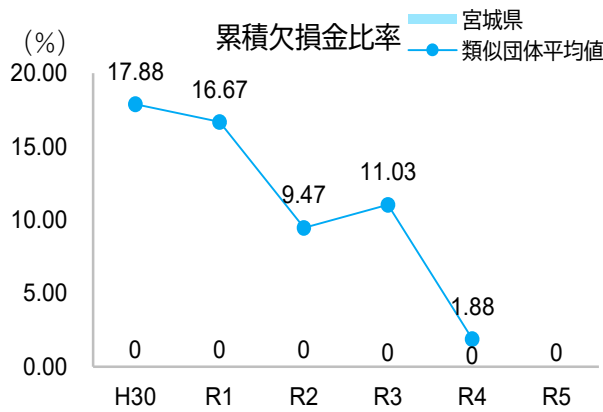
②効率性について

施設利用率（1日平均配水量/1日配水能力）は、1日平均配水能力に対する1日平均配水量の割合を示すものですが、施設の利用状況を総合的に判断する上で重要な指標です。これは、類似団体の平均値を大きく下回っており、配水能力が十分に生かされていない状況です。



③安全性について

累積欠損金については、令和5年度に解消しており、安定的な経営を行っています。流動比率（流動資産/流動負債）については、100%を大きく超えており、短期的な資金繰りの状況に問題はありません。また、企業債残高対給水収益比率（企業債残高/給水収益）について、みやぎ型管理運営方式の導入により水道料金の一部が運営権者の収入となる令和4年度以降は、比率は上がっているものの、新規の借り入れを行っておらず低下傾向です。



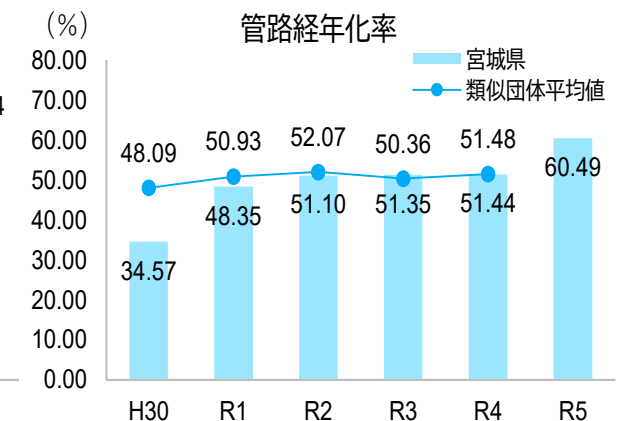
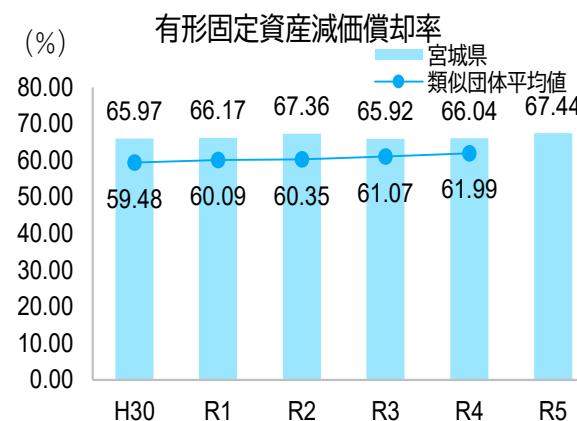
④施設の老朽化状況について

管路等は長寿命化の措置を講じることにより耐用年数以上の期間の使用が可能になることから、劣化・老朽化等の状況を調査しながら、適宜長寿命化及び更新の措置を講じています。管路の強靱化対策については、耐震化の必要性に関する現況調査を行い、東日本大震災の教訓を踏まえた伸縮可とう管補強工事等を実施しています。

有形固定資産減価償却率（有形固定資産減価償却累計額/償却対象資産の帳簿原価）が類似団体の平均値をやや上回っています。業開始から年数が経っているため、減価償却が進み、または償却が完了した資産が多くなっているためです。

管路経年率（法定耐用年数を超えた管路延長/管路延長）は類似団体の平均値を上回っており、法定耐用年数を経過した管路を多く保有しており、管路の更新等が必要であると考えられます。

今後、法定耐用年数を超えた資産が増加していくため、更新工事等の実施について計画的かつ効率的に取り組んでいきます。



2 将来の事業環境

(1) 水需要の予測

水需要については、契約率が3事業平均で33.7%となっておりますが、今後も同水準で推移するものと見込んでいます。

(2) 料金収入の見通し

工業用水道料金収入については、責任水量制を採用しているため、(1)の水需要の予測と連動して推移するものと見込んでいます。

(3) 施設の見通し

工業用水道事業の施設の多くは建設から40～50年が経過し(図表:16)、老朽化による大規模な漏水事故の危険性が懸念され、施設の更新を考えていく必要があります。また、東日本大震災でも被害を受け、送水を停止するなどしたため、できる限り供給を継続できるような施設の耐震対策が急務となっています。

このような背景の中、持続可能な工業用水道事業を実現していくために、「宮城県企業局工業用水道事業 アセットマネジメント計画」を改定し、施設更新・耐震化事業を合理的かつ適切に実施することで、確実な事業経営を目指していくこととしています。

図表:16 事業別の経過年数

令和6年3月末時点

事業名	浄水場名	管路延長 (km)	供用年度	経過年数
仙塩工業用水道	大楯浄水場	77.2	S36	63
仙台圏工業用水道	—	33.0	S51	48
仙台北部工業用水道	麓山浄水場	46.8	S55	44

3 経営の基本方針

工業用水道事業は、仙塩地域をはじめ、仙台北部中核団地や大崎地域の立地企業へ工業用水を供給し、本県の産業振興に必要なインフラとして、地域開発と県内産業の発展に寄与してきました。一方、景気の低迷による立地企業の撤退や産業構造の変化、節水型社会の進展などにより契約水量の減量が続き、経済社会の環境変化に対応した経営が喫緊の課題となっています。

当局ではこれまで、水源水質の確保や浄水処理施設の適正な管理、広報活動を展開しながら、受水事業者とも連携し事業運営を行ってきましたが、引き続き、工業用水の安全・安心を確保しながら、受水事業者の信頼確保に努めていく必要があります。

また、事業資産においては、供給開始から 60 年以上を経過し老朽化が進む施設の更新需要や、東日本大震災の教訓を踏まえた伸縮可とう管の補強等により、今後の建設改良費等は高水準で推移することが見込まれ、加えて、頻発する地震等の自然災害に備えた体制強化など、より一層、強靱化に向けた取組が必要となっています。

さらに、民間活力の導入と経営基盤の強化等を図るため、みやぎ型管理運営方式を令和 4 年度から導入し、効率的な経営等に取り組んでおり、引き続き、民間活力の活用を進め、持続可能な経営を推進する必要があります。

一方、経済社会環境の変化に対応するため、カーボンニュートラルやDX（デジタルトランスフォーメーション）等の推進に向けて、新たな視点を持って事業運営を行っていくことが求められています。

これらの状況を踏まえ、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営する」という地方公営企業の経営の基本原則に基づき、次の経営方針を掲げ、県内産業発展に貢献する経営を目指します。

基本方針

- 浄水場等の維持管理や水質検査等を適切に行い、関係機関との連携のもと、安全で安心な工業用水を安定的に供給します。【安全・安心】
- 施設・管路の耐震化を更に進めるとともに、危機管理体制を充実し、災害に強い強靱な水道を構築します。【強靱】
- 民間活力を活用しながら、経営基盤を強化し、安定した経営を継続します。【持続】

4 施策目標と取組

(1) 施策目標

上記の基本方針に基づき、下記 3 つの施策目標を設定し、水道 3 事業を展開していきます。

施策目標	目指すべき姿	取組内容
施策目標 1 安全で安心な水の確保 【安全・安心】	浄水場・処理場等の維持管理や水質検査等を適切に行うとともに、県民の皆様や関係市町村・事業所及び国等の関係機関と連携し、自然環境の変化にも的確に対応しながら、用水供給と汚水処理が安定的に継続され、安全で安心な生活環境が創出されています。 	取組 1 良好な水質の確保 取組 2 関係者との連携 取組 3 適切な広報活動の展開
施策目標 2 災害に強い強靱な施設と体制の構築 【強靱】	東日本大震災の教訓を踏まえ、施設の更なる耐震化が図られているとともに、危機管理体制が充実し、災害に強い施設と体制が構築されています。 	取組 4 耐震化の更なる推進 取組 5 施設の長寿命化対策と適切な更新 取組 6 危機管理体制の充実
施策目標 3 持続可能な水道経営 【持続】	人口減少社会の到来による水需要の減少など、水道事業環境が変化する中、民間活力を活用しながら経営基盤が強化され、安定した経営が行われ、カーボンニュートラルにも取り組んでいます。 	取組 7 経営基盤の強化と効率的な経営 取組 8 民間活力の活用 取組 9 カーボンニュートラルの推進と資源の活用 取組 10 広域化・共同化への対応

(2) 施策目標の達成に向けて取り組む事業

イ 施策目標 1：安全で安心な水の確保

取組１：良好な水質の確保

① 水質検査及び監視の充実 〔企業局〕〔運営権者〕

- ・毎年度作成する水質検査計画に基づき、定期的に水質検査を行います。
- ・当局では、運営権者が実施する水質検査をモニタリングし、水質状況を監視します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
水質検査及び監視の充実								

② 施設の適切な維持管理 〔運営権者〕

- ・浄水場やポンプ場の機械・電気設備及び浄水池や調整池について、定期的な点検や修繕、清掃を実施し、良好な水質の工業用水を安定的に供給します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
施設の適切な維持管理								

③ 流入水質の状況把握と監視 〔運営権者〕

- ・中央管理室における 24 時間体制の監視により、早期に河川の水質汚染状況を把握し、緊急を要する水質事故などに迅速に対応していきます。
- ・仙塩及び仙台圏においては、連絡管によるバックアップ体制により、また、仙台北部においては、濁度低減処理施設の運転などにより良質な水質を確保し、安定的に配水します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
流入水質の状況把握と監視								

④ 水源保全活動の支援 〔企業局〕〔運営権者〕

- ・ダム管理者や給水区域内各市町村と連携し、水源であるダムの清掃美化活動を行うとともに、水源地の環境保全の重要性について、県民に理解していただく取組を積極的に推進します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
水源保全活動の支援								

取組２：関係者との連携

① 情報共有・交換の場の設置 〔企業局〕〔運営権者〕

- ・受水事業所との協議の場である「工業用水ユーザー協議会」を活用し、情報発信の充実や意見交換等により相互の連携を強化しながら、安定的な工業用水の供給を図ります。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
情報共有・交換の場の設置								

② 異常流入等における情報提供 〔企業局〕〔運営権者〕

- ・大雨や台風などにより、水源から取水する原水に高濁度が見込まれる場合や実際に高濁度が確認された場合、また、油などの混入が確認された場合には、受水事業所の企業活動への影響が懸念されることから、受水事業所及び関係機関に対して連絡網等を活用し速やかに情報提供します。

なお、仙台北部工業用水道においては、濁度情報をインターネット上で情報提供します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
異常流入等における情報提供								

③ 災害等に備えた合同訓練の実施 〔企業局〕〔運営権者〕

- ・災害発生時や漏水事故等への対応能力向上を図るため、受水事業所や運営権者と連携して定期的に合同訓練を実施していきます。
- ・水質事故については、初動対応として受水事業所等への適切な情報提供が重要であることから、迅速かつ正確に情報共有できるよう事故対応能力の向上に努めていきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
災害等に備えた合同訓練の実施								

取組3：適切な広報活動の展開

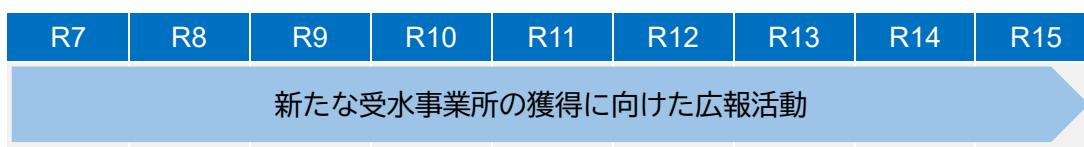
① 住民理解の向上に向けた情報の発信 〔企業局〕〔運営権者〕

- ・県庁ロビーや宮城県図書館でのパネル展等を通して、工業用水道事業に関する情報発信を積極的に実施していきます。
- ・県民に向けて広く工業用水道事業の周知を図るため、当局の広報誌等により情報発信を行っていきます。
- ・みやぎ型管理運営方式を導入した工業用水道事業の経営・水質状況など、県ホームページ等を適切に公表していきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
住民理解の向上に向けた情報の発信								

② 新たな受水事業所の獲得に向けた広報活動 〔企業局〕〔運営権者〕

- ・経済商工観光部主催の「企業立地セミナー」への参加や、当局工業用水道事業の案内パンフレットを配布するなど、本県に新規立地を検討している企業に対し、工業用水道を積極的にアピールしていきます。
- ・給水区域内各市町村の企業誘致担当部署へ当局工業用水道事業に対する理解等の促進を図り、各市町村とも連携した広報を実施していきます。
- ・給水区域内の工業団地に立地する工業用水未利用企業への広報活動を行い、新たな受水事業所の獲得へつなげます。



□ 施策目標 2：災害に強い強靱な施設と体制の構築

取組 4：耐震化の更なる推進

① 伸縮可とう管の補強 【企業局】

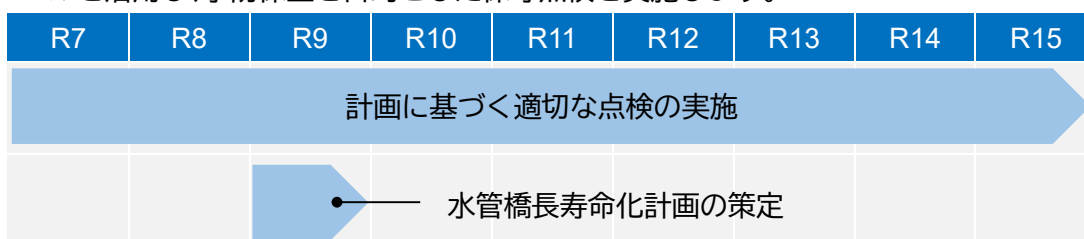
- ・工業用水道における伸縮可とう管の補強については、工業用水道事業の厳しい経営状況を踏まえ、重要構造物（水管橋）前後や軟弱部等を重点的に実施していきます。
- ・補強が必要と判明している仙塩工水の富谷市成田地区や仙台圏工水の仙台市宮城野区港地区など 11 箇所については、令和 10 年度までに補強工事の完了を目指します。



取組 5：施設の長寿命化対策と適切な更新

① 計画に基づく適切な点検の実施 【企業局】〔運営権者〕

- ・令和 3 年 10 月に発生した和歌山市の水管橋落橋事故を踏まえて策定した水管橋定期点検計画に基づき、令和 4 年度からの 5 か年サイクル（第 1 回：令和 4 年度～令和 8 年度）で、全ての水管橋について構造部の詳細な点検を実施していきます。また、この点検結果を踏まえ、令和 9 年度には、水管橋長寿命化計画を策定し、適正な施設保全を実施していきます。
- ・浄水場等の機械・電気設備については、中期及び年間の保守点検・修繕計画に基づき、計画的かつ適切に点検を行っていきます。また、取水・配水設備の機能維持を最重要事項とし、新設する各種センサーにより設備状態を連続監視するとともに、センシング技術と劣化診断ツールを活用し、予防保全を目的とした保守点検を実施します。



② 管路更新計画の策定 【企業局】

- ・軟弱地盤箇所や過去に漏水が発生した箇所の耐震化、さらに将来の本格的な管路更新を見据え、令和 6 年度に行う、管路更新計画策定業務委託において実施する AI 等を活用した劣化診断や、管路の基礎調査及び試掘による管体調査に基づき、新たな管路更新計画を策定します。



取組6：危機管理体制の充実

① 業務継続計画に基づく大規模災害時の対応 〔企業局〕〔運営権者〕

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ改定した企業局業務継続計画（BCP）、企業局災害等実施要領、企業局緊急時対策指針及び緊急時の措置の手引き等のマニュアルについて、組織体制の変更や顕在化した課題に合わせ適宜見直し、一層の充実を図ります。
- ・運営権者とともに企業局防災訓練を毎年度実施するなど、災害時の対応に備えていきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
業務継続計画に基づく大規模災害時の対応								

② 関係団体等との協定に基づく対応 〔企業局〕

- ・広域的な災害時には、東北地域の各工業用水事業者等と連携しながら迅速に対応していきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
関係団体等との協定に基づく対応								

③ 大雨・渇水への対応 〔運営権者〕

- ・大雨等により高濁度が発生するおそれがある場合には、高速凝集沈澱池や濁度低減処理施設の活用により良質な工業用水の安定供給に努めます。
- ・一方、渇水時には、流域ごとに設置される渇水情報連絡会において、利用者間での取水量調整等を行います。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
大雨への対応								

④ 水質事故やテロ等への対応 〔企業局〕〔運営権者〕

- ・水道施設における不測の水質事故等に対し、迅速かつ適切に対処するため、水道施設の警備や取水制限など適切に対応していきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
水質事故やテロ等への対応								

⑤ 危機管理データベースの作成と運用 〔企業局〕

- ・漏水事故等が発生した場合には、迅速かつ的確な対応が求められることから、危機管理と技術継承の観点から、データベース（事例集）を運用します。

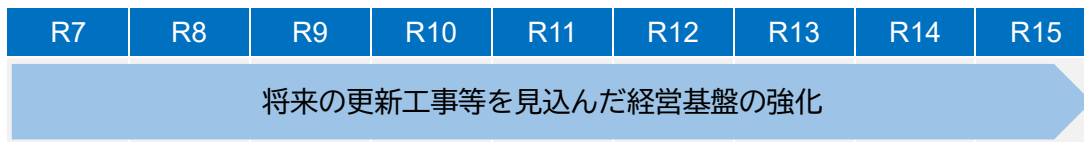
R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
構築	運用・更新							

ハ 施策目標3：持続可能な水道経営

取組7：経営基盤の強化と効率的な経営

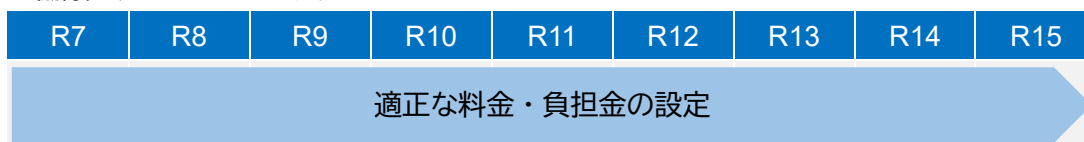
① 将来の更新工事等を見込んだ経営基盤の強化 【企業局】

- ・アセットマネジメントによる維持管理及び計画的な更新を行い、長期的な視点で適切な施設管理と健全経営が可能となる経営に努めていきます。



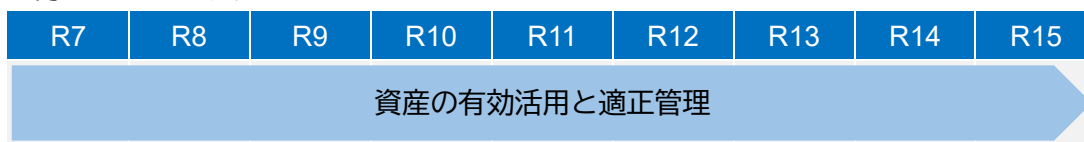
② 適正な料金・負担金の設定 【企業局】

- ・「将来の更新を含む施設の適切な管理」や「今後発生が予想される災害等からの復旧」に確実に対応するため、30年、40年先を見据えた長期的な財務の健全性を確保した経営を目指していきます。
- ・料金改定が必要となった場合には、「ユーザー協議会」を活用するなど受水事業所と丁寧に協議を進めていきます。



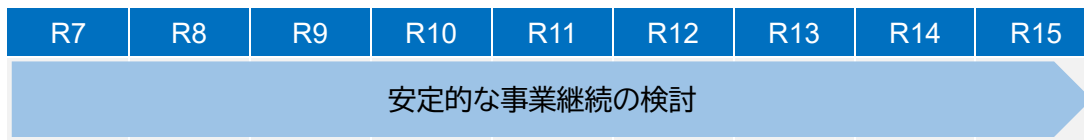
③ 資産の有効活用と適正管理 【企業局】〔運営権者〕

- ・経営管理のためには、資産の適切な把握及び管理が不可欠であることから、県及び運営権者が実施する更新工事に伴う固定資産の変動について、固定資産台帳による適切な管理に努めていきます。



④ 安定的な事業継続の検討 【企業局】

- ・近年、生産工場などでは節水型設備の導入が一層顕著になるとともに、生産拠点の見直しも進むなど、契約水量の大幅な減量や受水事業所の撤退の可能性もあることから、関係部局と連携して企業誘致を進めるほか、他県の事例等を研究しながら、工業用水道事業の将来的な在り方について検討を進めます。



取組8：民間活力の活用

① 運営権者に対する適切なモニタリング 【企業局】〔運営権者〕

- ・運営権者が、実施契約に定められた業務を確実に履行し、要求水準書に定められた基準を安定的に遵守することを確認するため、モニタリング基本計画書及び実施計画書に基づき、書類、会議体及び現地によるモニタリングを実施します。
- ・運営権者は、モニタリング結果に基づき、必要に応じて運営方法の見直しを行うほか、当局は、モニタリング結果及び対応状況等について、ホームページにおいて適切に情報を公開します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
運営権者に対する適切なモニタリング								

② 業務委託の更なる効率化 〔企業局〕

- ・新たな点検手法として、ドローンやAI（人工知能）などの先進技術を積極的に取り入れるなど、民間の技術力の活用に努めます。
- ・事業ごとに業務を委託している管路巡視点検業務等について、エリアごとに委託するなど、経済性を考慮しつつ効率性や機動性を高める手法を検討し、全体最適化を図ります。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
業務委託の更なる効率化								

取組9：カーボンニュートラルの推進と資源の活用

① 再生可能エネルギーの導入推進 〔企業局〕

- ・工業用水道事業における収益確保の手段として、現有施設等を利用した再生可能エネルギーの導入を検討していきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
再生可能エネルギーの導入推進								

② 省エネルギーと創エネルギーの推進 〔運営権者〕

- ・水需要を踏まえた適切なダウンサイジングなどにより、消費電力の削減を図ります。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
省エネルギーと創エネルギーの推進								

③ 再資源化の推進 〔運営権者〕

- ・各浄水場で発生する浄水発生土は、県内で多数の利用実績があるグラウンド用土壌材としての利用を促進します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
再資源化の促進								

取組 10：広域化・共同化への対応

① バックアップ管路等の運用と整備 [企業局]

- ・仙塩及び仙台圏工水については、既に 3 つの連絡管の整備によりバックアップ機能も向上していることから、適切な運用に努めていきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
バックアップ管路等の運用と整備								

5 投資・財政計画（収支計画）

（１）投資・財政計画（収支計画）

工業用水道事業における収支財務計画作成に当たっての基本的な考え方及び目標等は次のとおりです。

【基本方針】

工業用水道事業は、製造業などにおける企業の生産活動に必要不可欠な社会資本であり、施設の適切な管理や自然災害など、突発的に発生する様々な事象に対して迅速な対応が求められます。

そのため、今後の事業経営においては、長期的にも安定した経営が可能となるよう、黒字経営を基本とした上で、施設改良・管路更新工事の際の資金需要や災害時等に迅速な対応が可能となる、安定した財務状況の確保を目指します。

【基本的な考え方】

- ① 現在の厳しい契約水量を前提とした収入見直しによる計画
 - ② 施設の耐用年数を踏まえた更新費用の確保
 - ③ 民間活用や効率化等の経営改善を反映
- ※ 物価上昇については考慮していませんが、昨今の経済環境を踏まえ、今後、経営見直しへの物価動向の反映も検討することとしています。

みやぎ型管理運営方式の事業運営期間が令和23年度までであることや、工業用水道事業においては受水事業所の増減による需要量の見込みが難しいことなどから、検討期間は20年間とします。

【主な試算条件】

項目	試算条件
水量	・ 令和 5 年度末の契約水量（見込み）を基本とする ただし、仙台圏工水においては、令和 7 年度期中から立地が予定されている新規受水事業所の増量分を見込む
その他	・ 動力費、薬品費など運営権者の負担費用は運営権者収受額で計上する ・ 委託料と修繕費は、過去 5 年間の実績から推計する ・ 減価償却費は、更新資産の減価償却費を資産ごとの耐用年数に基づき推計する ・ 企業債については、将来の管路更新時の資金需要に備えるため、可能な限り借入を抑制する

【目標】

項目	目標
収益的収支	単年度の黒字確保を前提とする
内部留保資金残高	年間キャッシュアウトフロー額を上回る額

【投資・財政計画（収益的収支）】【仙塩工業用水道事業】

(単位：千円，%)

区 分	年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
			(決 算)	(決 算)									
86 収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		314,754	336,889	338,281	299,447	300,264	299,447	299,447	299,447	300,264	299,447	299,447
	(1) 料 金 収 入		309,195	333,239	327,481	297,947	298,764	297,947	297,947	297,947	298,764	297,947	297,947
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		3,616	1,517	6,715								
	(3) そ の 他		1,943	2,133	4,085	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	2. 営 業 外 収 益		147,694	138,045	147,937	98,793	97,924	97,518	97,518	97,453	90,640	82,586	80,366
	(1) 補 助 金		6,974										
	他 会 計 補 助 金		6,974										
	そ の 他 補 助 金												
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		137,081	134,563	144,058	98,793	97,924	97,518	97,518	97,453	90,640	82,586	80,366
	(3) そ の 他		3,639	3,482	3,879								
	収 入 計 (C)		462,448	474,934	486,218	398,240	398,188	396,965	396,965	396,900	390,904	382,033	379,813
	1. 営 業 費 用		453,421	565,555	600,309	486,097	442,116	429,082	398,024	389,834	387,170	384,106	381,398
	(1) 職 員 給 与 費		40,114	41,862	45,287	38,861	38,861	38,861	38,861	38,861	38,861	38,861	38,861
	基 本 給 付 費		19,931	20,207	22,163	18,882	18,882	18,882	18,882	18,882	18,882	18,882	18,882
	そ の 他 費		20,183	21,655	23,124	19,979	19,979	19,979	19,979	19,979	19,979	19,979	19,979
支 出	(2) 経 費		67,805	187,999	221,967	110,858	110,858	110,858	110,858	110,858	110,858	110,858	110,858
	動 力 費												
	修 繕 費		21,011	92,393	81,587	36,283	36,283	36,283	36,283	36,283	36,283	36,283	36,283
	材 料 費			950	950								
	そ の 他		46,794	94,656	139,430	74,575	74,575	74,575	74,575	74,575	74,575	74,575	74,575
	(3) 減 価 償 却 費		345,503	335,694	333,055	336,378	292,397	279,363	248,305	240,115	237,451	234,387	231,679
	2. 営 業 外 費 用		7,211	31,991	30,970	7,760	6,957	6,155	5,359	4,724	4,061	3,379	2,734
	(1) 支 払 利 息		6,365	5,789	11,318	7,760	6,957	6,155	5,359	4,724	4,061	3,379	2,734
	(2) そ の 他		846	26,202	19,652								
	3. 予 備 費			500	500								
	支 出 計 (D)		460,632	598,046	631,779	493,857	449,073	435,237	403,383	394,558	391,231	387,485	384,132
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)		1,816	△ 123,112	△ 145,561	△ 95,617	△ 50,885	△ 38,272	△ 6,417	2,343	△ 327	△ 5,451	△ 4,318
	特 別 利 益 (F)		20	632									
	特 別 損 失 (G)			2,797									
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)		20	△ 2,165									
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			1,836	△ 125,277	△ 145,561	△ 95,617	△ 50,885	△ 38,272	△ 6,417	2,343	△ 327	△ 5,451	△ 4,318
流 動	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		112,907										
	資 産 (J)		1,485,807										
	う ち 未 収 金		13,529										
	負 債 (K)		355,216										
	う ち 建 設 改 良 費 分		109,650										
流 動	う ち 一 時 借 入 金												
	う ち 未 払 金		153,202										
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)												
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)												
	営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		311,139	335,372	331,566	299,447	300,264	299,447	299,447	299,447	300,264	299,447	299,447
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)													
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)													

【投資・財政計画（資本的収支）】【仙塩工業用水道事業】

(単位：千円)

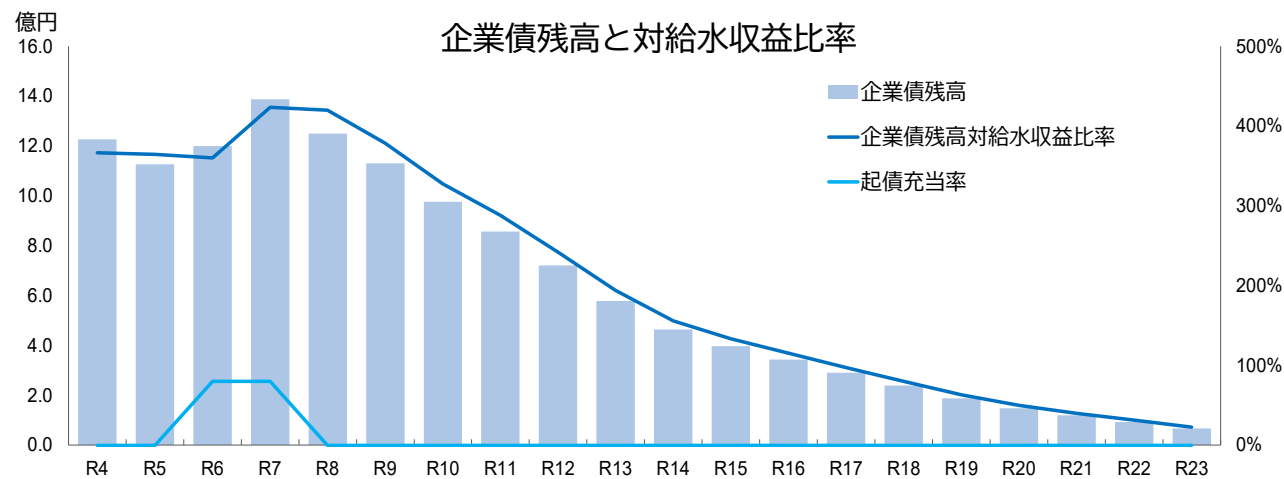
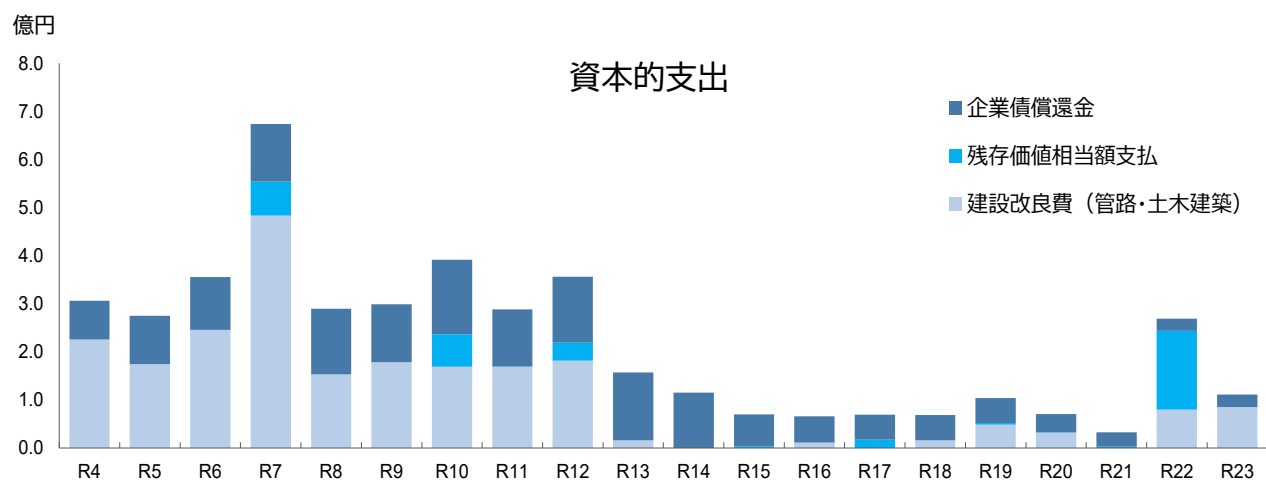
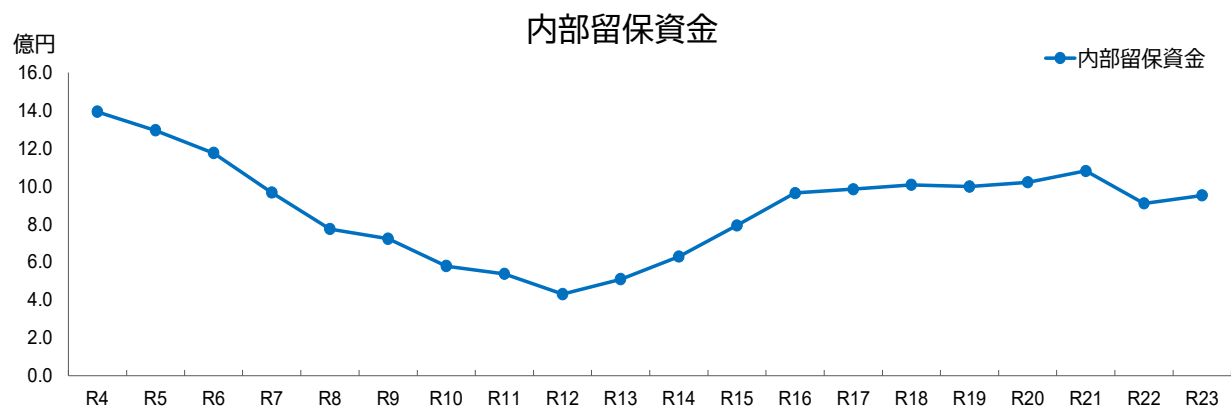
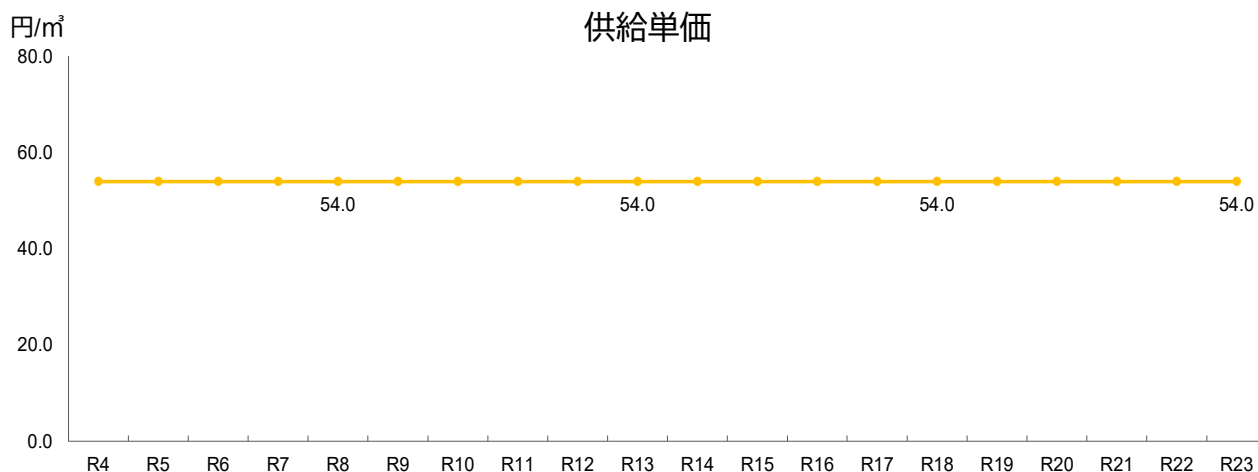
87

年 度 区 分		令和5年度 (決 算)	令和6年度 (決 算) [見 込]	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
資本的収支	資本的収入	1. 企業債償還金	192,000	323,500								
		うち資本費平準化債										
		2. 他会計出資金										
		3. 他会計補助金										
		4. 他会計負担金										
		5. 他会計借入金										
		6. 国（都道府県）補助金										
		7. 固定資産売却代金										
		8. 工事負担金										
		9. その他										
		計 (A)	192,000	323,500								
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
		純計 (A)-(B) (C)	192,000	323,500								
	資本的支出	1. 建設改良費	174,638	245,390	483,070	153,000	178,816	169,292	170,075	182,036	16,000	0
		うち職員給与費										
		2. 企業債償還金	100,360	109,651	110,092	125,638	109,189	143,866	107,980	126,155	130,421	104,255
		3. 他会計長期借入返還金	54,899	54,899	54,899	54,899	54,899	54,899	54,899	54,899	54,899	54,899
		4. 他会計への支出金										
		5. その他										
		計 (D)	329,897	409,940	648,061	333,536	342,903	368,056	332,954	363,090	201,319	110,602
		資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	329,897	217,940	324,561	333,536	342,903	368,056	332,954	363,090	201,319	110,602
補填財源	補填財源	1. 損益勘定留保資金	213,660									
		2. 利益剰余金処分額										
		3. 繰越工事資金										
		4. その他	116,237									
		計 (F)	329,897									
		補填財源不足額 (E)-(F)		217,940	324,561	333,536	342,903	368,056	332,954	363,090	201,319	110,602
		他会計借入金残高 (G)	933,275	878,377	823,478	768,580	713,681	658,782	603,884	548,985	494,087	439,188
		企業債残高 (H)	1,125,945	1,016,295	906,204	795,666	701,578	572,812	479,932	368,877	253,556	164,401

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度 区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
		(決 算)	[決 算 込]									
収 益 の 収 支 分												
	うち基準内繰入金											
	うち基準外繰入金											
資 本 の 収 支 分												
	うち基準内繰入金											
	うち基準外繰入金											
合 計												



【投資・財政計画（収益の収支）】【仙台圏工業用水道事業】

(単位：千円，%)

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分		(決 算)	(決 算)									
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	307,766	340,378	382,374	374,157	375,178	374,157	378,349	378,349	379,381	378,349	378,349
	(1) 料 金 収 入	303,415	334,331	376,555	372,657	373,678	372,657	376,849	376,849	377,881	376,849	376,849
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		3,097									
	(3) そ の 他 (C)	4,351	2,950	5,819	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	2. 営 業 外 収 益	55,271	47,799	52,375	49,953	49,953	49,953	49,953	48,503	43,709	43,697	43,697
	(1) 補 助 金	6,974										
	他 会 計 補 助 金	6,974										
	そ の 他 補 助 金											
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	48,176	47,159	51,224	49,953	49,953	49,953	49,953	48,503	43,709	43,697	43,697
	(3) そ の 他 (D)	121	640	1,151								
	収 入 計 (E)	363,037	388,177	434,749	424,110	425,131	424,110	428,302	426,852	423,090	422,046	422,046
	1. 営 業 費 用	294,482	342,841	352,020	318,681	317,464	318,255	322,377	322,360	311,314	295,291	289,650
	(1) 職 員 給 与 費	31,334	32,561	35,109	32,133	32,133	32,133	32,133	32,133	32,133	32,133	32,133
	基 本 給 付 費	16,101	16,149	17,814	15,613	15,613	15,613	15,613	15,613	15,613	15,613	15,613
	退 職 給 付 費											
	そ の 他 (F)	15,233	16,412	17,295	16,520	16,520	16,520	16,520	16,520	16,520	16,520	16,520
	(2) 経 費	116,343	168,897	165,986	139,163	139,163	139,163	139,163	139,163	139,163	139,163	139,163
	動 力 費											
	修 繕 費	20,251	34,162	32,104	29,783	29,783	29,783	29,783	29,783	29,783	29,783	29,783
	材 料 費		700	700								
	そ の 他 (G)	96,092	134,035	133,182	109,381	109,381	109,381	109,381	109,381	109,381	109,381	109,381
	(3) 減 価 償 却 費 (H)	146,806	141,383	150,925	147,384	146,167	146,958	151,080	151,063	140,017	123,994	118,353
支 出	2. 営 業 外 費 用	2,184	32,799	14,190	1,284	1,197	1,109	855	753	604	479	380
	(1) 支 払 利 息	1,546	1,459	1,371	1,284	1,197	1,109	855	753	604	479	380
	(2) そ の 他 (I)	638	31,340	12,819								
	3. 予 備 費 (J)		500	500								
	支 出 計 (K)	296,666	376,140	366,710	319,965	318,660	319,363	323,232	323,113	311,918	295,770	290,030
	経 常 損 益 (L)=(E)-(K)	66,371	12,037	68,039	104,145	106,471	104,746	105,070	103,739	111,172	126,276	132,016
	特 別 利 益 (F)	6										
	特 別 損 失 (G)		32									
	特 別 損 益 (H)=(F)-(G)	6	△ 32									
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (I)=(E)+(H)	66,377	12,005	68,039	104,145	106,471	104,746	105,070	103,739	111,172	126,276	132,016
流 動	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (J)	143,661										
	流 動 資 産 (K)	1,412,111										
	う ち 未 収 金	8,312										
	流 動 負 債 (L)	111,677										
	う ち 建 設 改 良 費 分	29,055										
	う ち 一 時 借 入 金											
	う ち 未 払 金	29,967										
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)											
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (M)											
	営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (N)	307,766	337,281	382,374	374,157	375,178	374,157	378,349	378,349	379,381	378,349	378,349
	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((M)/(N)×100)											
健 全 化 法	施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (O)											
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (P)											
	施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (Q)											
	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((O)/(P)×100)											

【投資・財政計画（資本的収支）】【仙台圏工業用水道事業】

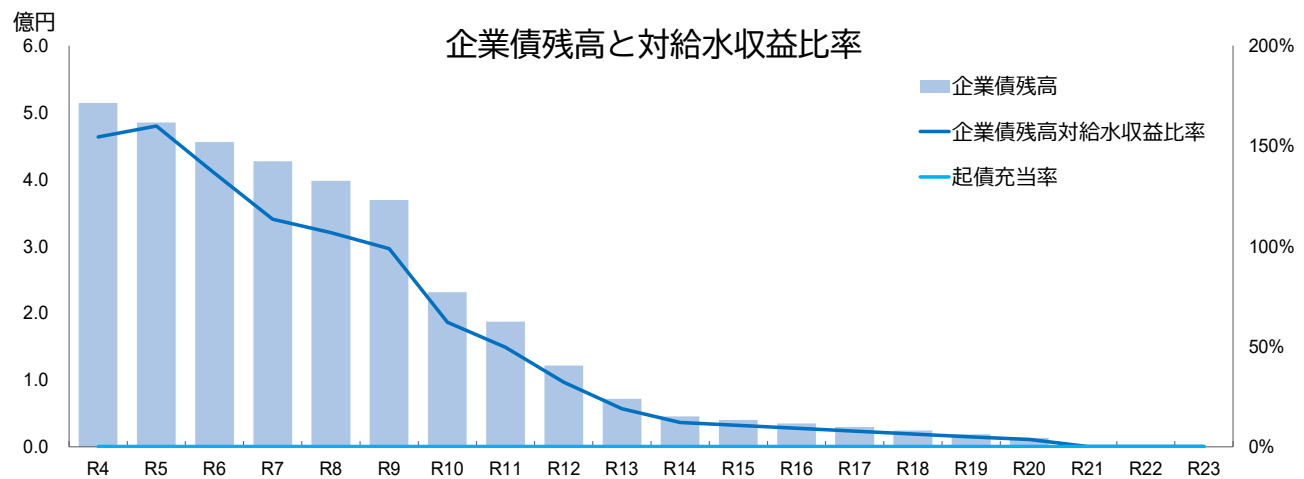
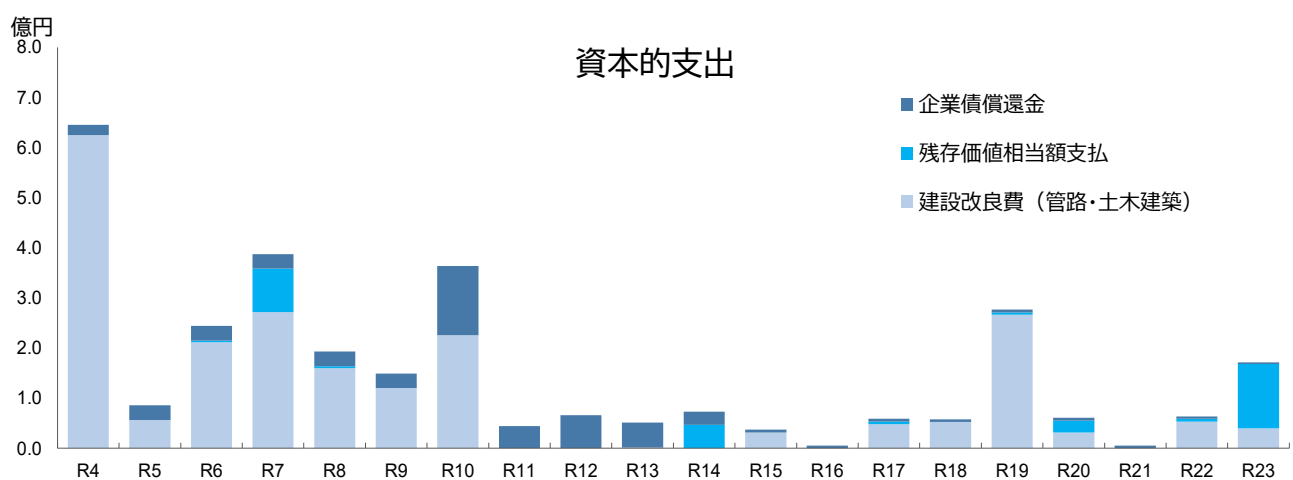
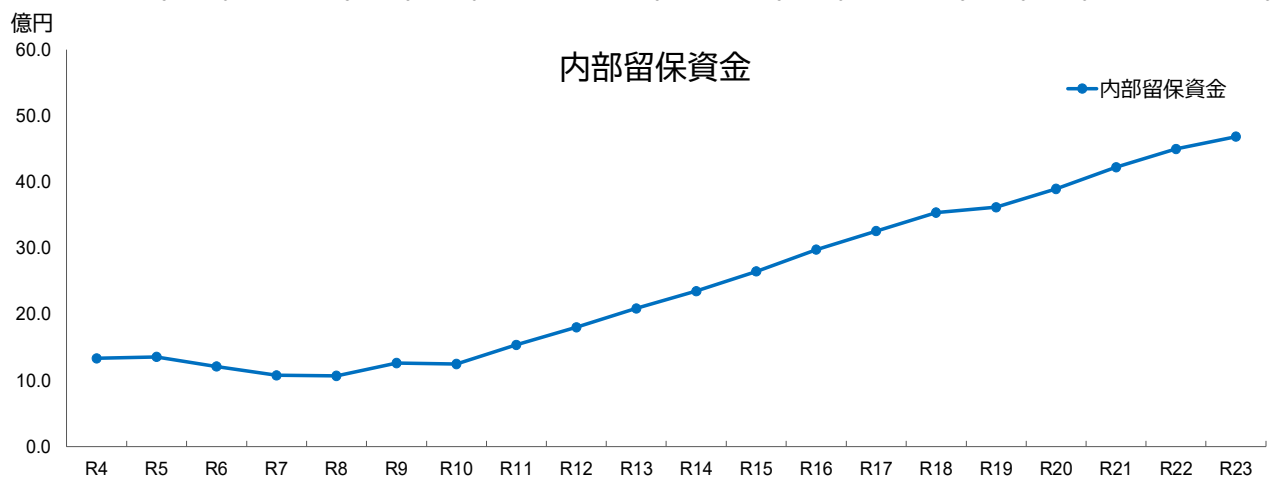
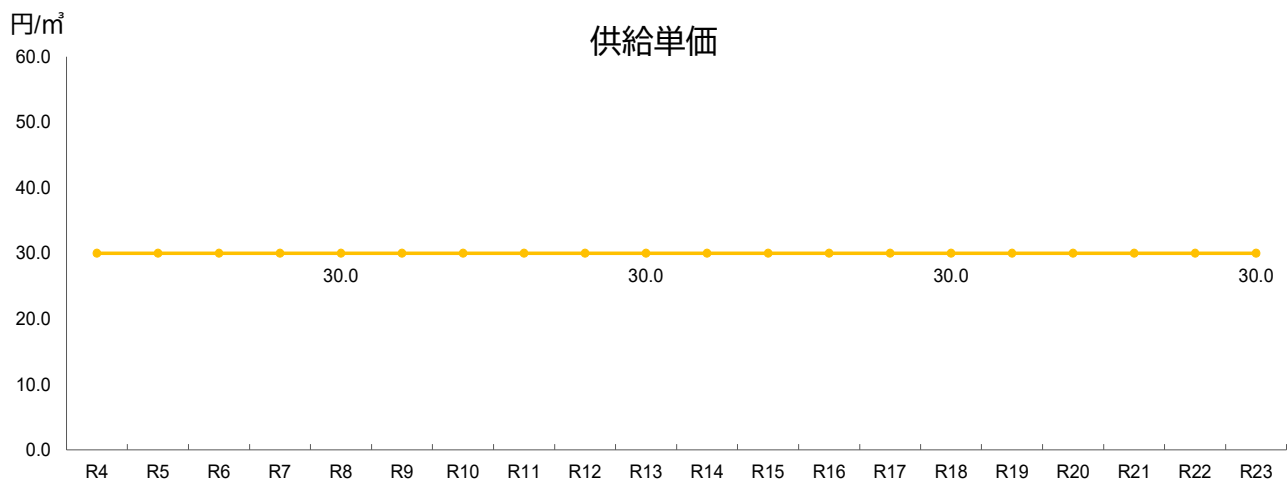
(単位:千円)

区 分	年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
			(決 算)	(決 算 込)									
90 資 本 的 収 入 支	資 本 的 収 入	1. 企 業 債											
		うち 資本 費 平 準 化 債											
		2. 他 会 計 出 資 金											
		3. 他 会 計 補 助 金											
		4. 他 会 計 負 担 金											
		5. 他 会 計 借 入 金											
		6. 国（都道府県）補助金											
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金											
		8. 工 事 負 担 金											
		9. そ の 他											
		計 (A)											
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
		純 計 (A)-(B) (C)											
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	56,520	211,800	271,598	163,979	120,000	225,437	0	219	1,557	46,981	32,000
		うち 職 員 給 与 費											
		2. 企 業 債 償 還 金	29,052	29,055	29,058	29,060	29,063	137,955	44,068	65,637	49,854	25,925	5,384
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	27,212	27,213	27,213	27,212	27,212	27,212	27,212	27,212	27,212	27,212	27,212
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金											
		5. そ の 他											
		計 (D)	112,785	268,068	327,869	220,251	176,275	390,605	71,280	93,069	78,623	100,118	64,596
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		112,785	268,068	327,869	220,251	176,275	390,605	71,280	93,069	78,623	100,118	64,596
	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	78,595										
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											
		3. 繰 越 工 事 資 金											
		4. そ の 他	34,190										
		計 (F)	112,785										
	補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)			268,068	327,869	220,251	176,275	390,605	71,280	93,069	78,623	100,118	64,596
	他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		462,609	435,397	408,185	380,972	353,760	326,548	299,335	272,123	244,911	217,698	190,486
	企 業 債 残 高 (H)		485,079	456,025	426,967	397,907	368,845	230,889	186,821	121,184	71,330	45,406	40,022

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
		(決 算)	(決 算 込)											
収 益 的 収 支 分														
	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金													
資 本 的 収 支 分														
	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金													
合 計														



【投資・財政計画（収益の収支）】【仙台北部工業用水道事業】

(単位：千円，%)

92

区 分		年 度	令和5年度 (決 算)	令和6年度 (決 算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		384,156	419,908	421,530	377,907	378,938	377,907	377,907	377,907	378,938	377,907	377,907
	(1) 料 金 収 入		382,656	418,026	415,341	376,407	377,438	376,407	376,407	376,407	377,438	376,407	376,407
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
	(3) そ の 他 (C)		1,500	1,882	6,189	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	2. 営 業 外 収 益		113,197	114,949	100,038	98,793	97,924	97,518	97,518	97,453	90,640	82,586	80,366
	(1) 補 助 金		14,574										
	他 会 計 補 助 金		6,974										
	そ の 他 補 助 金		7,600										
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		97,465	98,809	98,477	98,793	97,924	97,518	97,518	97,453	90,640	82,586	80,366
	(3) そ の 他		1,158	16,140	1,561								
	収 入 計 (C)		497,353	534,857	521,568	476,700	476,862	475,425	475,425	475,360	469,578	460,493	458,273
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		424,017	604,091	810,432	468,495	463,701	460,818	460,576	460,182	422,696	377,980	366,749
	(1) 職 員 給 与 費		9,455	12,008	12,890	10,071	10,071	10,071	10,071	10,071	10,071	10,071	10,071
	基 本 給 付 費		5,550	6,091	6,724	4,893	4,893	4,893	4,893	4,893	4,893	4,893	4,893
	退 職 給 付 費												
	そ の 他		3,905	5,917	6,166	5,178	5,178	5,178	5,178	5,178	5,178	5,178	5,178
	(2) 経 営 費		94,148	270,206	469,038	133,423	133,423	133,423	133,423	133,423	133,423	133,423	133,423
	動 力 費												
	修 繕 費		21,809	34,294	37,848	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
	材 料 費			700	700								
	そ の 他		72,339	235,212	430,490	108,423	108,423	108,423	108,423	108,423	108,423	108,423	108,423
支 出	(3) 減 価 償 却 費		320,414	321,877	328,504	325,001	320,207	317,324	317,082	316,688	279,202	234,486	223,255
	2. 営 業 外 費 用		4,400	29,823	8,393	1,985	1,850	1,716	1,581	1,447	1,312	1,178	1,043
	(1) 支 払 利 息		2,389	2,255	2,120	1,985	1,850	1,716	1,581	1,447	1,312	1,178	1,043
	(2) そ の 他		2,011	27,568	6,273								
	3. 予 備 費			300	300								
	支 出 計 (D)		428,417	634,214	819,125	470,480	465,551	462,534	462,157	461,629	424,008	379,157	367,792
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)		68,935	△ 99,357	△ 297,557	6,220	11,311	12,892	13,268	13,732	45,571	81,336	90,481
	特 別 利 益 (F)		3,556	234									
	特 別 損 失 (G)		3,054	959									
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)		502	△ 725									
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			69,437	△ 100,082	△ 297,557	6,220	11,311	12,892	13,268	13,732	45,571	81,336	90,481
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			10,493										
流 動 資 産 (J)			2,053,000										
流 動 負 債 (K)			207,022										
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)													
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)													
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)			384,156	419,908	421,530	377,907	378,938	377,907	377,907	377,907	378,938	377,907	377,907
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規 (P)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)													

【投資・財政計画（資本的収支）】【仙台北部工業用水道事業】

(単位：千円)

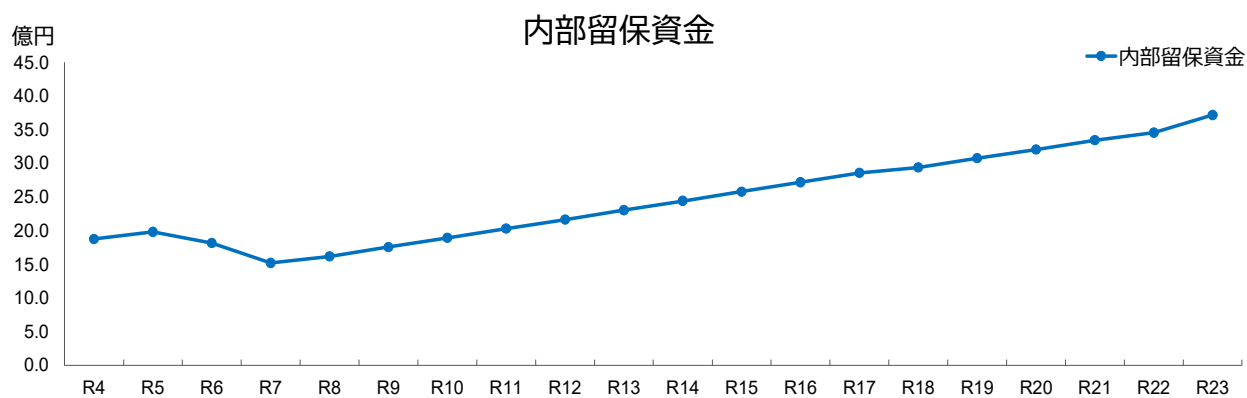
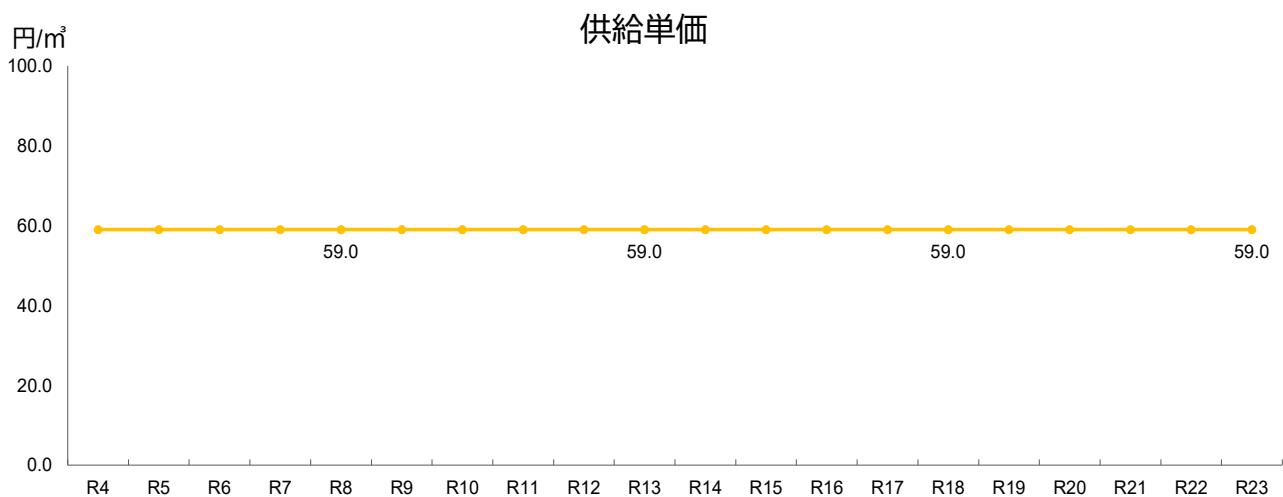
93

年 度			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分			(決 算)	(決 算)									
資本的収支	資本的収入	1. 企業債償還金											
		うち資本費平準化債											
		2. 他会計出資金			76,043								
		3. 他会計補助金											
		4. 他会計負担金											
		5. 他会計借入金											
		6. 国（都道府県）補助金											
		7. 固定資産売却代金											
		8. 工事負担金	70,975										
		9. その他											
		計 (A)	70,975		76,043								
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
		純計 (A)-(B) (C)	70,975		76,043								
	資本的支出	1. 建設改良費	92,594	165,585	183,384	102	0	0	0	3,889	20	0	0
		うち職員給与費											
		2. 企業債償還金											
		3. 他会計長期借入返還金	134,577	134,577	134,577	134,577	134,577	134,577	134,577	134,577	134,577	134,577	134,577
		4. 他会計への支出金											
		5. その他											
		計 (D)	227,170	300,162	317,961	134,679	134,577	134,577	134,577	138,466	134,597	134,577	134,577
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		156,196	300,162	241,918	134,679	134,577	134,577	134,577	138,466	134,597	134,577	134,577
	補填財源	1. 損益勘定留保資金	154,231										
		2. 利益剰余金処分数額											
		3. 繰越工事資金											
		4. その他	1,965										
		計 (F)	156,196										
	補填財源不足額 (E)-(F)			300,162	241,918	134,679	134,577	134,577	134,577	138,466	134,597	134,577	134,577
	他会計借入金残高 (G)		2,287,801	2,153,224	2,018,648	1,884,071	1,749,495	1,614,918	1,480,342	1,345,765	1,211,189	1,076,612	942,036
	企業債残高 (H)												

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
		(決 算)	(決 算) (決 見 込)											
収 益 の 収 支 分														
	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金													
資 本 の 収 支 分														
	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金													
合 計														



(2) 投資・財政計画の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

施設や設備の更新に当たっては、アセットマネジメントに基づき定期的な保守点検や適切な修繕を行い、長寿命化を図りながら、計画的に更新を実施することで、更新費用の抑制に努めます。

②収支計画のうち財源についての説明

現行料金での長期的な収入見通しは、低調な契約率から将来の資金不足が生じる恐れがあり、健全な経営ができると言い難い状況にあります。収支計画において補助金などは考慮していませんが、補助要件に合致する補助事業などは積極的に活用していくこととしています。企業債については、みやぎ型管理運営方式を導入したことによって経営基盤の強化が図られることから、事業期間中は借入を行わないものとしますが、借入を行う場合は給水収益の3倍程度（全国類似団体との比較）を上回らない額、管路更新が集中する期間については5倍程度とします。

企業債の繰上償還については、基本的には行いません。財政融資資金の貸付けは収支相償うよう運営されていることから、繰上償還を行う場合には、繰上償還に伴って生じる損失に対応する補償金の支払いが前提となるため、メリットがないためです。

また、将来の管路更新に備え、十分な資金を確保するため、新規受水事業所を獲得する必要があります。そのためには、今後、企業誘致担当部署及び市町村と連携した取組を実施していくとともに工業用水の使用事例集を作成することで、新規受水事業所獲得に向けたPRを行います。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- | | |
|---------|--|
| ・ 職員給与費 | みやぎ型管理運営方式導入による人員削減を考慮 |
| ・ 経費 | 修繕計画等に基づき所要額を計上 |
| ・ 減価償却費 | 更新資産の減価償却費を資産ごとの耐用年数に基づき推計の上、現有資産の減価償却額に合算 |
| ・ 支払利息 | 新発債の利息額を発行額に基づき推計の上、既往債の利息額に合算
(20年元利均等償還、利率1.0%) |

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

○民間の資金・ノウハウ等の活用（PPP/PFI等の導入等）

工業用水道事業を取り巻く経営環境は、節水型社会の進展や契約率の低下等による水需要の減少に伴い料金収入が減少していく一方で、施設や管路等の大規模な更新時期を迎えることから、今後ますます厳しさを増していく見込みです。そこで本県では経営基盤の強化を目指し、民間のノウハウを活用することにより大幅なコスト削減を図ることが可能となる、みやぎ型管理運営方式を令和4年度から導入しました。

○施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）

○施設・設備の合理化（スバックダウン）

令和 6 年度の管路更新計画策定業務委託において実施した AI 等による劣化診断を踏まえ、ダウンサイジングを考慮した更新計画を策定する予定としています。また、更新時期については、更新費の経営への影響が大きいことから、更新到来時に着手する予定としています。

事業	管路	
仙塩工業用水道	・更新サイクル到来時に着手。 ・標準耐用年数40年×2倍＝実耐用年数80年と設定。 ・更新に当たっては、ダウンサイジングを考慮。	・導水路の改築・更新工事（R17～）
仙台圏工業用水道		・更新時期到来時に更新（R24～）
仙台北部工業用水道		・更新時期到来時に更新（R27～）

第3節 流域下水道事業

1 事業概要

当局が実施する流域下水道事業は、仙塩地域を処理区とする「仙塩流域下水道」、県南地域を処理区とする「阿武隈川下流流域下水道」、大崎地域の一部を処理区とする「鳴瀬川流域下水道」、黒川地域を処理区とする「吉田川流域下水道」、石巻地域を処理区とする「北上川下流流域下水道」、石巻東部地域を処理区とする「北上川下流東部流域下水道」、及び登米・栗原地域の一部を処理区とする「迫川流域下水道」があり、それぞれの流域の生活環境の改善と公共用水域の水質の保全を目的に建設されました。

なお、全7流域の下水道事業のうち、4流域（仙塩、阿武隈川下流、鳴瀬川、吉田川）の下水道事業においては、流域下水道事業を取り巻く厳しい経営状況に対応するため、令和4年4月からみやぎ型管理運営方式を導入しており、従来の指定管理制度を継続している3流域（北上川下流、北上川下流東部、迫川）については、民間活力を活用した管理運営手法も検討しています。



仙塩浄化センター（仙塩流域）



県南浄化センター（阿武隈川下流流域）



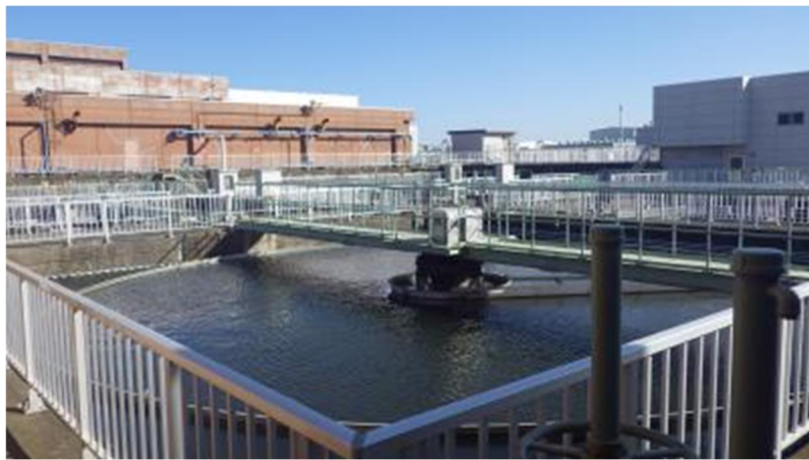
鹿島台浄化センター（鳴瀬川流域）



大和浄化センター（吉田川流域）



石巻浄化センター（北上川下流流域）



石巻東部浄化センター（北上川下流東部流域）



石越浄化センター（迫川流域）

(1) 事業の現況

①施設

○仙塩流域下水道事業

本事業は、松島湾、七北田川の公共用水域の水質保全を目的として、仙塩中央地区 3 市 2 町（仙台市・塩竈市・多賀城市・七ヶ浜町・利府町）から流入する汚水を処理するものです。

昭和 45 年の下水道法の改正による流域下水道の法制化後、昭和 47 年に東北地方初の流域下水道として事業着手し、昭和 53 年に一部供用を開始しました。

現在、26.2km の管渠を整備し、令和 5 年度末の処理区域人口は 311.2 千人、下水道処理人口普及率は 99.4%に達しています。

（令和 6 年 3 月末現在）

供用開始年度 （供用開始後年数）	昭和 53 年度 （46 年経過）	法適（全部適用・一部適用）非適の区分	法適 （全部適用）
処理区域内人口密度	4,088 人/km ²		
処理区数	62 処理分区		
処理場数	1 箇所「仙塩浄化センター」		
広域化・共同化・最適化実施状況	なし		

流域計画一覧表

（令和 6 年 3 月末現在）

	全体計画	事業計画	現 況
行 政 面 積	13,983ha		
処 理 面 積	8,956.2ha	8,418.0ha	7,491.7ha
処 理 人 口	308,337 人	321,076 人	314,734 人
処 理 能 力	222,200 m ³ /日	222,000 m ³ /日	222,000 m ³ /日
系 列 数	4 系列	4 系列	4 系列
管 渠 延 長	26,240m	26,240m	26,240m
ポ ン プ 場	1 箇所	1 箇所	1 箇所
計 画 目 標 年 度	令和 17 年度	令和 7 年度	-

関連市町日平均汚水流入量

（令和 5 年度実績）

市町村名	汚水量（m ³ /日）	市町村名	汚水量（m ³ /日）
仙 台 市	52,381	七 ヶ 浜 町	5,073
塩 竈 市	20,437	利 府 町	9,672
多 賀 城 市	19,193	合 計	106,756

沿革及び認可関係

（令和 6 年 3 月末現在）

事業着手年度	昭和 47 年度
供用開始年月日	昭和 53 年 6 月 1 日
当初認可取得年月日	昭和 48 年 3 月 28 日
最終変更認可年月日	令和 2 年 12 月 21 日
事業完了予定年月日	令和 8 年 3 月 31 日

○阿武隈川下流流域下水道事業

本事業は、住宅団地開発による人口の増加や工場立地等に伴う公共用水域の水質悪化防止等を目的として、5市6町（仙台市・白石市・名取市・角田市・岩沼市・蔵王町・大河原町・村田町・柴田町・丸森町・亘理町）から流入する汚水を処理するものです。

昭和49年度に流域下水道として事業着手し、昭和60年1月に一部供用を開始しました。

現在、89.9kmの管渠を整備し、令和5年度末の処理区域人口は305.7千人、下水道処理人口普及率は84.1%に達しています。

（令和6年3月末現在）

供用開始年度 （供用開始後年数）	昭和59年度 （40年経過）	法適（全部適用・一部適用）非適の区分	法適 （全部適用）
処理区域内人口密度	3,459人/km ²		
処理区数	95処理分区		
処理場数	1箇所「県南浄化センター」		
広域化・共同化・最適化実施状況	なし		

流域計画一覧表

（令和6年3月末現在）

	全 体 計 画	事 業 計 画	現 況
行 政 面 積	126,169ha		
処 理 面 積	11,213.5ha	10,585.6ha	8,787.5ha
処 理 人 口	292,613人	300,738人	298,641人
処 理 能 力	125,000 m ³ /日	125,000 m ³ /日	125,000 m ³ /日
系 列 数	5系列	5系列	4.5系列
管 渠 延 長	106,865m	90,710m	90,710m
ポ ン プ 場	7箇所	6箇所	6箇所
計画目標年度	令和17年度	令和7年度	-

関連市町日平均汚水流入量

（令和5年度実績）

市町村名	汚水量（m ³ /日）	市町村名	汚水量（m ³ /日）
仙 台 市	16,477	大 河 原 町	5,355
白 石 市	7,184	村 田 町	1,723
名 取 市	21,674	柴 田 町	9,524
角 田 市	4,073	丸 森 町	1,110
岩 沼 市	12,808	亘 理 町	6,554
蔵 王 町	1,423	合 計	87,905

沿革及び認可関係

（令和6年3月末現在）

事業着手年度	昭和49年度
供用開始年月日	昭和60年1月1日
当初認可取得年月日	昭和50年3月31日
最終変更認可年月日	平成30年1月26日
事業完了予定年月日	令和8年3月31日

○鳴瀬川流域下水道事業

本事業は、都市化による人口の増加や工場立地に伴う公共用水域の水質悪化防止等を目的として、1市1町（大崎市・美里町）から流入する汚水进行处理するものです。

昭和56年度に流域下水道として事業着手し、平成4年4月に一部供用を開始しました。

現在、21.1kmの管渠を整備し、令和5年度末の処理区域人口は26.5千人、下水道処理人口普及率は57.0%となっています。

（令和6年3月末現在）

供用開始年度 （供用開始後年数）	平成4年度 （32年経過）	法適（全部適用・一部適用）非適の区分	法適 （全部適用）
処理区域内人口密度	2,361人/km ²		
処理区数	54処理分区		
処理場数	1箇所「鹿島台浄化センター」		
広域化・共同化・最適化実施状況		なし	

流域計画一覧表

（令和6年3月末現在）

	全体計画	事業計画	現況
行政面積	16,432ha		
処理面積	1,569.93ha	1,398.8ha	998.7ha
処理人口	29,650人	29,740人	26,539人
処理能力	11,100m ³ /日	11,100m ³ /日	8,800m ³ /日
系列数	6系列	6系列	5系列
管渠延長	21,130m	21,130m	21,130m
ポンプ場	5箇所	5箇所	5箇所
計画目標年度	令和17年度	令和7年度	-

関連市町日平均汚水流入量（令和5年度実績）

市町村名	汚水量（m ³ /日）
大崎市	4,461
美里町	2,144
合計	6,605

沿革及び認可関係

（令和6年3月末現在）

事業着手年度	昭和56年度
供用開始年月日	平成4年4月1日
当初認可取得年月日	昭和57年3月2日
最終変更認可年月日	平成30年1月26日
事業完了予定年月日	令和8年3月31日

○吉田川流域下水道事業

本事業は、仙台北部中核都市建設が進む黒川圏域における、人口増加や工場立地に伴う水質悪化防止等を目的とし、1市2町1村（富谷市・大和町・大郷町・大衡村）から流入する汚水を処理するものです。

昭和 63 年度に流域下水道として事業着手し、平成 4 年 4 月に一部供用を開始しました。

現在、28.1km の管渠を整備し、令和 5 年度末の処理区域人口は 79.4 千人、下水道処理人口普及率は 89.6%に達しています。

（令和 6 年 3 月末現在）

供用開始年度 （供用開始後年数）	平成 4 年度 （32 年経過）	法適（全部適用・一 部適用）非適の区分	法適 （全部適用）
処理区域内人口密度	2,574 人/km ²		
処理区数	51 処理分区		
処理場数	1 箇所「大和浄化センター」		
広域化・共同化・最適化実施状況		なし	

流域計画一覧表

（令和 6 年 3 月末現在）

	全 体 計 画	事 業 計 画	現 況
行 政 面 積	41,693ha		
処 理 面 積	4,365.4ha	3,581.0ha	3,128.0ha
処 理 人 口	85,635 人	85,420 人	73,972 人
処 理 能 力	58,500 m ³ /日	58,500 m ³ /日	41,825 m ³ /日
系 列 数	5 系列	5 系列	3.5 系列
管 渠 延 長	28,340m	28,340m	28,340m
ポ ン プ 場	4 箇所	4 箇所	4 箇所
計 画 目 標 年 度	令和 17 年度	令和 7 年度	-

関連市町村日平均汚水流入量

（令和 5 年度実績）

市町村名	汚水量（m ³ /日）	市町村名	汚水量（m ³ /日）
富 谷 市	14,898	大 衡 村	2,610
大 和 町	11,516	合 計	30,370
大 郷 町	1,346		

沿革及び認可関係

（令和 6 年 3 月末現在）

事業着手年度	昭和 63 年度
供用開始年月日	平成 4 年 4 月 1 日
当初認可取得年月日	平成元年 2 月 21 日
最終変更認可年月日	令和 2 年 12 月 21 日
事業完了予定年月日	令和 8 年 3 月 31 日

○北上川下流流域下水道事業

本事業は、都市化による人口の増加や工場立地に伴う公共用水域の水質悪化防止等を目的として、旧北上川西側に位置する２市（石巻市・東松島市）から流入する汚水を処理するものです。

平成３年度に事業に着手し、平成１０年度に一部供用を開始しました。

現在、27.5kmの管渠を整備し、令和５年度末の処理区域人口は93.4千人、下水道処理人口普及率は76.1%となっています。

（令和６年３月末現在）

供用開始年度 （供用開始後年数）	平成１０年度 （26年経過）	法適（全部適用・一部適用）非適の区分	法適 （全部適用）
処理区域内人口密度	3,832人/km ²		
処理区数	33処理分区		
処理場数	１箇所「石巻浄化センター」		
広域化・共同化・最適化実施状況	なし		

流域計画一覧表

（令和６年３月末現在）

	全 体 計 画	事 業 計 画	現 況
行 政 面 積	19,876ha		
処 理 面 積	3,746.5ha	2,914.0ha	2,437.0ha
処 理 人 口	99,000人	98,070人	93,379人
処 理 能 力	48,500 m ³ /日	38,800 m ³ /日	38,800 m ³ /日
系 列 数	３系列	２系列	２系列
管 渠 延 長	27,560m	27,560m	27,560m
ポ ン プ 場	３箇所	３箇所	３箇所
計画目標年度	令和１７年度	令和８年度	-

関連市町日平均汚水流入量（令和５年度実績）

市町村名	汚水量（m ³ /日）
石 巻 市	14,603
東 松 島 市	7,682
合 計	22,285

沿革及び認可関係

（令和６年３月末現在）

事業着手年度	平成３年度
供用開始年月日	平成１０年４月１日
当初認可取得年月日	平成４年４月１３日
最終変更認可年月日	令和２年１２月２１日
事業完了予定年月日	令和９年３月３１日

○北上川下流東部流域下水道事業

本事業は、都市化による人口の増加や工場立地に伴う公共用水域の水質悪化防止等を目的として、旧北上川東側に位置する 1 市 1 町（石巻市・女川町）から流入する汚水を処理するものです。

平成 8 年度に事業着手し、平成 12 年度に一部供用（旧石巻市公共下水道分）を開始しました。

現在、43.4km の管渠を整備し、令和 5 年度末の処理区域人口は 36.7 千人、下水道処理人口普及率は 78.9%に達しています。

（令和 6 年 3 月末現在）

供用開始年度 （供用開始後年数）	平成 12 年度 （24 年経過）	法適（全部適用・一部適用）非適の区分	法適 （全部適用）
処理区域内人口密度	2,541 人/km ²		
処理区数	59 処理分区		
処理場数	1 箇所「石巻東部浄化センター」		
広域化・共同化・最適化実施状況	なし		

流域計画一覧表

（令和 6 年 3 月末現在）

	全 体 計 画	事 業 計 画	現 況
行 政 面 積	30,969ha		
処 理 面 積	1,920.7ha	1,757.8ha	1,442.0ha
処 理 人 口	31,100 人	35,510 人	36,650 人
処 理 能 力	16,600 m ³ /日	16,600 m ³ /日	25,300 m ³ /日
系 列 数	3 系列	3 系列	3 系列
管 渠 延 長	43,450m	43,450m	43,450m
ポ ン プ 場	16 箇所	16 箇所	16 箇所
計画目標年度	令和 17 年度	令和 8 年度	-

関連市町日平均汚水流入量（令和 5 年度実績）

市町村名	汚水量（m ³ /日）
石 巻 市	10,140
女 川 町	1,580
合計	11,720

沿革及び認可関係

（令和 6 年 3 月末現在）

事業着手年度	平成 8 年度
供用開始年月日	平成 12 年 4 月 1 日
当初認可取得年月日	平成 9 年 1 月 29 日
最終変更認可年月日	令和 2 年 12 月 21 日
事業完了予定年月日	令和 9 年 3 月 31 日

○迫川流域下水道事業

本事業は、都市化による人口の増加に伴う、ラムサール条約の指定登録地である伊豆沼をはじめとする公共用水域の水質悪化防止等を目的として、2市（栗原市・登米市）から流入する汚水进行处理するものです。

平成5年度に事業着手し、平成12年7月に一部供用を開始しました。

現在、55.4kmの管渠を整備し、令和5年度末の処理区域人口は28.3千人、下水道処理人口普及率は48.6%となっています。

（令和6年3月末現在）

供用開始年度 （供用開始後年数）	平成12年度 （24年経過）	法適（全部適用・一部適用）非適の区分	法適 （全部適用）
処理区域内人口密度	1,918人/km ²		
処理区数	50処理分区		
処理場数	1箇所「石越浄化センター」		
広域化・共同化・最適化実施状況	なし		

流域計画一覧表

（令和6年3月末現在）

	全体計画	事業計画	現況
行政面積	58,239ha		
処理面積	2,186.7ha	1,795.5ha	1,480.3ha
処理人口	24,400人	26,163人	28,399人
処理能力	14,475 m ³ /日	14,475 m ³ /日	9,650 m ³ /日
系列数	3系列	3系列	2系列
管渠延長	55,470m	55,470m	55,470m
ポンプ場	10箇所	10箇所	10箇所
計画目標年度	令和17年度	令和7年度	-

関連市町日平均汚水流入量（令和5年度実績）

市町村名	汚水量（m ³ /日）
登米市	425
栗原市	6,276
合計	6,701

沿革及び認可関係

（令和6年3月末現在）

事業着手年度	平成5年度
供用開始年月日	平成12年7月1日
当初認可取得年月日	平成5年12月9日
最終変更認可年月日	令和2年12月21日
事業完了予定年月日	令和8年3月31日

②使用料（維持管理負担金）

流域下水道事業では、概ね５年ごとに維持管理負担金の単価を見直すこととしており、５年を料金算定期間とし、算定期間内の営業費用（人件費、薬品費、動力費、減価償却費、修繕費等）及び資本費用（支払利息、資産維持費）と維持管理負担金収入が等しくなるように単価を設定する、いわゆる総括原価方式を採用しています。維持管理負担金の額は流域関連市町村の総排水量に単価を乗じた従量式としています。

次期料金期間は令和７年度から１０年度までの４年間としており、令和７年４月１日に単価改定を行います。本来であれば令和６年度に定期の単価改定を行う予定でしたが、令和４年夏頃からの物価上昇により電気料金が高騰し、流域下水道事業の費用において大きな割合を占める動力費に影響が生じたため、流域関連市町村と協議の上、令和６年度１年間のみの臨時的な単価改定を行ったことから、令和７年度以降の４年間について、改めて単価を改定するものです。また、この改定に併せて、消費税及び地方消費税相当額を含む単価としていたものを、外税表記に改めます。

みやぎ型管理運営方式を導入している４流域（仙塩、阿武隈川下流、鳴瀬川、吉田川）については、その削減効果を反映した経営シミュレーションとしており、人口減少等により今後段階的に上昇することとなる維持管理負担金単価の値上げ幅を抑制しています。

流域下水道事業は、令和元年度に企業局に移管され公営企業会計を全部適用する以前は特別会計により事業を管理運営していたため、各流域とも内部留保資金が現時点において十分でなく、事業の安定的な経営に向けた内部留保資金の蓄積が当面の課題であることから、経営シミュレーションにおいては、流域ごとに内部留保資金の目標額を設定し、資産維持費を適正に計上した上で、維持管理負担金の単価を算定しています。

なお、維持管理負担金に関する基本的な考え方は、地方公営企業法第２１条第２項に規定される基本原則に基づいています。

- 公正妥当なものでなければならない
- 能率的な経営の下における適正な原価を基礎としなければならない
- 地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない

○流域ごとの維持管理負担金単価の推移

仙 塩	令和７～１０年度	38.6 円/㎡（税抜）【参考】42.5 円/㎡（税込）
	令和６年度	44.8 円/㎡（税込）
	令和元～５年度	39.8 円/㎡（税込）
阿武隈 川下流	令和７～１０年度	44.8 円/㎡（税抜）【参考】49.3 円/㎡（税込）
	令和６年度	57.3 円/㎡（税込）
	令和元～５年度	48.5 円/㎡（税込）
鳴瀬川	令和７～１０年度	81.3 円/㎡（税抜）【参考】89.5 円/㎡（税込）
	令和６年度	92.3 円/㎡（税込）
	令和元～５年度	81.1 円/㎡（税込）
吉田川	令和７～１０年度	50.2 円/㎡（税抜）【参考】55.3 円/㎡（税込）
	令和６年度	58.6 円/㎡（税込）
	令和元～５年度	47.8 円/㎡（税込）

北上川 下 流	令和 7～10 年度	80.1 円/m ³ （税抜）【参考】 89.1 円/m ³ （税込）
	令和 6 年度	91.2 円/m ³ （税込）
	令和元～5 年度	80.3 円/m ³ （税込）
北上川 下 流 東 部	令和 7～10 年度	133.8 円/m ³ （税抜）【参考】 147.2 円/m ³ （税込）
	令和 6 年度	147.7 円/m ³ （税込）
	令和元～5 年度	125.8 円/m ³ （税込）
迫 川	令和 7～10 年度	125.3 円/m ³ （税抜）【参考】 137.9 円/m ³ （税込）
	令和 6 年度	147.3 円/m ³ （税込）
	令和元～5 年度	132.7 円/m ³ （税込）

（２）これまでの主な経営健全化の取組

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	なし
	イ 指定管理者制度	3 流域下水道事業において実施 ・北上川下流流域下水道 ・北上川下流東部流域下水道 ・迫川流域下水道
	ウ PPP・PFI	4 流域下水道事業において実施 「みやぎ型管理運営方式」 ・仙塩流域下水道 ・阿武隈川下流流域下水道 ・鳴瀬川流域下水道 ・吉田川流域下水道
資産活用の状況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等）	仙塩流域下水道 ○消化ガス発電 阿武隈川下流流域下水道 ○汚泥燃料化施設
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）	北上川下流流域下水道 北上川下流東部流域下水道 迫川流域下水道 ○未利用土地活用による太陽光 発電施設整備

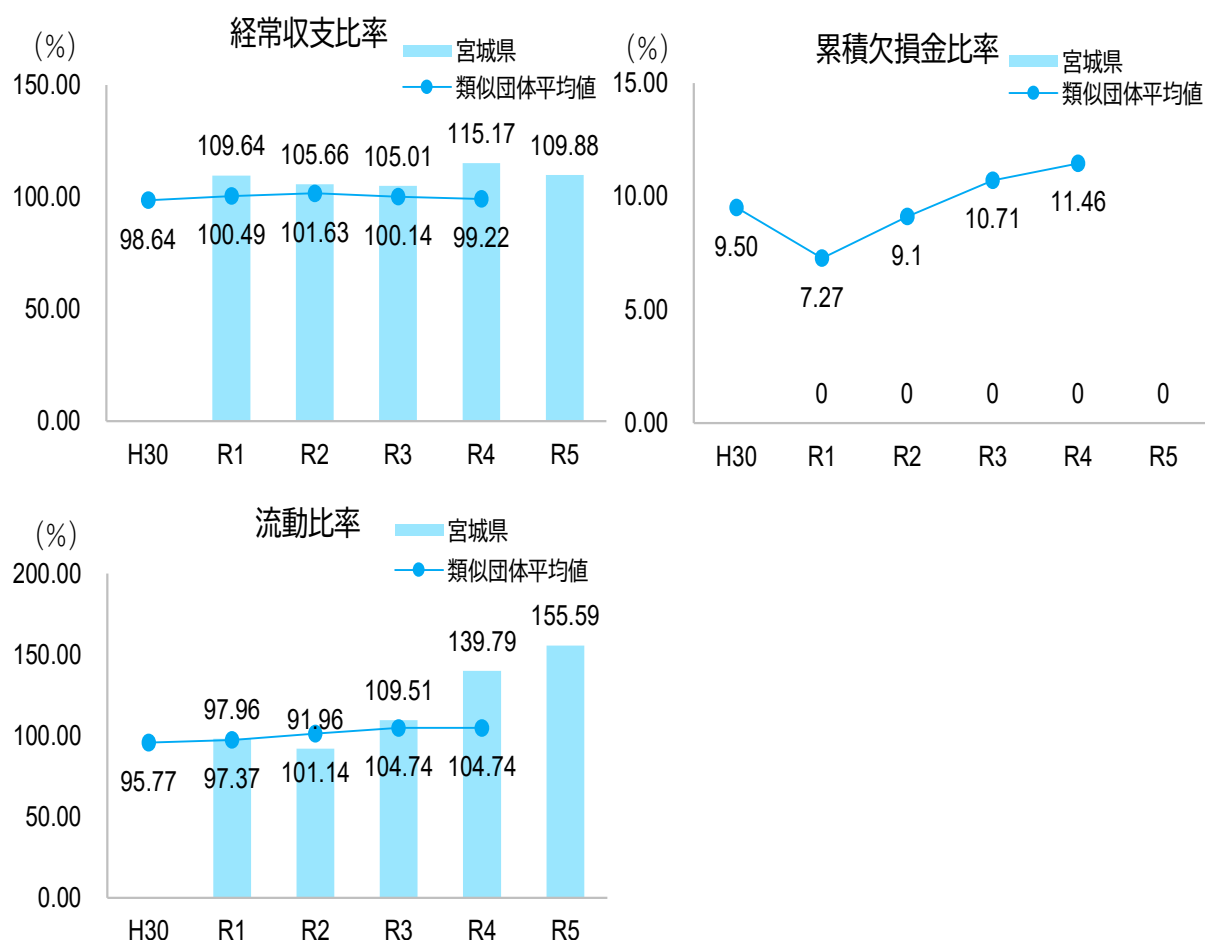
(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

ここでは、経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（総務省公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）に基づき、類似団体の平均値と比較し、最新の分析表で公開されている過去5年間について分析します。

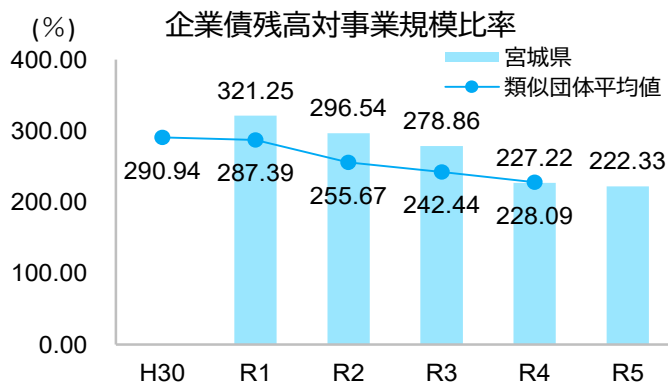
なお、本県の流域下水道事業は、令和元年度から地方公営企業法を適用しているため、平成30年度のデータは記載していません。

①経営の健全性・効率性について

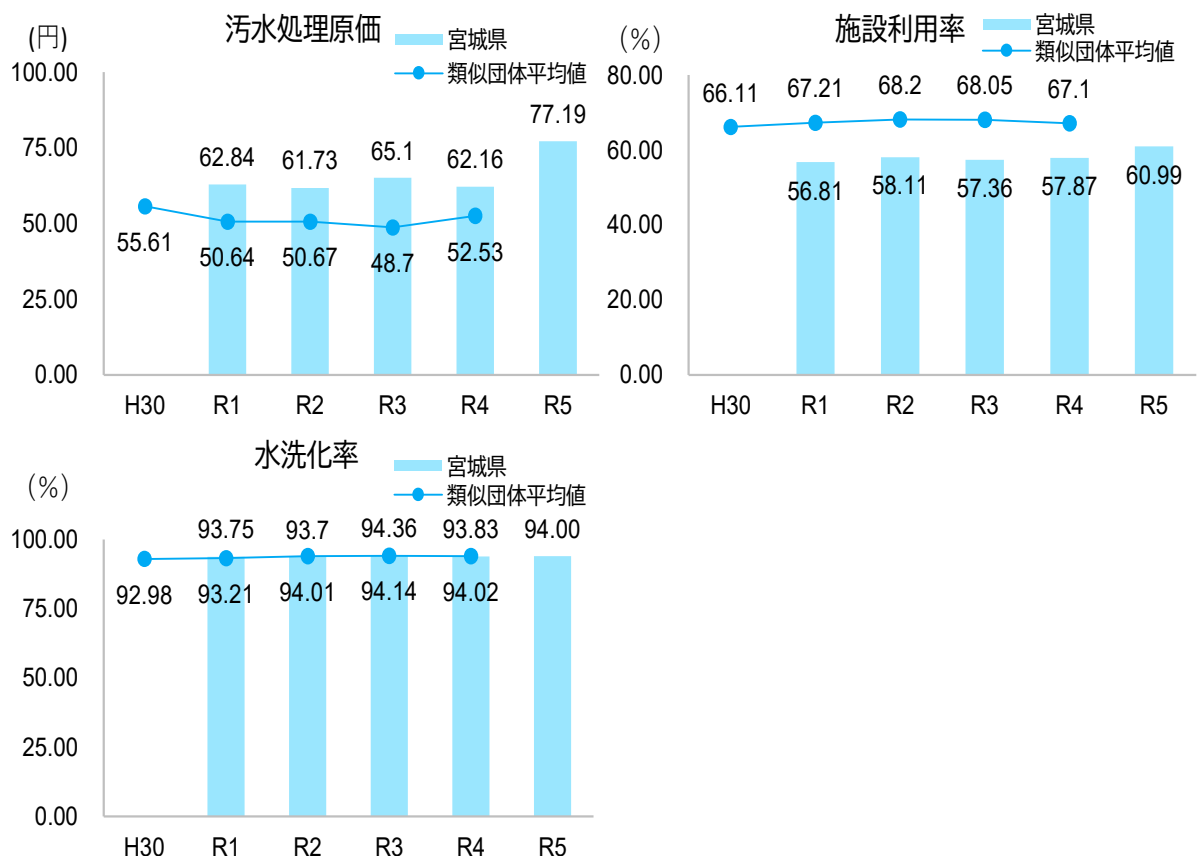
当局の流域下水道事業は、総務省で公表している経営比較分析表においては、「経常収支比率（総収益／総費用）」が100%を上回っており、「累積欠損金」もなく、また、直近では「流動比率（流動資産／流動負債）」も増加するなど経営は比較的安定している状況です。しかし、流域ごとにおいては短期的な資金繰りに注意を要する状況も生じていることから、今後、内部留保資金の蓄積等により更なる経営の安定化に努める必要があります。



本県は東日本大震災により被災し、その災害復旧事業の影響から、令和3年度までは「企業債残高対事業規模比率（企業債残高／使用料収益）」が、類似団体の平均値と比較し高めの値で推移していましたが、復旧事業が完了した近年においては、類似団体の平均値と同水準まで減少してきており、引き続き「宮城県流域下水道ストックマネジメント計画」に基づく適正かつ計画的な改築更新と企業債残高の管理を行っていく必要があります。



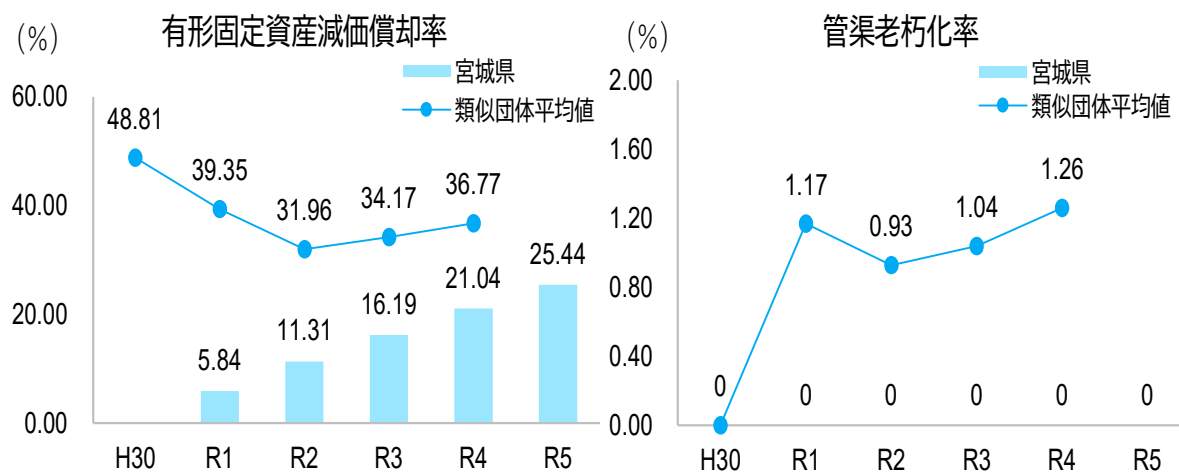
「污水处理原価（污水处理費用／有収水量）」については、類似団体の平均値と比較し高いことから、より効率的な污水处理による維持管理費の削減が求められます。また、「施設利用率（1日平均処理水量／処理能力）」は類似団体の平均値より低い傾向が続いていることから、「水洗化率（水洗便所設置済人口／処理区域内人口）」は決して低い値ではありませんが、接続率向上に向けた広報活動などの有収水量確保に向けた取組を継続するとともに、流域ごとの地域の状況に注視し、将来の污水处理人口の減少などを考慮した適正な施設規模や、複数の流域間の事業統合などについても、経営状況を踏まえ検討していく必要があります。



②老朽化の状況について

施設の老朽化について、「有形固定資産減価償却率（有形固定資産減価償却累計額／償却対象資産の帳簿原価）」は、地方公営企業法を適用した令和元年度時点の帳簿価格による減価償却費に基づいているため、類似団体の平均値に比べ低い数値となっていますが、将来的には当然増加することが想定されます。また、管渠についても、「管渠老朽化率（法定耐用年数

を経過した管路延長／管路延長)」は0%であり、法定耐用年数を超過したものは現状ではありませんが、供用開始から40年以上経過している流域が2流域あることから、今後、管更正などによる管渠改築が本格化していくこととなります。



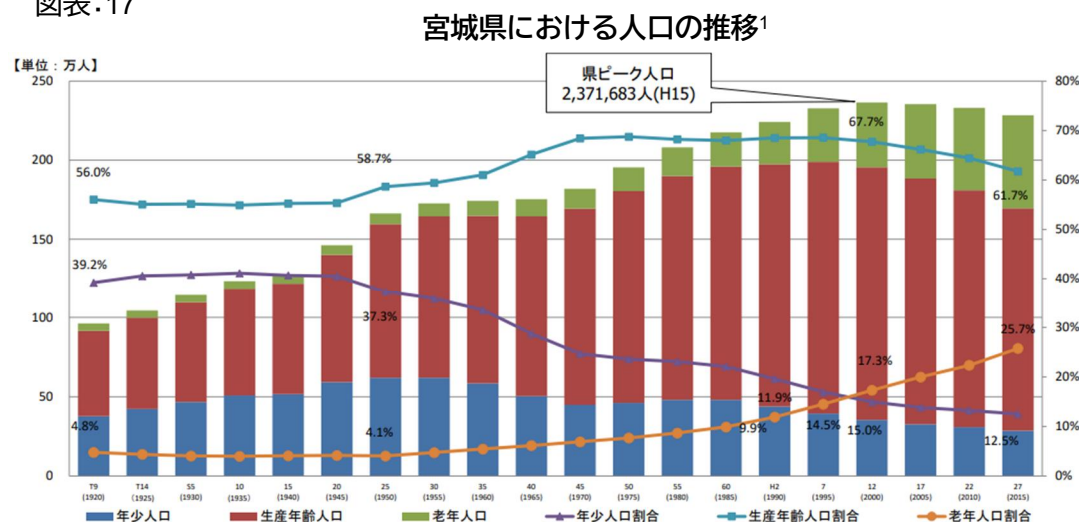
2 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口予測

本県の人口は、2003年（平成15年）の推計人口の約237万1,683人をピークに減少しています。2012年（平成24年）及び2013年（平成25年）には、東日本大震災に伴う復興需要の影響もあり微増しましたが、2014年（平成26年）に再び減少に転じ、減少傾向が継続している状況です。

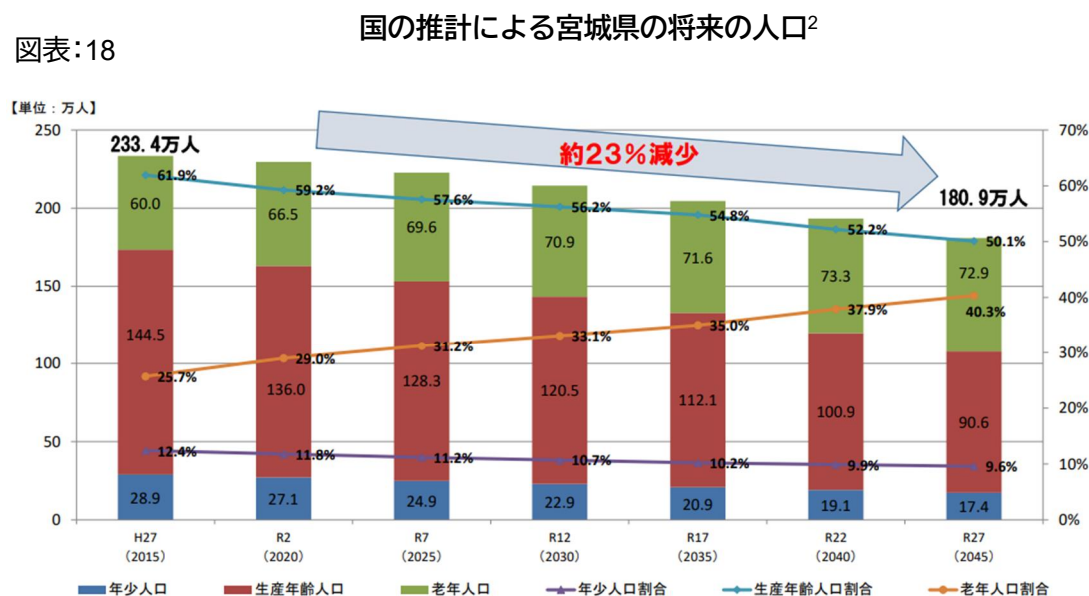
2015年（平成27年）の国勢調査による本県の人口は、233万3,899人で、老年人口（65歳以上）は、1990年代以降急速に増加し、2000年（平成12年）の国勢調査時に年少人口の割合を超え、県人口の25%を超過しています（図表：17）。

図表：17



国立社会保障・人口問題研究所の資料によれば、2045年（令和27年）の本県の人口は約180万9千人になる見込みであり、2015年から2045年の今後30年間で、約23%減少すると推計されています。生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（14歳以下）は、今後さらに減少し、老年人口（65歳以上）の増加により、2045年の高齢化率は40.3%になる見込みです（図表：18）。

図表：18



¹ 「国勢調査」（総務省）

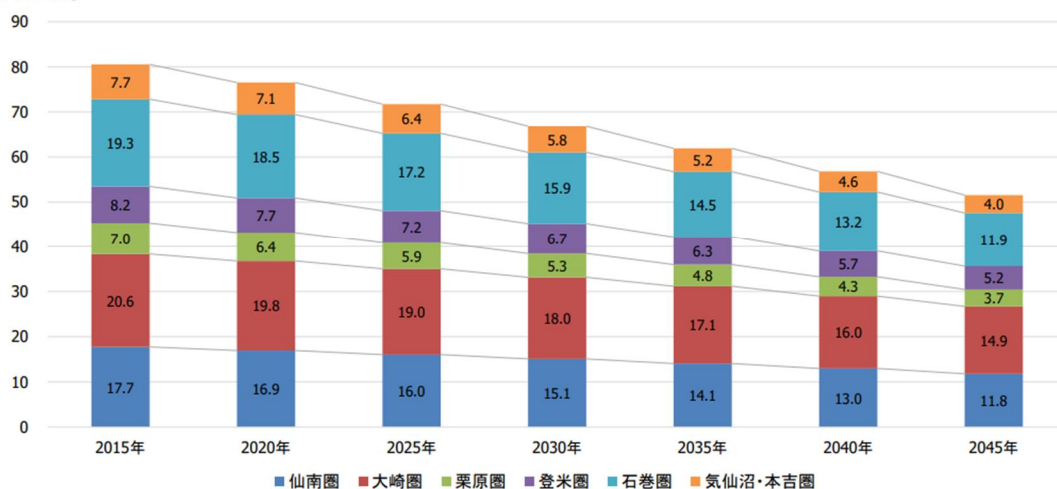
² 「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

仙台都市圏以外の各圏域の人口予測を比較すると、圏域ごとに進行度合いに差は生じるものの、人口減少は加速することが見込まれています（図表：19）。

図表：19

仙台都市圏以外の各圏域における将来の人口²

【単位：万人】

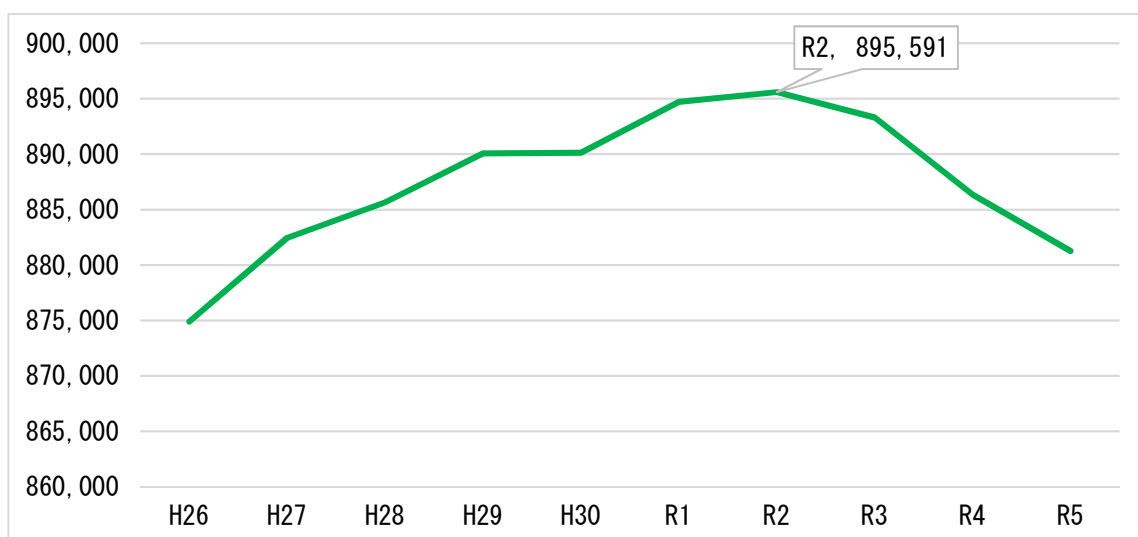


当局の流域下水道事業における処理区域内の人口は、東日本大震災からの復旧・復興の進捗などにより、特に沿岸部において増加傾向でしたが、令和2年度をピークに減少が始まっており、上記の国の推計からも、今後は減少が進んでいくものと推定されます（図表：20）。

図表：20

流域下水道処理区域内人口の推移（7 流域合計）

【単位：人】



(2) 排水量の予測

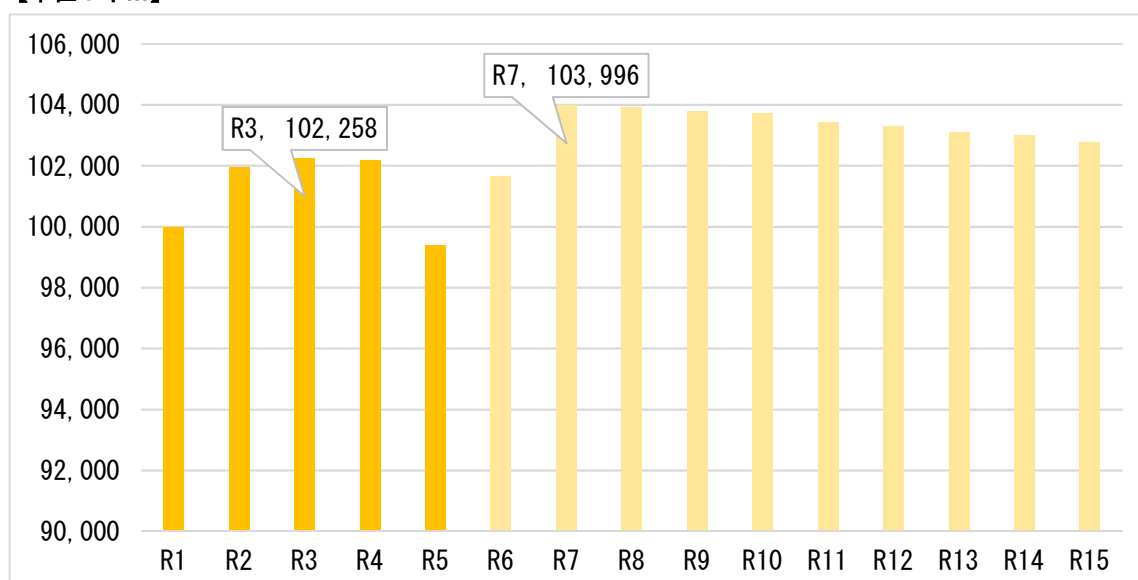
流域下水道事業において受け入れる排水量については、令和5年度までは、前項の処理区域内人口と概ね同じ傾向で推移し、令和3年度をピークに減少しました。

一方、阿武隈川下流流域においては、東日本大震災により管渠等が被災し、維持管理負担金の算定基礎となる関係市町ごとの排水量の計測ができなくなったことから、震災以前の排水量を基にした割合により、暫定的に排水量を算定していましたが、幹線管渠の復旧がおおむね完了したこと等を踏まえ、令和7年度からは流入量の実測値を採用することとなり、当該流域の排水量（有収水量）が増加する見込みです（図表：21）。

今後は、前項の人口予測と同様の減少が想定されることから、経営シミュレーション上の排水量については、令和15年度までは流域関連市町村の計画排水量等を採用し、令和16年度以降は市町村の人口ビジョン等における増減率を用いて推計しています。この結果、阿武隈川下流流域の排水量の算定見直しを開始する令和7年度をピークに、以降の排水量は徐々に減少していく見込みとなっています。

図表:21 経営シミュレーションにおける排水量の今後予測（7 流域合計）

【単位：千 m^3 】



(3) 使用料（維持管理負担金）収入の見通し

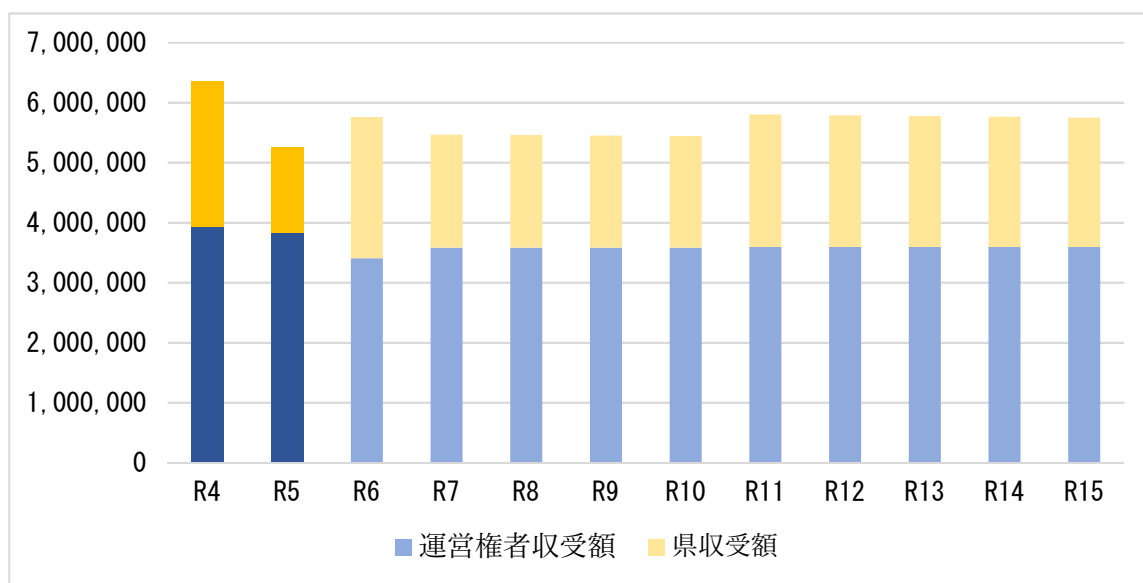
今後の人口減少や節水型社会の進展により、排水量の減少は避けられない状況であることから、負担金単価については、汚水の処理コストを踏まえた段階的な値上げを行い、収入を確保していかなければなりません。また、災害時の対応や、施設及び管路の老朽化による更新投資などに備える内部留保資金を蓄積するための資産維持費についても、適切に計上することが必要です。

これらを踏まえた経営シミュレーションを行い、前項の排水量予測に対応する収入の必要額及び負担金単価を設定の上、今後の負担金収入を推計しています（図表：22）。

図表：22

経営シミュレーションにおける維持管理負担金収入の見通し（7 流域合計）

【単位：千円】



(4) 施設の見通し

当局では、昭和 53 年の仙塩流域下水道の供用開始をはじめとする、7 つの流域下水道事業を実施しており、仙塩流域では 46 年が経過するなど、今後、各流域において老朽化の進行が見込まれています（図表：23）。

図表:23 流域別下水道の経過年数

令和 6 年 3 月末時点

流 域 名	処理場名	ポンプ場数	管路延長(km)	供用年度	経過年数
仙塩流域	仙塩浄化センター	1	26.2	S53	46
阿武隈川下流流域	県南浄化センター	6	89.9	S59	40
鳴瀬川流域	鹿島台浄化センター	5	21.1	H4	32
吉田川流域	大和浄化センター	4	28.2	H4	32
北上川下流流域	石巻浄化センター	3	27.6	H10	26
北上川下流東部流域	石巻東部浄化センター	16	43.5	H12	24
迫川流域	石越浄化センター	10	55.5	H12	24

※石巻東部浄化センターは、石巻市から施設を引き継ぎ平成 12 年度から流域下水道として供用を開始したが、それ以前は単独公共下水道として昭和 56 年度から供用しており、41 年が経過している。

○施設別の状況について

7 つの流域ごとに、ポンプ設備、送風機設備、污泥処理設備、監視制御設備、受変電設備、管路施設、管理棟などの機械、電気、土木施設を有しており、固定資産台帳ベースで、約 15,800（ポンプ等約 11,200、管路等約 4,600）の資産を有しています。

・処理場・ポンプ場施設（図表：24）

処理場・ポンプ場の施設数は、令和 6 年 3 月末時点で資産数約 11,200 となっており、それぞれの耐用年数等を踏まえ適切に施設を更新する必要があります。

図表:24 流域別の処理場・ポンプ場の資産数

令和 6 年 3 月末時点

流域名 工種	仙塩	阿武隈川 下流	鳴瀬川	吉田川	北上川 下流	北上川 下流東部	迫川	計
機械	1,022	1,287	207	464	346	927	139	4,392
電気	1,316	1,427	345	546	637	639	291	5,201
土木	109	99	40	150	95	55	53	601
建築	224	73	36	264	135	263	38	1,033
計	2,671	2,886	628	1,424	1,213	1,884	521	11,227

・管路施設（図表：25）

管路施設の総延長は、令和 6 年 3 月末時点で約 300km であり、管路整備は概ね完了しています。

一方、整備後 30 年を経過する管路は約 163km で全体の約 5 割となっており、今後、更なる老朽化が懸念されています。

図表:25

流域ごとの管路延長

令和 6 年 3 月末時点

流 域 名	管路延長(km)	幹 線 名
仙塩流域	26.2	七北田川左岸、七ヶ浜、塩釜、仙台、多賀城、利府
阿武隈川下流流域	90.7	阿武隈川、仙台、亶理、白石川、大河原、村田、蔵王
鳴瀬川流域	21.1	志田、小牛田
吉田川流域	28.3	富谷、北部、大和・大衡、大郷、北部第 2
北上川下流流域	27.6	石巻、矢本・鳴瀬、河南
北上川下流東部流域	43.5	女川、河北・桃生、河北・桃生第 2
迫川流域	55.5	迫川右岸、迫川左岸
合 計	292.9	

これらの流域下水道施設を適切に管理していくためには、中長期的な視点で流域下水道施設全体の今後の老朽化の状況を考慮し、リスク評価等による優先順位に基づく施設の改築更新を進めるとともに、事業費を平準化することが重要です。

持続可能な流域下水道事業の実現に向けては、ライフサイクルコストの低減と予防保全型施設管理の導入による安全の確保等、施設全体の改築更新・維持管理を最適化するための計画が必要となります。

当局では、施設の老朽化を踏まえた長期的な視点で投資の妥当性を示す「宮城県流域下水道ストックマネジメント計画」を平成 30 年度（平成 30 年度～平成 49 年度）に策定しました。更に、令和 4 年度からみやぎ型管理運営方式を導入したこと等を踏まえ、社会経済情勢や施設の老朽化状況に適切に対応するため、令和 5 年度を初年度とする 20 年間（令和 5 年度～令和 24 年度）の計画へ見直しを行い、これら施設の計画的な更新等に向け対応していきます。

3 経営の基本方針

流域下水道事業は、県内 26 の流域関連市町村が管理する公共下水道からの汚水を受け、広域的かつ効果的に処理するものであり、良好な都市環境の形成と公衆衛生の向上に寄与するとともに、河川等の公共用水域の水質保全に重要な役割を有しており、安定的かつ持続可能なサービスの提供が常に求められています。しかしながら、将来的な人口減少に伴う処理水量の減少により、長期的には負担金水準の維持が困難になることが想定されるほか、施設・管路の老朽化に伴う更新費用の増加が見込まれるなど厳しい経営環境に直面しています。

当局ではこれまで、収益の確保や費用の削減に取り組むとともに、下水道資源の活用のほか、指定管理者制度の推進に加え、令和 4 年度からみやぎ型管理運営方式を導入し、経営の効率化に努めてきました。しかしながら、昨今の物価上昇の影響もあり、経営状況は厳しさを増すことが予測されることから、更なる経営改善を推進する必要があります。

また、ストックマネジメント計画に基づく施設の更新や管路の耐震化、長寿命化対策、危機管理体制の充実に取り組んできましたが、相次ぐ地震等の自然災害により施設が連続して被災したことから、より一層の強靱化を図っていく必要があります。

さらに、公共用水域の水環境改善のため、法定基準よりも厳しい基準を設定して水質管理を行ったほか、下水道への住民理解の促進に向けた広報活動などにも取り組んでおり、引き続き、関係機関との連携のもと、安全で安心な生活環境の創出に取り組んでいく必要があります。

一方、社会情勢は常に変化しており、カーボンニュートラルやDX（デジタルトランスフォーメーション）等の推進に向けて、新たな視点を持って事業運営を行っていくことが求められています。

これらの状況を踏まえ、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営する」という地方公営企業の経営の基本原則に基づき、次の経営方針を掲げ、地域の発展に貢献する経営を目指します。

基本方針

- 処理場等の維持管理や水質検査等を適切に行い、関係機関との連携のもと、安定した汚水処理を継続し、安全で安心な生活環境を創出します。【安全・安心】
- 施設・管路の耐震化を更に進めるとともに、危機管理体制を充実し、災害に強い強靱な下水道を構築します。【強靱】
- 民間活力を活用しながら、経営基盤を強化し、安定した経営を継続します。【持続】

4 施策目標と取組

(1) 施策目標

上記の基本方針に基づき、下記 3 つの施策目標を設定し、水道 3 事業を展開していきます。

施策目標	目指すべき姿	取組内容
施策目標 1 安全で安心な水の確保 【安全・安心】	浄水場・処理場等の維持管理や水質検査等を適切に行うとともに、県民の皆様や関連市町村・事業所及び国等の関係機関と連携し、自然環境の変化にも的確に対応しながら、用水供給と污水处理が安定的に継続され、安全で安心な生活環境が創出されています。 	取組 1 良好な水質の確保 取組 2 関係者との連携 取組 3 適切な広報活動の展開
施策目標 2 災害に強い強靱な施設と体制の構築 【強靱】	東日本大震災の教訓を踏まえ、施設の更なる耐震化が図られているとともに、危機管理体制が充実し、災害に強い施設と体制が構築されています。 	取組 4 耐震化の更なる推進 取組 5 施設の長寿命化対策と適切な更新 取組 6 危機管理体制の充実
施策目標 3 持続可能な水道経営 【持続】	人口減少社会の到来による水需要の減少など、水道事業環境が変化する中、民間活力を活用しながら経営基盤が強化され、安定した経営が行われ、カーボンニュートラルにも取り組んでいます。 	取組 7 経営基盤の強化と効率的な経営 取組 8 民間活力の活用 取組 9 カーボンニュートラルの推進と資源の活用 取組 10 広域化・共同化への対応

(2) 施策目標の達成に向けて取り組む事業

イ 施策目標1：安全で安心な水の確保

取組1：良好な水質の確保

① 水質検査及び監視の充実 〔企業局〕〔運営権者〕〔指定管理者〕

- ・毎年度作成する水質検査計画等に基づき、運営権者、指定管理者が定期的に水質検査を行います。
- ・当局では、運営権者又は指定管理者が実施する水質検査をモニタリングし、水質状況を監視します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
水質検査及び監視の充実								

② 施設の適切な維持管理 〔企業局〕〔運営権者〕〔指定管理者〕

- ・処理場やポンプ場の機械・電気設備及び反応タンクや沈殿池について、定期的な点検や修繕、清掃を実施し、良好な下水処理を実施します。
- ・当局では、処理場等の巡視を随時行い、運営権者又は指定管理者が実施する施設維持管理の状況を監視・確認します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
施設の適切な維持管理								

③ 流入水質の状況把握と監視 〔企業局〕〔運営権者〕〔指定管理者〕

- ・処理場に流入する汚水の水質検査を行うとともに、異常流入があった場合には適切な処理に努めるほか、流域関連市町村等と連携して原因の究明に当たります。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
流入水質の状況把握と監視								

取組2：関係者との連携

① 情報共有・交換の場の設置 〔企業局〕〔運営権者〕〔指定管理者〕

- ・流域関連市町村との協議の場である「宮城県流域下水道連絡会議」を活用し、共通認識を形成しながら事業を運営します。
- ・流域関連市町村への情報発信の充実や意見交換等により相互に緊密な連携を図るほか、具体の課題についてはワーキンググループを随時設置するなど、連携を図りながら課題を解決していきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
情報共有・交換の場の設置								

② 異常流入等における情報提供 〔企業局〕〔運営権者〕〔指定管理者〕

- ・大雨や台風などにより、異常流入が懸念される場合又は水質事故が発生した場合には、流域関連市町村及び河川管理者等関係機関に対して連絡網等を活用し速やかに情報を提供します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
異常流入等における情報提供								

③ 災害等に備えた合同訓練の実施 〔企業局〕〔運営権者〕〔指定管理者〕

- ・災害発生時や漏水事故等への対応能力の向上を図るため、流域関連市町村や運営権者・指定管理者と連携して定期的に合同訓練を実施していきます。
- ・水質事故については、流域関連市町村等への適切な情報提供が重要であることから、迅速かつ正確に情報共有できるよう事故対応能力の向上に努めていきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
災害等に備えた合同訓練の実施								

取組3：適切な広報活動の展開

① 住民の理解向上に向けた情報の発信 〔企業局〕〔運営権者〕〔指定管理者〕

- ・将来を担う子どもたちや地域住民等に、下水道の仕組みと重要性などを理解してもらうため、環境学習や社会学習の場として、浄化センターの施設を公開するほか、職員による出前講座等の事業を積極的に行っていきます。
- ・下水道に対する正しい理解と信頼性を高めるため、9月10日の「下水道の日」を含む一週間を下水道啓発促進週間と設定し、指定管理者主催の「下水道まつり」や運営権者主催の「みずむすびフェス」等のイベントを開催するほか、マンホール蓋等のパネル展示や広報誌等により情報発信を行っていきます。
- ・みやぎ型管理運営方式を導入した流域下水道事業の経営・水質状況など、県ホームページ等を適切に公表していきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
住民の理解向上に向けた情報の発信								

② 接続人口の拡大に向けた広報活動 〔企業局〕

- ・平成28年度に策定された「宮城県生活排水処理基本構想」に基づき、流域関連市町村が各種広報媒体を通じて行う流域関連公共下水道の普及拡大、及び下水道接続率向上などの広報活動を積極的に支援していきます。

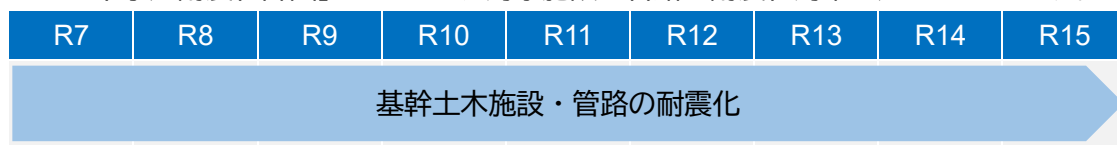
R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
接続人口の拡大に向けた広報活動								

□ 施策目標 2：災害に強い強靱な施設と体制の構築

取組 4：耐震化の更なる推進

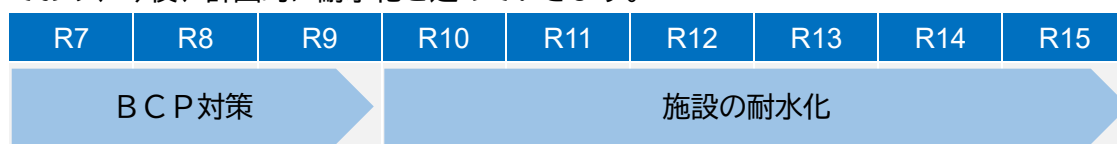
① 基幹土木施設・管路の耐震化 〔企業局〕

- ・耐震化されていない一部の処理施設および管路の耐震化については、令和 7 年 1 月策定の「上下水道耐震化計画」に基づき、対象施設や管路の耐震化対策を進めていきます。



② 施設の耐水化 〔企業局〕

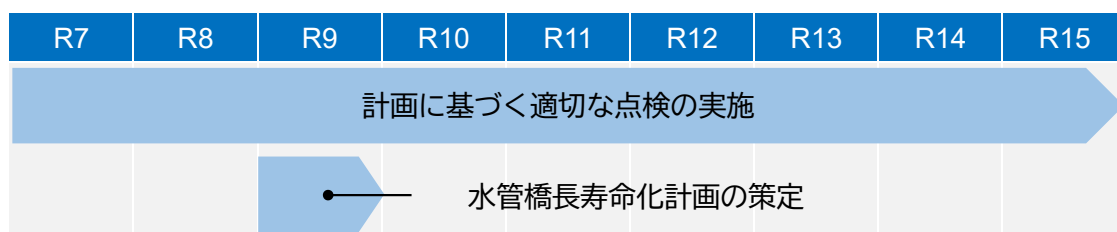
- ・気候変動に伴う降雨量の増加や短時間豪雨の頻発化から、外水や内水の氾濫による被害の発生が懸念される状況を踏まえ、下水道施設の被災による社会的影響を最小限にするため、ハード対策（耐水化）とソフト対策（BCP見直し等）を組み合わせた「下水道耐水化計画（施設浸水対策）」を、津波被害を受けた施設以外を対象として令和 5 年 3 月に策定しており、今後、計画的に耐水化を進めていきます。



取組 5：施設の長寿命化対策と適切な更新

① 計画に基づく適切な点検の実施 〔企業局〕〔運営権者〕〔指定管理者〕

- ・令和 3 年 10 月に発生した和歌山市の水管橋落橋事故を踏まえて策定した水管橋定期点検計画に基づき、令和 4 年度からの 5 か年サイクル（第 1 回：令和 4 年度～令和 8 年度）で全ての水管橋について、構造部の詳細な点検を実施していきます。また、この点検結果を踏まえ、令和 9 年度には、水管橋長寿命化計画を策定し、適正な施設保全を実施していきます。
- ・処理場等の機械・電気設備については、中期及び年間の保守点検・修繕計画に基づき、計画的かつ適切に点検を行っていきます。また、中南部 4 流域については、オンライン劣化診断によるリアルタイムでの健全度評価と、劣化傾向予測による予防保全型の保守点検を行っていきます。



② スtockマネジメントの推進 〔企業局〕〔運営権者〕

- ・令和 5 年度を初年度とする新たな「ストックマネジメント計画」に基づき、管路については、緊急度 I を発生させないよう改築を進めるとともに、処理場・ポンプ場については、

健全度 1 を発生させないよう改築を進める計画としており、適時・適切な改築や更新を行っています。

緊急度 I : 劣化が重度であり、速やかな措置が必要な状態

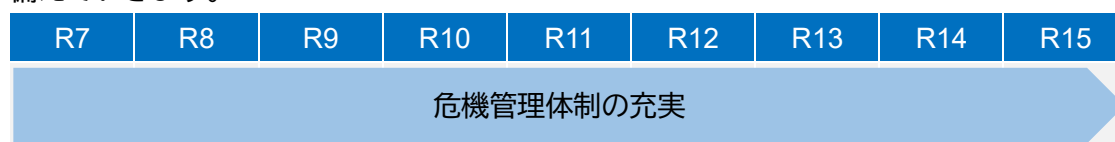
健全度 1 : 設備の機能が停止しており、直ちに更新が必要な状態



取組 6 : 危機管理体制の充実

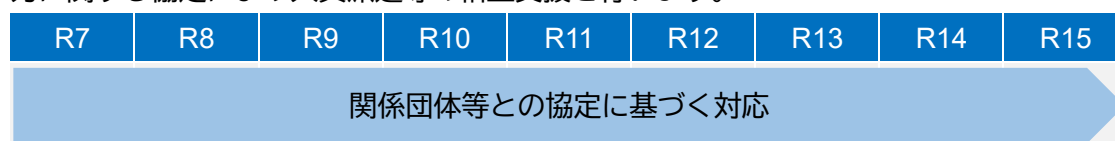
① 業務継続計画に基づく大規模災害時の対応 [企業局] [運営権者] [指定管理者]

- ・企業局業務継続計画（BCP）、企業局災害等実施要領、企業局緊急時対策指針、及び緊急時の措置の手引き等のマニュアルについて、東日本大震災や、その後も頻発する地震・大雨の教訓を踏まえながら一層の充実を図ります。
- ・企業局防災訓練を運営権者及び指定管理者とともに毎年度実施するなど、災害時の対応に備えていきます。



② 関係団体等との協定に基づく対応 [企業局] [運営権者] [指定管理者]

- ・広域的な災害時には、日本下水道施設管理業協会や日本下水道管路管理業協会のほか、全国上下水道コンサルタント協会東北支部などとの連携協定等により、下水道施設の機能の早期復旧に対応していきます。
- ・災害に加え、疫病等の緊急時には、当局、運営権者及び指定管理者で締結した相互支援協力に関する協定により人員派遣等の相互支援を行います。



③ 大雨や雨天時浸入水（不明水）への対応 〔企業局〕〔運営権者〕〔指定管理者〕

- ・処理場等の機械・電気設備を適切に維持するとともに、大雨が予想される場合には、気象情報の早期収集を行い、あらかじめ流入渠水位を低水位に保つなど、異常流入に備えた運転管理に努めます。
- ・「流域下水道連絡会議」や「溢水・不明水対策作業部会」などにより、不明水量の低減に向け、流域関連市町村と協議・検討を進めていきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
大雨や不明水への対応								

④ 危機管理データベースの作成 〔企業局〕〔運営権者〕〔指定管理者〕

- ・溢水事故（マンホールから水があふれ出る）等が発生した場合には、迅速かつ的確な対応が求められることから、危機管理と技術継承の観点から、データベース（事例集）として整理し、今後の溢水対策に活用していきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
作成	活用・更新							

八 施策目標３：持続可能な水道経営

取組７：経営基盤の強化と効率的な経営

① 将来の更新工事等を見込んだ経営基盤の強化 〔企業局〕

- ・「ストックマネジメント計画」を踏まえ、施設の更新及び長寿命化対策工事が確実に実施できるよう、長期的な視点で経営基盤強化に努めるとともに、施設の共有化・集約化なども視野に更新・整備計画を検討していきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
将来の更新工事等を見込んだ経営基盤の強化								

② 適正な料金・負担金の設定 〔企業局〕

- ・「施設の適切な維持」と「自然災害等への迅速な対応」を実現するため、適切な水準の内部留保資金を考慮した上で、適正な維持管理負担金を設定し、安定的な経営の持続を目指していきます。
- ・負担金の改定に当たっては、流域関連市町村と丁寧な協議を進めていきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
適正な料金・負担金の設定								
		単価改定協議					単価改定協議	

③ 資産の有効活用と適正管理 〔企業局〕〔運営権者〕〔指定管理者〕

- ・未利用地への太陽光発電設備の整備等、資産の有効活用に努めます。
- ・安定した運営を行うためには、資産の適切な把握及び管理が不可欠であることから、県及び運営権者が実施する改築工事等に伴う固定資産の変動について、固定資産台帳による適切な管理に努めていきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
資産の有効活用と適正管理								

取組8：民間活力の活用

① 運営権者に対する適切なモニタリング 〔企業局〕〔運営権者〕

- ・運営権者（中南部4流域）が、実施契約に定められた業務を確実に履行し、要求水準書に定められた基準を安定的に遵守することを確認するため、モニタリング基本計画書及び実施計画書に基づき、書類、会議体及び現地によるモニタリングを実施します。
- ・運営権者は、モニタリング結果に基づき、必要に応じて運営方法の見直しを行うほか、当局は、モニタリング結果及び対応状況等について、ホームページにおいて適切に情報を公開します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
運営権者に対する適切なモニタリング								

② 指定管理者に対する適切なモニタリング 〔企業局〕〔指定管理者〕

- ・指定管理者が行う業務（東部3流域）については、施設の適正な管理と公正な運営が行われ、さらには利用者サービスの向上が図られていることを確認するため、「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する指針」に基づくモニタリングを実施し、その結果を公開します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
指定管理者に対する適切なモニタリング								

③ 業務委託の更なる効率化 〔企業局〕

- ・新たな点検手法としてドローンやA I（人工知能）などの先進技術を積極的に取り入れるなど、民間の技術力の活用にも努めます。
- ・対象流域ごとに業務を委託している管路巡視点検業務等について、近隣エリアごとに委託するなど、経済性を考慮しつつ効率性や機動性を高める手法を検討し、全体最適化を図ります。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
業務委託の更なる効率化								

取組9：カーボンニュートラルの推進と資源の活用

① 再生可能エネルギーの導入推進〔企業局〕

- ・石巻浄化センター、石巻東部浄化センター及び石越浄化センターにおける未利用地を活用した太陽光発電設備の整備について、関係機関との協議・調整等を行い、発電開始に向けて着実に事業を進めます。
- ・仙塩浄化センターにおいて実施している水処理工程で発生する消化ガスの売却により、発電事業者がガス発電及び売電を行う取組（平成30年度～令和19年度）は、維持管理費と温室効果ガスの削減に効果があることから、引き続き取り組んでいきます。
- ・その他の未利用資産等を活用した新たな再生可能エネルギーの導入を検討していきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
再生可能エネルギーの導入推進								

【石巻浄化センター太陽光パネル設置予定地】



② 省エネルギーと創エネルギーの推進〔企業局〕〔運営権者〕

- ・高効率型の散気装置や最新型の攪拌機、また、仙塩浄化センターの污泥焼却設備の余剰熱源（廃熱）を活用した発電システム等を導入し、消費電力の削減を図ります。
- ・石巻東部浄化センターにおいては、流入汚水の負荷が低減していることを受け、水処理方式について純酸素活性汚泥法から標準活性汚泥法への変更に着手するなど、消費電力の削減を進めます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
省エネルギーと創エネルギーの推進								

③ 再資源化の推進〔企業局〕〔運営権者〕〔指定管理者〕

- ・低炭素社会や循環型社会形成に寄与する污泥の有効利用について、関係市町の污泥も含めた広域的な肥料化の検討を進めていきます。
- ・県南浄化センターの污泥燃料化施設については、安定的な稼働に努め、再資源化を進めます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
再資源化の推進								

取組 10：広域化・共同化への対応

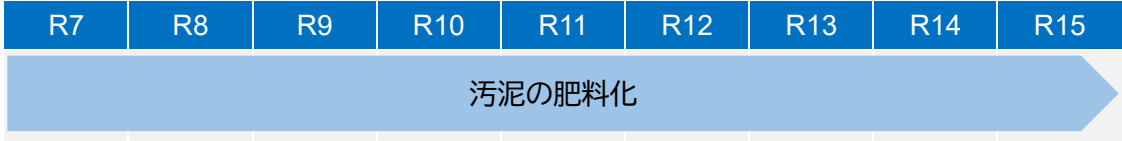
① 広域化・共同化への対応 〔企業局〕

- ・令和4年度に策定された「宮城県下水道広域化・共同化計画」に基づき、今後、土木部と連携し、市町村の広域化・共同化の取組を支援していきます。



② 汚泥処理の広域化 〔企業局〕

- ・災害時でも安定した処理が可能で、低炭素社会や循環型社会形成に寄与する汚泥の有効利用について、肥料化による関係市町の汚泥も含めた広域的処理の検討を進めていきます。



5 投資・財政計画（収支計画）

（１）投資・財政計画（収支計画）

流域下水道事業における収支財務計画作成に当たっての基本的な考え方及び目標等は次のとおりです。

【基本方針】

流域下水道事業は、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に不可欠な社会資本であることから、施設の適切な管理や自然災害への迅速な対応など、突発的に発生する様々な事象に対して迅速な対応が求められます。

そのため、今後の事業経営においては、長期的にも安定した経営が可能となるよう、黒字経営を基本とした上で、施設改良・管路更新工事の際の資金需要や災害時等に迅速な対応が可能となる、安定した財務状況の確保を目指します。

【基本的な考え方】

- ① 今後の人口減少等を見据えた負担金収入の確保
 - ② 施設の耐用年数を踏まえた更新費用の確保
 - ③ 民間活用や効率化等の経営改善を反映
 - ④ 内部留保資金は、平年のキャッシュアウトフロー額を確保
(仙塩、阿武隈川下流の２流域は、事業規模を勘案した適正な目標額を設定)
 - ⑤ 収支財務計画と各年度の決算に乖離が生じた際は、原因を分析の上、５年ごとに負担金単価改定を含む見直しなどにより対応
- ※ 物価上昇については考慮していませんが、昨今の経済環境を踏まえ、今後、経営見直しへの物価動向の反映も検討することとします。

なお、流域下水道事業では、令和６年度の１年間について急激な物価上昇を反映した臨時の単価改定を行っています。

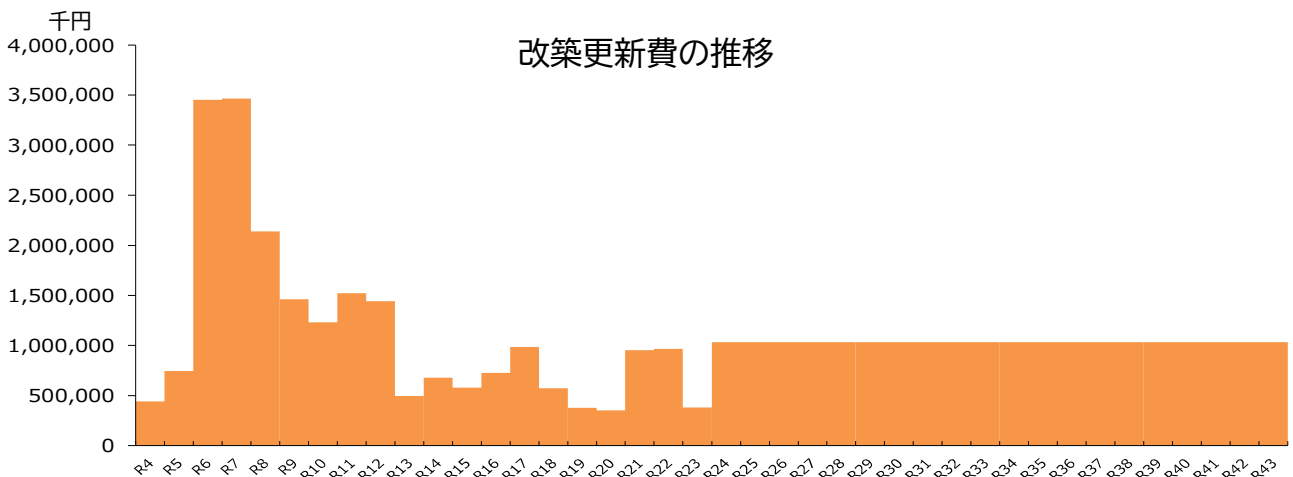
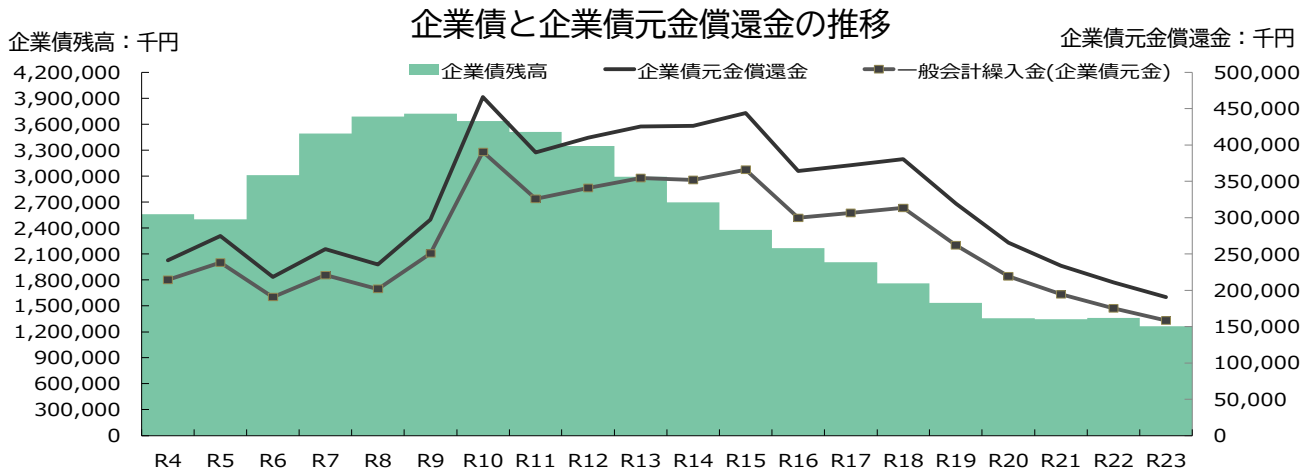
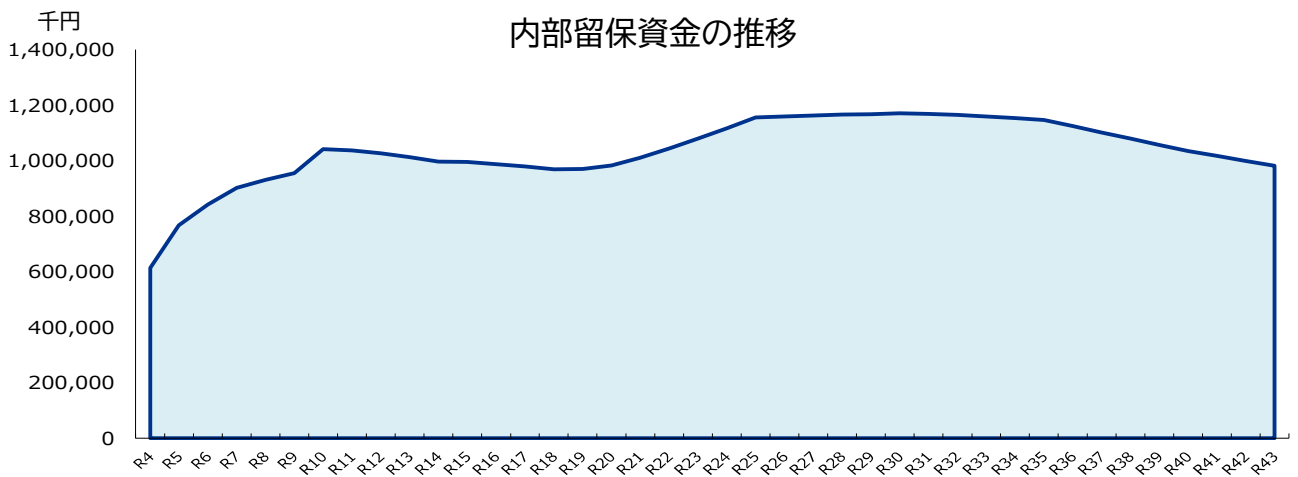
【共通目標】

項 目	目 標
経常収支比率	・ 計画期間内において、毎年度 100%以上を維持
累積欠損金比率	・ 計画期間内において、毎年度 0%を維持
収支の考え方	・ 料金期間 5 年ごと※の累積で利益を確保 ※次期料金期間は令和 7～10 年度の 4 年間

仙塩流域

(単位：千円、%)

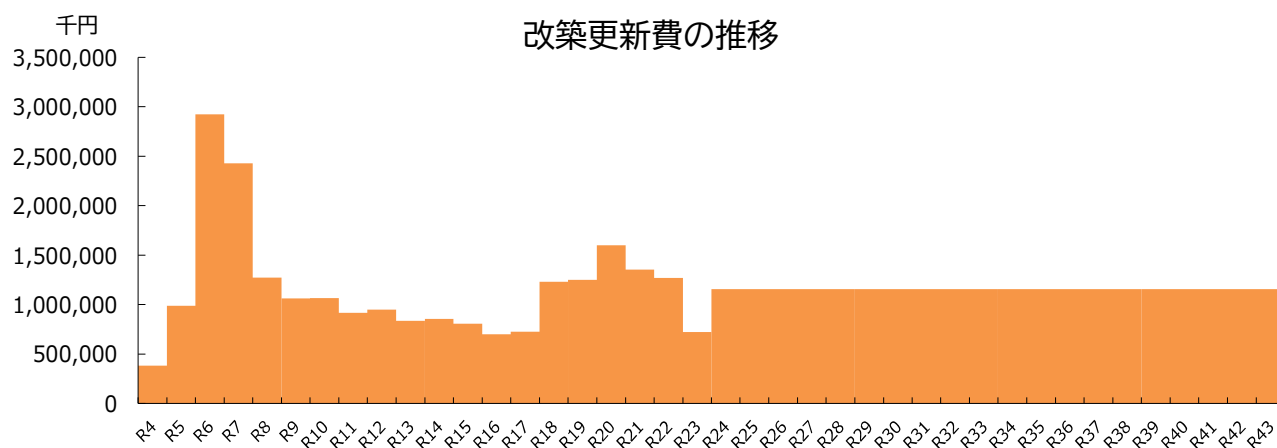
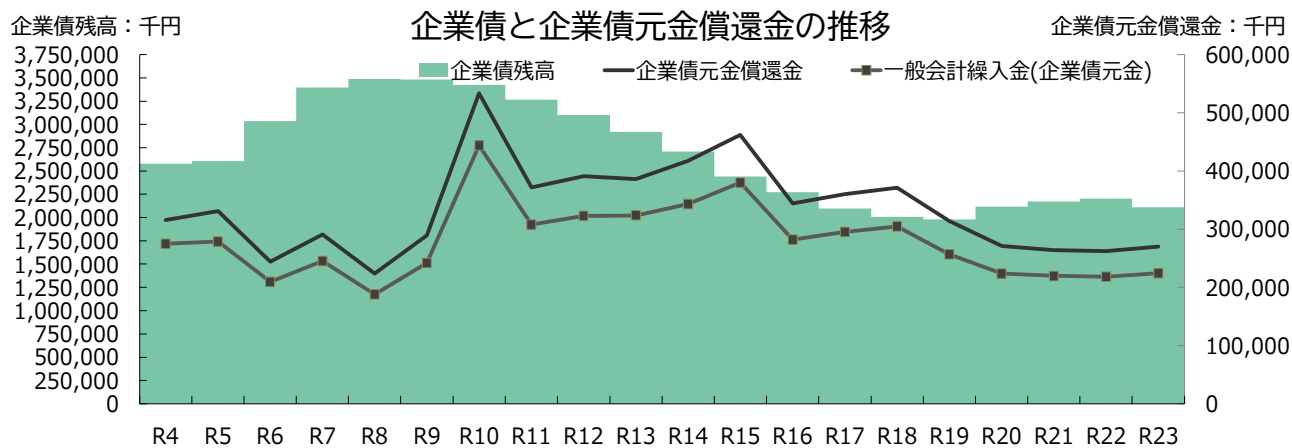
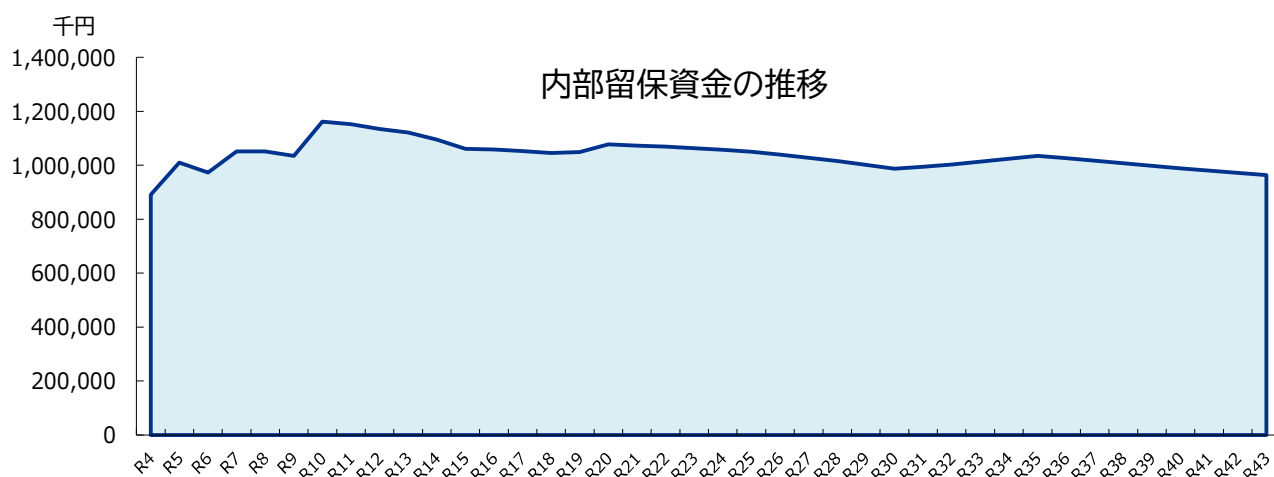
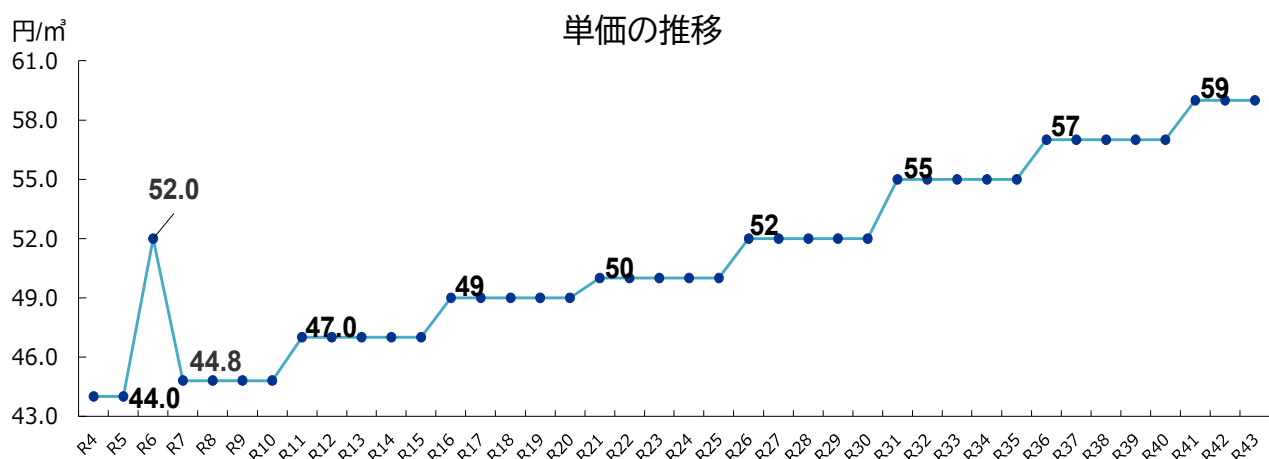
年 度			令和5年度 (決 算)	令和6年度 (決算見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	22,341	277,043	101,789	101,680	101,515	101,438	139,021	138,864	138,720	138,724	138,433
		(1) 維 持 管 理 負 担 金	15,341	270,043	94,789	94,680	94,515	94,438	132,021	131,864	131,720	131,724	131,433
		(2) 繰 延 運 営 権 対 価 収 益	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
		2. 営 業 外 収 益	2,012,758	1,827,197	1,953,242	1,960,594	2,050,469	2,142,682	2,055,462	2,064,636	2,018,531	1,974,074	1,852,185
		(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	15	5	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	収 益 的 収 入	(2) 他 会 計 補 助 金	388,288	267,420	276,808	261,737	314,607	453,936	383,919	397,318	409,204	403,316	416,891
		(3) 国 庫 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 長 期 前 受 金 戻 入	1,546,971	1,553,477	1,670,129	1,692,552	1,699,349	1,652,233	1,635,030	1,630,805	1,572,814	1,534,245	1,398,781
		(5) そ の 他	77,484	6,295	6,295	6,295	36,503	36,503	36,503	36,503	36,503	36,503	36,503
		収 入 の 計 (B)	2,035,099	2,104,240	2,055,031	2,062,274	2,151,984	2,244,120	2,194,483	2,203,500	2,157,251	2,112,798	1,990,618
収 益 的 支 出	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	1,847,469	1,872,021	2,044,348	2,074,028	2,089,266	2,040,154	2,023,270	2,021,301	1,955,930	1,916,030	1,752,466
		(1) 県 執 行 経 費 (人件費、維持管理費)	97,792	107,355	133,603	133,603	133,603	133,603	132,972	132,972	132,972	132,972	112,645
		(2) 減 価 償 却 費	1,740,374	1,628,845	1,740,225	1,885,640	1,885,401	1,846,155	1,815,373	1,817,374	1,799,390	1,751,975	1,612,067
		(3) 資 産 減 耗 費	9,303	135,821	170,520	54,785	70,262	60,396	74,925	70,955	23,568	31,083	27,754
		2. 営 業 外 費 用	38,298	27,005	31,304	36,083	37,379	36,831	35,896	33,941	31,774	27,936	24,491
	収 益 的 支 出	(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	29,288	27,005	31,304	36,083	37,379	36,831	35,896	33,941	31,774	27,936	24,491
		(2) そ の 他	9,010	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		支 出 の 計 (C)	1,885,767	1,899,026	2,075,652	2,110,111	2,126,645	2,076,985	2,059,166	2,055,242	1,987,704	1,943,966	1,776,957
		経 常 損 益 (B)-(C)	149,332	205,214	△ 20,621	△ 47,837	25,339	167,135	135,317	148,258	169,547	168,832	213,661
		特 別 利 益 (E)	498	25,751	41,224	17,937	41,230	17,937	17,937	17,937	17,937	41,230	17,937
特 別 損 失 (F)	42,807	34,551	55,324	24,037	55,330	24,037	24,037	24,037	24,037	55,330	24,037		
特 別 損 益 (E)-(F)	△ 42,309	△ 8,800	△ 14,100	△ 6,100	△ 14,100	△ 6,100	△ 6,100	△ 6,100	△ 6,100	△ 6,100	△ 14,100	△ 6,100	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (D)+(G)			107,023	196,414	△ 34,721	△ 53,937	11,239	161,035	129,217	142,158	163,447	154,732	207,561
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (H)											
		1. 企 業 債 金	215,200	748,670	775,900	473,100	367,200	422,500	304,300	283,300	111,200	146,600	127,300
		2. 国 庫 補 助 金	419,364	2,003,390	2,092,295	1,306,598	822,401	668,616	913,934	876,530	272,878	383,725	324,448
		3. 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 工 事 負 担 金	231,170	569,885	686,718	415,538	319,081	281,672	304,306	283,305	111,258	146,636	127,330
		5. 他 会 計 補 助 金	1	86	19	40	83	73	7	6	59	38	32
	資 本 的 収 入	6. 諸 収 入	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (I)	865,743	3,322,031	3,554,932	2,195,276	1,508,765	1,372,861	1,522,547	1,443,141	495,395	676,999	579,110
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		純 計 (I)-(J) (K)	865,743	3,322,031	3,554,932	2,195,276	1,508,765	1,372,861	1,522,547	1,443,141	495,395	676,999	579,110
資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	747,707	3,453,834	3,466,785	2,138,729	1,460,565	1,231,961	1,523,314	1,443,908	496,162	677,766	579,877
		(1) 建 設 改 良 工 事 費	746,211	3,452,483	3,465,732	2,137,676	1,460,565	1,231,961	1,522,547	1,443,141	495,395	676,999	579,110
		(2) 固 定 資 産 購 入 費	1,496	1,351	1,053	1,053	0	0	767	767	767	767	767
		2. 企 業 債 償 還 金	274,777	238,441	295,420	274,491	335,891	505,126	428,956	449,055	464,306	444,997	443,850
計 (L)			1,022,484	3,692,275	3,762,205	2,413,220	1,796,456	1,737,087	1,952,270	1,892,963	960,468	1,122,763	1,023,727
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (L)-(K)			156,741	370,244	207,273	217,944	287,691	364,226	429,723	449,822	465,073	445,764	444,617
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	0	193,631	10,859	217,944	287,691	364,226	346,109	320,605	322,915	282,317	289,885
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 繰 越 工 事 費 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. そ の 他	156,742	176,613	196,414	0	0	0	83,614	129,217	142,158	163,447	154,732
計 (N)			156,742	370,244	207,273	217,944	287,691	364,226	429,723	449,822	465,073	445,764	444,617
補 填 財 源 不 足 額 (M)-(N)			△ 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (O)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 残 高 (P)			2,500,251	3,010,480	3,490,960	3,689,569	3,720,878	3,638,252	3,513,596	3,347,841	2,994,735	2,696,338	2,379,788



阿武隈流域

(単位：千円、%)

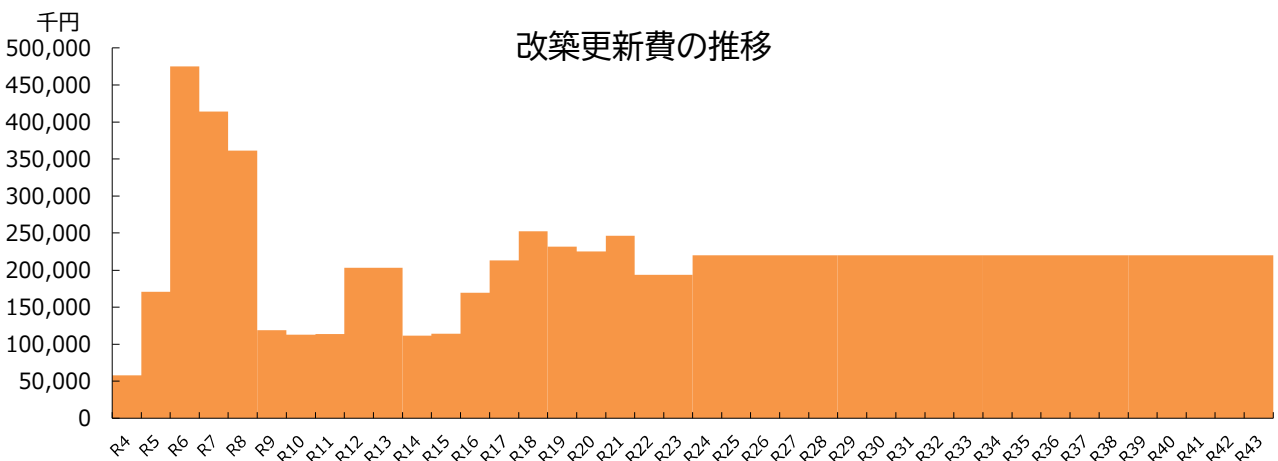
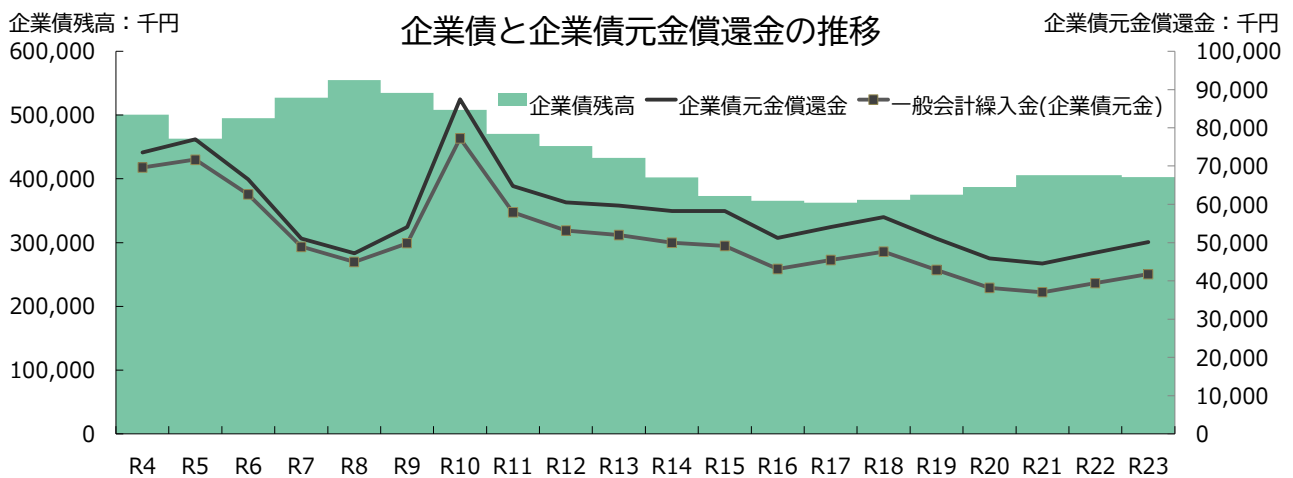
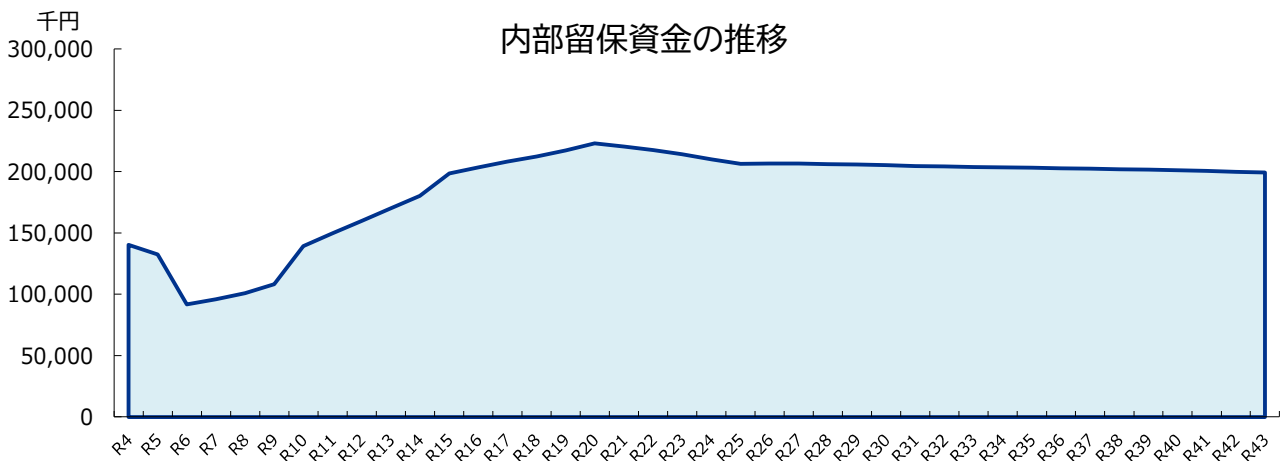
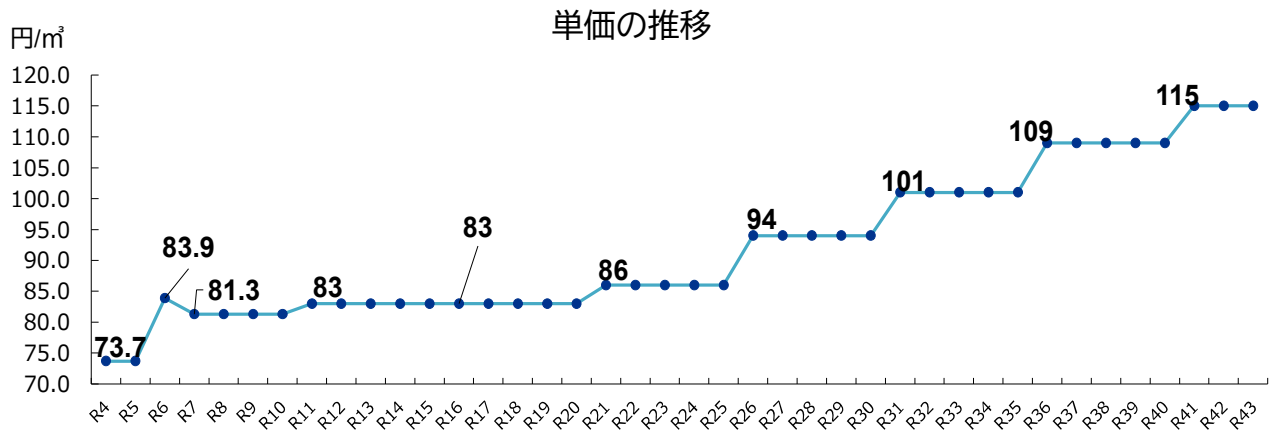
年 度			令和5年度 (決 算)	令和6年度 (決算見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
区 分														
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	37,687	308,116	123,774	123,747	123,561	123,443	183,605	183,338	183,080	183,014	182,726	
		(1) 維 持 管 理 負 担 金	29,687	300,116	115,774	115,747	115,561	115,443	175,605	175,338	175,080	175,014	174,726	
		(2) 繰 延 運 営 権 対 価 収 益	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	
		2. 営 業 外 収 益	2,818,710	2,656,492	2,777,639	2,699,184	2,776,893	2,905,732	2,683,945	2,668,056	2,596,972	2,521,839	2,155,226	
		(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	15	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
		(2) 他 会 計 補 助 金	430,128	282,029	298,547	244,710	298,573	499,414	362,501	375,205	374,068	391,446	426,079	
		(3) 国 庫 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(4) 長 期 前 受 金 戻 入	2,328,379	2,374,423	2,479,046	2,454,428	2,478,274	2,406,272	2,321,398	2,292,805	2,222,858	2,130,347	1,729,101	
		(5) そ の 他	60,188	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	
		収 入 の 計 (B)	2,856,397	2,964,608	2,901,413	2,822,931	2,900,454	3,029,175	2,867,550	2,851,394	2,780,052	2,704,853	2,337,952	
		1. 営 業 費 用	2,723,123	2,824,574	2,968,748	2,938,903	2,971,687	2,899,924	2,811,581	2,781,366	2,702,927	2,600,049	2,175,979	
		(1) 県 執 行 経 費 (人件費、維持管理費)	91,652	134,407	143,893	143,893	143,893	143,893	143,436	143,436	143,436	143,436	143,436	
		(2) 減 価 償 却 費	2,631,471	2,604,277	2,707,174	2,761,991	2,779,721	2,705,947	2,625,537	2,593,664	2,521,053	2,418,878	1,995,492	
		(3) 資 産 減 耗 費	0	85,890	117,681	33,019	48,073	50,084	42,608	44,266	38,438	37,735	37,051	
		2. 営 業 外 費 用	38,700	30,268	33,867	37,829	38,026	36,998	36,697	34,252	31,829	29,277	26,458	
収 益 的 支 出	収 益 的 支 出	(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	31,999	30,268	33,867	37,829	38,026	36,998	36,697	34,252	31,829	29,277	26,458	
		(2) そ の 他	6,701	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		支 出 の 計 (C)	2,761,823	2,854,842	3,002,615	2,976,732	3,009,713	2,936,922	2,848,278	2,815,618	2,734,756	2,629,326	2,202,437	
		経 常 損 益 (B)-(C)	(D)	94,574	109,766	△ 101,202	△ 153,801	△ 109,259	92,253	19,272	35,776	45,296	75,527	135,515
		特 別 利 益 (E)	51,468	19,938	56,224	47,809	73,800	47,809	47,809	47,809	47,809	73,800	47,809	
		特 別 損 失 (F)	120,033	32,718	75,524	64,209	99,100	64,209	64,209	64,209	64,209	99,100	64,209	
		特 別 損 益 (E)-(F)	(G)	△ 68,565	△ 12,780	△ 19,300	△ 16,400	△ 25,300	△ 16,400	△ 16,400	△ 16,400	△ 25,300	△ 16,400	
		当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (D)+(G)	26,009	96,986	△ 120,502	△ 170,201	△ 134,559	75,853	2,872	19,376	28,896	50,227	119,115	
		繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (H)												
		1. 企 業 債 償 還 金	360,400	682,420	664,700	325,800	295,300	484,000	227,100	236,900	213,400	210,000	194,800	
		2. 国 庫 補 助 金	370,078	1,649,055	1,362,461	711,608	551,503	557,204	462,022	475,620	406,076	433,624	415,472	
		3. 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		4. 工 事 負 担 金	377,028	357,786	533,344	280,609	254,526	254,340	227,174	236,954	213,450	210,084	194,883	
		5. 他 会 計 補 助 金	0	86	44	10	28	42	76	55	50	85	83	
		6. 諸 収 入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収 益 的 支 出	収 益 的 支 出	計 (I)	1,107,506	2,689,347	2,560,549	1,318,027	1,101,357	1,295,586	916,372	949,529	832,976	853,793	805,238	
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		純 計 (I)-(J)	(K)	1,107,506	2,689,347	2,560,549	1,318,027	1,101,357	1,295,586	916,372	949,529	832,976	853,793	805,238
		1. 建 設 改 良 費	988,151	2,928,954	2,430,000	1,273,678	1,060,557	1,065,886	916,888	950,045	833,492	854,309	805,754	
		(1) 建 設 改 良 工 事 費	986,933	2,928,954	2,429,149	1,272,827	1,060,557	1,065,886	916,372	949,529	832,976	853,793	805,238	
		(2) 固 定 資 産 購 入 費	1,218	0	851	851	0	0	516	516	516	516	516	
		2. 企 業 債 償 還 金	330,981	253,667	302,242	235,529	300,771	544,513	383,253	402,095	397,702	419,104	461,915	
		計 (L)	1,319,132	3,182,621	2,732,242	1,509,207	1,361,328	1,610,399	1,300,141	1,352,140	1,231,194	1,273,413	1,267,669	
		資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (L)-(K)	(M)	211,626	493,274	171,693	191,180	259,971	314,813	383,769	402,611	398,218	419,620	462,431
		1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	0	432,650	74,707	191,180	259,971	314,813	383,769	402,611	398,218	419,620	462,431	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3. 繰 越 工 事 費 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		4. そ の 他	211,626	60,624	96,986	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計 (N)	211,626	493,274	171,693	191,180	259,971	314,813	383,769	402,611	398,218	419,620	462,431	
		補 填 財 源 不 足 額 (M)-(N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
企 業 債 残 高 (P)	2,607,229	3,035,982	3,398,440	3,488,711	3,483,240	3,422,727	3,266,574	3,101,379	2,917,077	2,707,973	2,440,858			



鳴瀬川流域

(単位：千円、％)

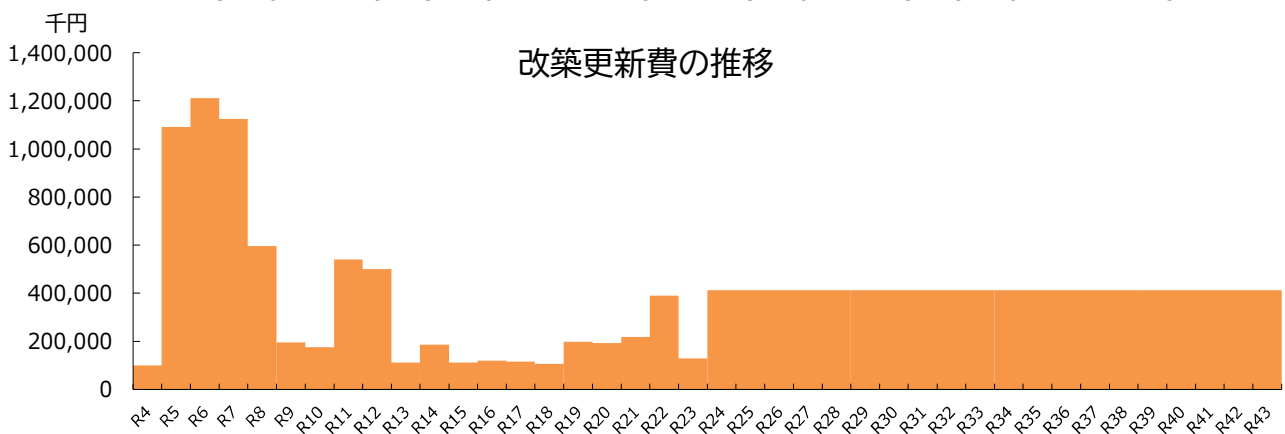
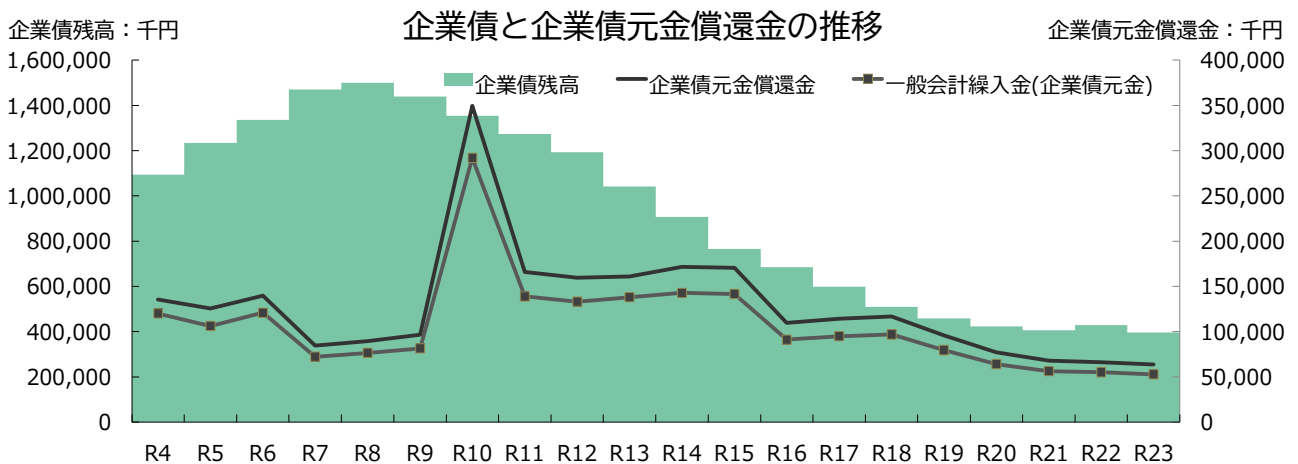
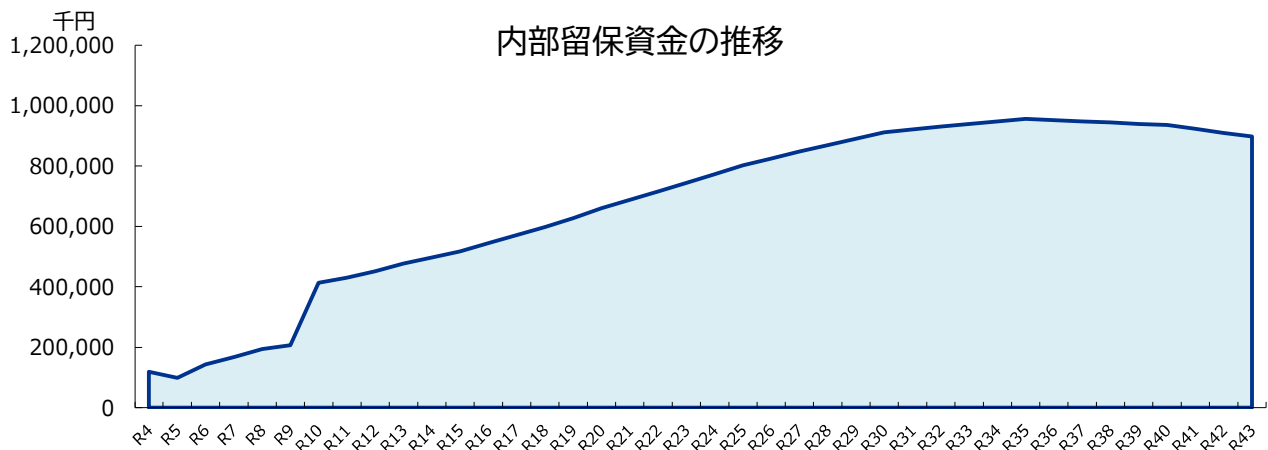
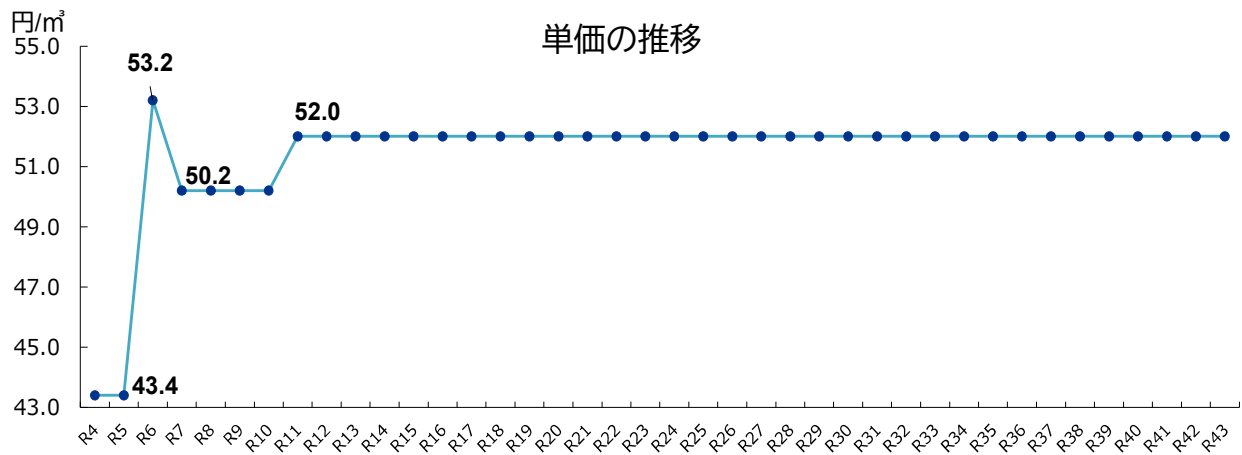
年 度			令和5年度 (決 算)	令和6年度 (決算見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
区 分														
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	5,833	41,148	29,593	29,778	30,097	30,324	43,042	43,072	43,145	43,189	43,204	
		(1) 維 持 管 理 負 担 金	2,833	38,148	26,593	26,778	27,097	27,324	40,042	40,072	40,145	40,189	40,204	
		(2) 繰 延 運 営 権 対 価 収 益	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
		2. 営 業 外 収 益	387,596	338,417	338,720	338,367	354,725	382,703	364,545	362,988	367,194	365,557	364,856	
		(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		(2) 他 会 計 補 助 金	90,675	72,542	57,178	53,115	57,937	84,876	66,002	60,697	59,200	56,912	56,564	
		(3) 国 庫 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(4) 長 期 前 受 金 戻 入	274,058	265,842	281,508	285,218	296,754	297,793	298,509	302,257	307,960	308,611	308,258	
		(5) そ の 他	22,861	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	
		収 入 の 計 (B)	393,429	379,565	368,313	368,145	384,822	413,027	407,587	406,060	410,339	408,746	408,060	
収 益 的 支 出	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	323,145	321,887	342,408	347,386	361,489	362,925	364,300	368,979	375,922	376,864	368,729	
		(1) 県 執 行 経 費 (人 件 費 、 維 持 管 理 費)	13,866	24,097	24,534	24,534	24,534	24,534	24,758	24,758	24,758	24,758	16,717	
		(2) 減 価 償 却 費	309,279	288,392	298,954	314,008	332,315	333,347	334,449	334,645	341,588	347,824	346,884	
		(3) 資 産 減 耗 費	0	9,398	18,920	8,844	4,640	5,044	5,093	9,576	9,576	4,282	5,128	
		2. 営 業 外 費 用	9,754	6,376	6,356	6,367	6,370	5,919	5,570	5,007	4,673	4,374	3,982	
		(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	7,317	6,376	6,356	6,367	6,370	5,919	5,570	5,007	4,673	4,374	3,982	
		(2) そ の 他	2,437	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		支 出 の 計 (C)	332,899	328,263	348,764	353,753	367,859	368,844	369,870	373,986	380,595	381,238	372,711	
		経 常 損 益 (B)-(C)	60,530	51,302	19,549	14,392	16,963	44,183	37,717	32,074	29,744	27,508	35,349	
		特 別 利 益 (E)	3,158	14,530	33,421	8,746	19,344	8,746	8,746	8,746	8,746	19,344	8,746	
特 別 損 失 (F)	4,630	19,430	35,821	11,646	25,944	11,646	11,646	11,646	11,646	25,944	11,646			
特 別 損 益 (E)-(F)	△ 1,472	△ 4,900	△ 2,400	△ 2,900	△ 6,600	△ 2,900	△ 2,900	△ 2,900	△ 2,900	△ 6,600	△ 2,900			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (D)+(G)			59,058	46,402	17,149	11,492	10,363	41,283	34,817	29,174	26,844	20,908	32,449	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (H)														
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債 金	39,400	99,930	84,700	76,500	36,400	62,800	29,000	43,000	43,000	28,500	29,200	
		2. 国 庫 補 助 金	41,296	277,801	228,069	217,276	57,890	54,852	55,339	117,167	117,167	54,398	55,677	
		3. 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		4. 工 事 負 担 金	266,287	43,141	106,277	71,968	30,429	28,832	29,088	43,001	43,001	28,593	29,266	
		5. 他 会 計 補 助 金	0	41	82	68	30	33	89	1	1	94	67	
		6. 諸 収 入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計 (I)	346,983	420,913	419,128	365,812	124,749	146,517	113,516	203,169	203,169	111,585	114,210	
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		純 計 (I)-(J)	346,983	420,913	419,128	365,812	124,749	146,517	113,516	203,169	203,169	111,585	114,210	
		1. 建 設 改 良 費	349,677	477,386	414,296	361,280	118,749	112,517	113,558	203,211	203,211	111,627	114,252	
資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	(1) 建 設 改 良 工 事 費	349,580	477,386	414,228	361,212	118,749	112,517	113,516	203,169	203,169	111,585	114,210	
		(2) 固 定 資 産 購 入 費	97	0	68	68	0	0	42	42	42	42	42	
		2. 企 業 債 償 還 金	76,969	67,579	52,920	49,079	55,944	89,329	66,654	62,370	61,562	59,152	58,221	
		計 (L)	426,646	544,965	467,216	410,359	174,693	201,846	180,212	265,581	264,773	170,779	172,473	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (L)-(K)			79,663	124,052	48,088	44,547	49,944	55,329	66,696	62,412	61,604	59,194	58,263	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	27,363	61,338	1,687	27,400	38,453	44,967	25,413	27,595	32,431	32,350	37,355	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		4. そ の 他	52,300	62,714	46,402	17,147	11,492	10,362	41,283	34,817	29,174	26,844	20,908	
計 (N)			79,663	124,052	48,089	44,547	49,945	55,329	66,696	62,412	61,605	59,194	58,263	
補 填 財 源 不 足 額 (M)-(N)			0	0	△ 1	0	△ 1	0	0	0	△ 1	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (O)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (P)			462,899	495,250	527,029	554,450	534,905	508,377	470,722	451,352	432,790	402,138	373,116	



吉田川流域

(単位：千円、%)

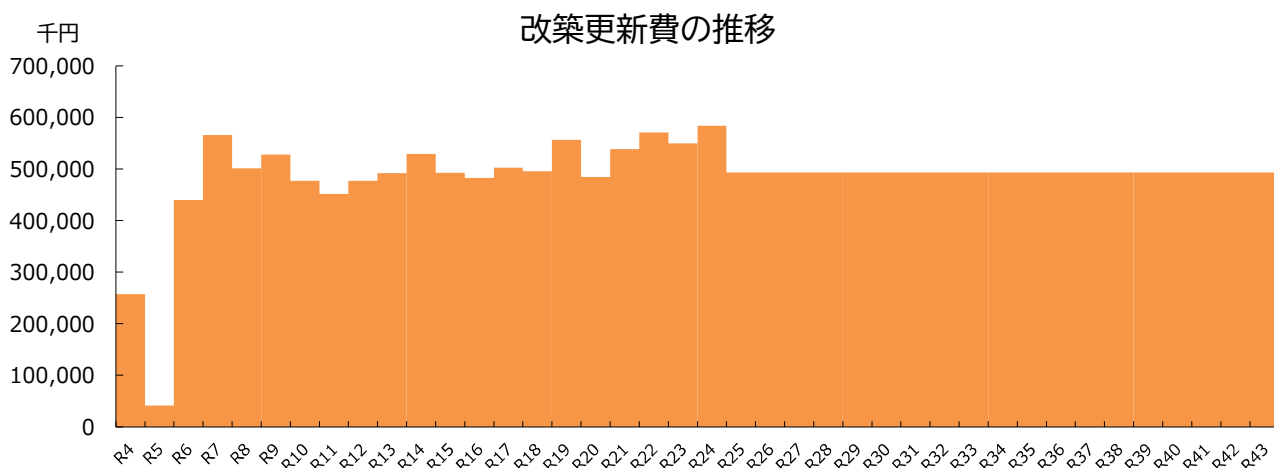
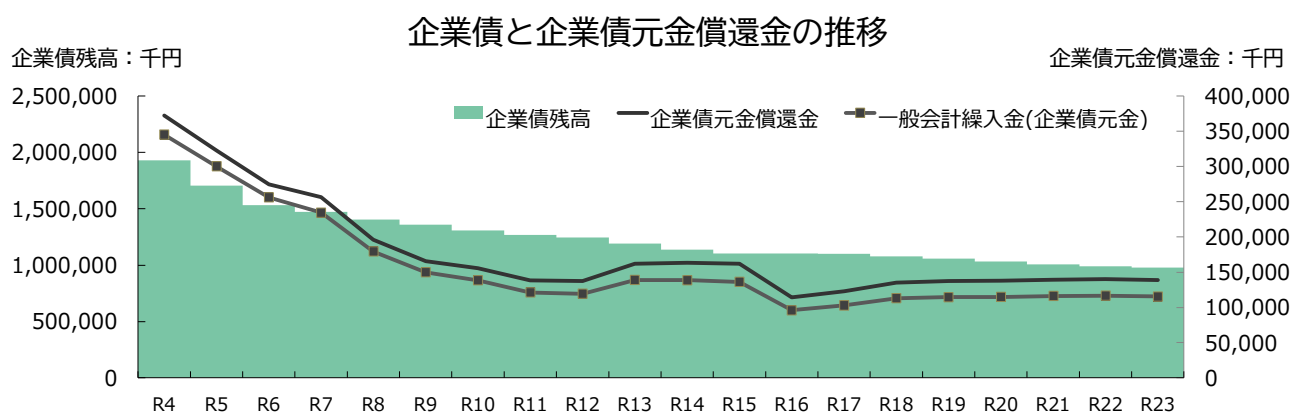
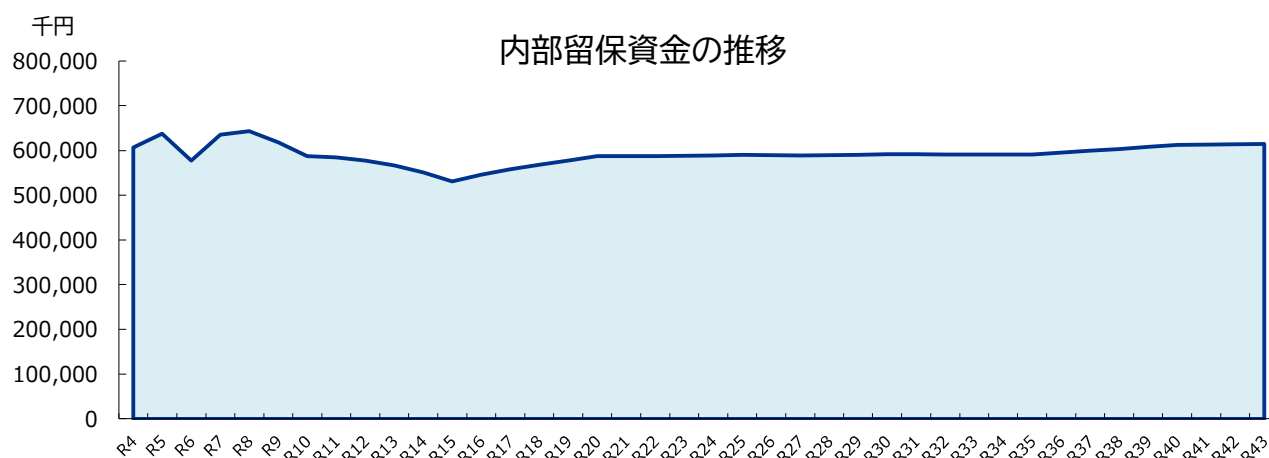
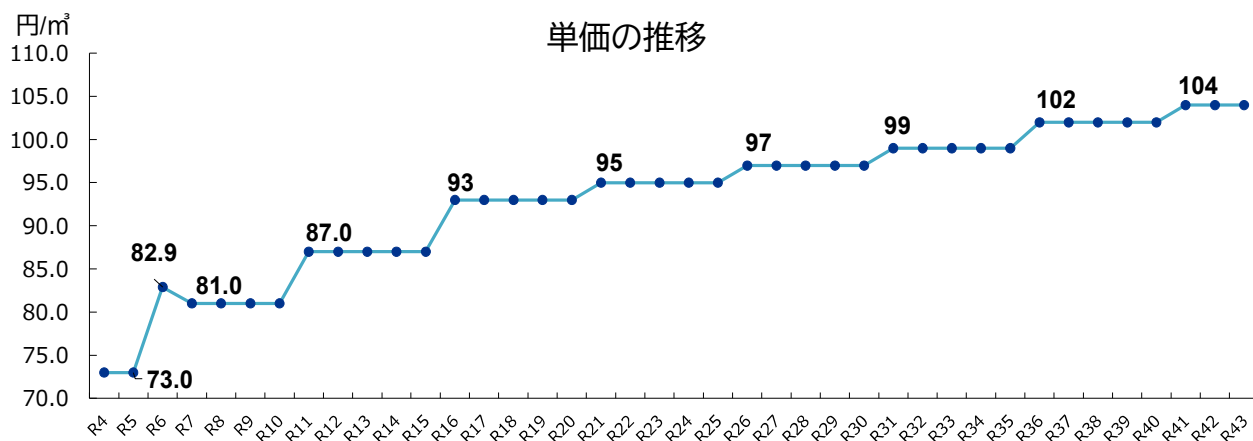
区 分			年 度	令和5年度 (決 算)	令和6年度 (決算見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	7,063	130,020	75,436	75,773	76,115	76,458	104,480	104,955	105,032	105,110	105,179	
		(1) 維 持 管 理 負 担 金	2,063	125,020	70,436	70,773	71,115	71,458	99,480	99,955	100,032	100,110	100,179	
		(2) 繰 延 運 営 権 対 価 収 益	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
		2. 営 業 外 収 益	634,353	627,628	634,327	668,789	702,915	915,782	784,435	796,802	792,865	794,511	787,672	
		(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		(2) 他 会 計 補 助 金	157,351	148,104	92,858	98,351	103,335	313,183	161,111	154,640	158,918	162,406	160,033	
		(3) 国 庫 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(4) 長 期 前 受 金 戻 入	450,007	479,491	541,435	570,404	599,546	602,565	623,290	642,128	633,913	632,071	627,605	
		(5) そ の 他	26,991	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	
		収 入 の 計 (C)	641,416	757,648	709,763	744,562	779,030	992,240	888,915	901,757	897,897	899,621	892,851	
収 益 的 支 出	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	555,541	607,554	691,131	726,504	761,976	765,641	791,223	813,890	803,282	800,724	794,805	
		(1) 県 執 行 経 費 (人件費、維持管理費)	40,848	53,817	60,983	60,983	60,983	60,983	61,364	61,364	61,364	61,364	61,364	
		(2) 減 価 償 却 費	483,790	511,000	573,941	636,409	692,903	696,631	703,529	728,225	737,045	731,707	728,602	
		(3) 資 産 減 耗 費	30,903	42,737	56,207	29,112	8,090	8,027	26,330	24,301	4,873	7,653	4,839	
		2. 営 業 外 費 用	15,581	11,239	12,324	13,735	13,946	13,121	13,436	12,548	11,694	10,157	8,721	
		(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	11,730	11,239	12,324	13,735	13,946	13,121	13,436	12,548	11,694	10,157	8,721	
		(2) そ の 他	3,851	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		支 出 の 計 (D)	571,122	618,793	703,455	740,239	775,922	778,762	804,659	826,438	814,976	810,881	803,526	
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	70,294	138,855	6,308	4,323	3,108	213,478	84,256	75,319	82,921	88,740	89,325	
		特 別 利 益 (F)	3,992	47,466	0	10,364	24,585	10,364	10,364	10,364	10,364	24,585	10,364	
特 別 損 失 (G)	21,162	63,766	0	13,864	32,985	13,864	13,864	13,864	13,864	32,985	13,864			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 17,170	△ 16,300	0	△ 3,500	△ 8,400	△ 3,500	△ 3,500	△ 3,500	△ 3,500	△ 8,400	△ 3,500			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			53,124	122,555	6,308	823	△ 5,292	209,978	80,756	71,819	79,421	80,340	85,825	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	1. 企 業 債 償 還 金	265,800	253,590	236,300	136,000	53,100	281,900	102,800	95,800	27,900	43,000	28,000	
		2. 国 庫 補 助 金	608,651	764,550	698,271	369,744	105,108	94,118	334,683	308,265	55,413	99,939	54,570	
		3. 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		4. 工 事 負 担 金	229,739	169,576	212,937	113,182	44,833	40,142	102,895	95,813	27,956	43,051	28,037	
		5. 他 会 計 補 助 金	1	77	37	83	34	44	96	13	58	52	38	
		6. 諸 収 入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計 (A)	1,104,191	1,187,793	1,147,545	619,009	203,075	416,204	540,474	499,891	111,327	186,042	110,645	
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		純 計 (A)-(B) (C)	1,104,191	1,187,793	1,147,545	619,009	203,075	416,204	540,474	499,891	111,327	186,042	110,645	
		1. 建 設 改 良 費	1,091,801	1,213,313	1,124,437	596,401	194,775	174,404	540,651	500,068	111,504	186,219	110,822	
(1) 建 設 改 良 工 事 費	1,091,381	1,213,313	1,124,145	596,109	194,775	174,404	540,474	499,891	111,327	186,042	110,645			
(2) 固 定 資 産 購 入 費	420	0	292	292	0	0	177	177	177	177	177			
2. 企 業 債 償 還 金	125,615	151,447	101,774	106,898	113,702	366,966	183,133	176,848	178,215	177,421	170,372			
計 (D)	1,217,416	1,364,760	1,226,211	703,299	308,477	541,370	723,784	676,916	289,719	363,640	281,194			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			113,225	176,967	78,666	84,290	105,402	125,166	183,310	177,025	178,392	177,598	170,549	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	0	105,144	0	34,092	104,580	125,166	0	74,894	106,573	98,177	90,209	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3. 繰 越 工 事 費 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		4. そ の 他	113,225	71,823	78,666	50,197	823	0	183,310	102,131	71,819	79,421	80,340	
計 (F)			113,225	176,967	78,666	84,289	105,403	125,166	183,310	177,025	178,392	177,598	170,549	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F) (G)			0	0	0	0	1	△ 1	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (H)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (H)			1,234,139	1,336,282	1,470,808	1,499,910	1,439,308	1,354,242	1,273,909	1,192,862	1,042,547	908,126	765,754	



北上川下流流域

(単位：千円、％)

区 分		年 度	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	593,788	650,090	631,314	627,021	622,809	618,597	659,982	655,023	649,716	644,496	639,276
		(1) 維 持 管 理 負 担 金	593,788	650,090	631,314	627,021	622,809	618,597	659,982	655,023	649,716	644,496	639,276
		(2) 繰 延 運 営 権 対 価 収 益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 営 業 外 収 益	969,552	814,351	798,794	763,241	741,287	738,528	724,594	728,933	750,088	749,699	746,834
		(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	9	4	8	8	8	8	8	8	8	8	8
		(2) 他 会 計 補 助 金	396,714	308,782	273,371	216,407	184,650	172,056	151,480	148,759	168,169	167,059	164,008
		(3) 国 庫 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 長 期 前 受 金 戻 入	511,520	505,414	525,264	546,675	556,478	566,313	572,955	580,015	581,760	582,481	582,667
		(5) そ の 他	61,309	151	151	151	151	151	151	151	151	151	151
		収 入 の 計 (C)	1,563,340	1,464,441	1,430,108	1,390,262	1,364,096	1,357,125	1,384,576	1,383,956	1,399,804	1,394,195	1,386,110
		1. 営 業 費 用	1,273,687	1,352,451	1,336,434	1,362,407	1,378,864	1,389,119	1,395,158	1,402,783	1,399,161	1,398,115	1,397,791
		(1) 県 執 行 経 費 (人件費、維持管理費)	621,338	707,847	658,968	658,968	663,513	661,695	659,031	656,927	650,578	648,363	646,149
		(2) 減 価 償 却 費	652,332	634,119	652,800	679,208	691,327	704,592	714,383	722,895	724,808	725,642	728,025
		(3) 資 産 減 耗 費	17	10,485	24,666	24,231	24,024	22,832	21,744	22,961	23,775	24,110	23,617
		2. 営 業 外 費 用	35,134	20,330	16,936	15,761	14,524	13,554	12,662	11,983	11,534	11,119	10,505
収 益 的 支 出	収 益 的 支 出	(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	25,041	20,330	16,936	15,761	14,524	13,554	12,662	11,983	11,534	11,119	10,505
		(2) そ の 他	10,093	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		支 出 の 計 (D)	1,308,821	1,372,781	1,353,370	1,378,168	1,393,388	1,402,673	1,407,820	1,414,766	1,410,695	1,409,234	1,408,296
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	254,519	91,660	76,738	12,094	△ 29,292	△ 45,548	△ 23,244	△ 30,810	△ 10,891	△ 15,039	△ 22,186
		特 別 利 益 (F)	20,756	6,169	51,048	12,460	35,329	15,150	12,460	13,186	12,460	35,329	15,150
		特 別 損 失 (G)	24,896	8,169	68,548	16,660	47,429	20,250	16,660	17,686	16,660	47,429	20,250
		特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 4,140	△ 2,000	△ 17,500	△ 4,200	△ 12,100	△ 5,100	△ 4,200	△ 4,500	△ 4,200	△ 12,100	△ 5,100
		当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	250,379	89,660	59,238	7,894	△ 41,392	△ 50,648	△ 27,444	△ 35,310	△ 15,091	△ 27,139	△ 27,286
		繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)											
		1. 企 業 債 償 還 金	96,300	104,060	200,300	133,300	123,200	107,400	105,000	117,800	112,400	112,200	126,200
		2. 国 庫 補 助 金	18,514	178,985	339,848	311,788	318,304	284,487	241,529	241,111	267,164	305,143	240,138
		3. 出 資 金	2,836	138,100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 工 事 負 担 金	24,343	44,575	113,062	94,742	104,800	96,203	105,007	117,898	112,499	112,241	126,225
		5. 他 会 計 補 助 金	1	75	62	44	1	5	9	100	101	42	27
		6. 諸 収 入	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 支 出	収 益 的 支 出	計 (A)	142,005	465,795	653,272	539,874	546,305	488,095	451,545	476,909	492,164	529,626	492,590
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		純 計 (A)-(B) (C)	142,005	465,795	653,272	539,874	546,305	488,095	451,545	476,909	492,164	529,626	492,590
		1. 建 設 改 良 費	45,982	450,261	568,717	504,274	535,005	478,793	456,250	481,614	496,869	534,331	497,295
		(1) 建 設 改 良 工 事 費	40,866	445,729	565,972	501,274	527,905	476,895	451,545	476,909	492,164	529,626	492,590
		(2) 固 定 資 産 購 入 費	5,116	4,532	2,745	3,000	7,100	1,898	4,705	4,705	4,705	4,705	4,705
		2. 企 業 債 償 還 金	322,695	276,402	260,524	200,279	169,612	159,573	142,178	141,513	166,158	165,751	161,967
		計 (D)	368,677	726,663	829,241	704,553	704,617	638,366	598,428	623,127	663,027	700,082	659,262
		資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	226,672	260,868	175,969	164,679	158,312	150,271	146,883	146,218	170,863	170,456	166,672
		1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	0	0	0	0	0	123,461	146,883	146,218	170,863	170,456	166,672
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 繰 越 工 事 費 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. そ の 他	226,672	260,868	175,969	164,679	158,312	26,810	0	0	0	0	0
		計 (F)	226,672	260,868	175,969	164,679	158,312	150,271	146,883	146,218	170,863	170,456	166,672
補 填 財 源 不 足 額	補 填 財 源 不 足 額	(E)-(F) (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		他 会 計 借 入 金 残 高 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		企 業 債 残 高 (H)	1,704,139	1,531,797	1,471,573	1,404,594	1,358,183	1,306,010	1,268,832	1,245,119	1,191,361	1,137,809	1,102,042

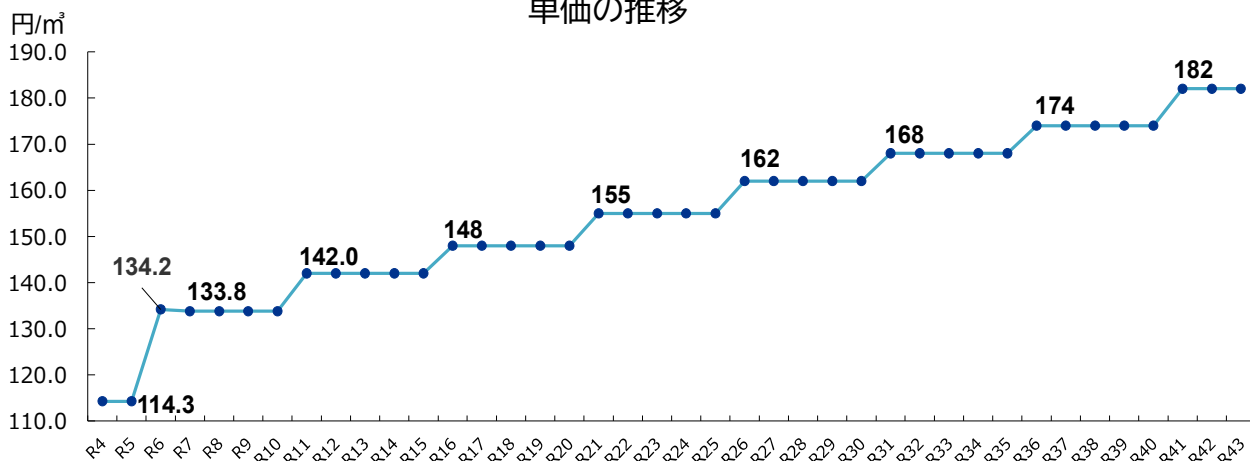


北上川下流東部流域

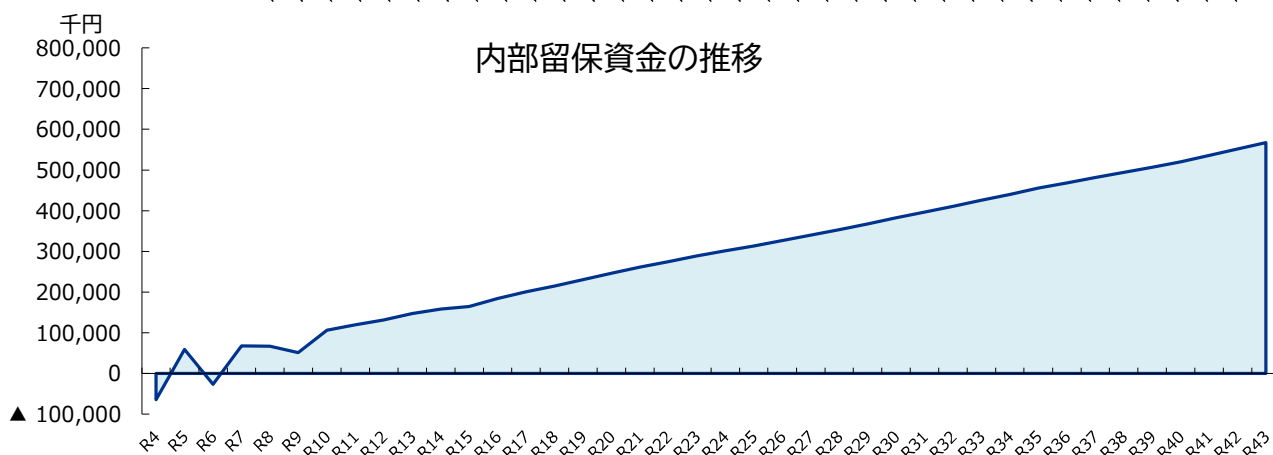
(単位：千円、%)

区 分		年 度	令和5年度 (決 算)	令和6年度 (決 算 見 込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	489,241	615,775	613,874	614,410	614,945	615,480	654,052	654,336	654,762	655,330	656,040
		(1) 維 持 管 理 負 担 金	489,241	615,775	613,874	614,410	614,945	615,480	654,052	654,336	654,762	655,330	656,040
		(2) 繰 延 運 営 権 対 価 収 益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 営 業 外 収 益	1,178,301	1,027,459	1,092,675	969,053	947,982	1,021,890	967,013	951,057	909,713	899,157	899,578
		(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		(2) 他 会 計 補 助 金	385,364	282,686	347,360	272,331	282,836	353,929	295,786	279,252	244,380	231,662	252,536
		(3) 国 庫 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 長 期 前 受 金 戻 入	792,929	744,766	745,308	696,715	665,139	667,954	671,220	671,798	665,326	667,488	647,035
		(5) そ の 他	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
		収 入 の 計 (C)	1,667,542	1,643,234	1,706,549	1,583,463	1,562,927	1,637,370	1,621,065	1,605,393	1,564,475	1,554,487	1,555,618
		1. 営 業 費 用	1,508,487	1,521,939	1,526,056	1,460,206	1,423,628	1,426,335	1,435,554	1,436,501	1,430,685	1,435,784	1,415,547
		(1) 県 執 行 経 費 (人件費、維持管理費)	562,866	636,729	628,530	621,985	623,985	623,985	627,924	628,031	628,192	628,407	624,960
		(2) 減 価 償 却 費	925,948	866,096	878,470	819,093	778,795	781,302	786,867	788,151	780,615	775,695	758,223
		(3) 資 産 減 耗 費	19,673	19,114	19,056	19,128	20,848	21,048	20,763	20,319	21,878	31,682	32,364
		2. 営 業 外 費 用	44,191	32,618	32,316	31,271	28,469	25,450	22,803	19,659	16,747	14,453	12,968
収 益 的 支 出	収 益 的 支 出	(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	34,628	32,618	32,316	31,271	28,469	25,450	22,803	19,659	16,747	14,453	12,968
		(2) そ の 他	9,563	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		支 出 の 計 (D)	1,552,678	1,554,557	1,558,372	1,491,477	1,452,097	1,451,785	1,458,357	1,456,160	1,447,432	1,450,237	1,428,515
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	114,864	88,677	148,177	91,986	110,830	185,585	162,708	149,233	117,043	104,250	127,103
		特 別 利 益 (F)	19,915	9,533	48,785	11,211	34,080	11,211	11,211	15,039	11,211	34,080	11,211
		特 別 損 失 (G)	24,605	12,733	65,585	15,011	45,780	15,011	15,011	20,139	15,011	45,780	15,011
		特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 4,690	△ 3,200	△ 16,800	△ 3,800	△ 11,700	△ 3,800	△ 3,800	△ 5,100	△ 3,800	△ 11,700	△ 3,800
		当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	110,174	85,477	131,377	88,186	99,130	181,785	158,908	144,133	113,243	92,550	123,303
		繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)											
		1. 企 業 債 償 還 金	207,400	294,480	242,200	94,900	98,900	176,500	100,200	91,600	103,300	154,600	162,900
		2. 国 庫 補 助 金	305,827	650,807	227,265	231,351	271,583	256,155	229,776	243,160	245,963	370,183	336,320
		3. 出 資 金	2,567	153,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 工 事 負 担 金	193,624	90,641	111,766	83,111	95,574	89,909	100,248	91,677	103,304	154,616	162,987
		5. 他 会 計 補 助 金	0	41	67	11	74	10	48	77	4	16	88
		6. 諸 収 入	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (A)	709,424	1,189,569	581,298	409,373	466,131	522,574	430,272	426,514	452,571	679,415	662,295
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		純 計 (A)-(B) (C)	709,424	1,189,569	581,298	409,373	466,131	522,574	430,272	426,514	452,571	679,415	662,295
収 益 的 支 出	収 益 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	498,318	1,330,224	453,018	399,873	467,031	438,658	433,750	429,992	456,049	682,893	665,773
		(1) 建 設 改 良 工 事 費	496,518	1,326,323	450,798	397,573	462,731	435,974	430,272	426,514	452,571	679,415	662,295
		(2) 固 定 資 産 購 入 費	1,800	3,901	2,220	2,300	4,300	2,684	3,478	3,478	3,478	3,478	3,478
		2. 企 業 債 償 還 金	333,040	248,370	337,770	247,552	264,092	351,887	286,392	273,832	239,659	231,283	260,392
		計 (D)	831,358	1,578,594	790,788	647,425	731,123	790,545	720,142	703,824	695,708	914,176	926,165
		資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	121,934	389,025	209,490	238,052	264,992	267,971	289,870	277,310	243,137	234,761	263,870
		1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	121,934	186,839	124,012	106,674	146,204	138,197	108,085	118,402	99,004	121,519	147,352
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 繰 越 工 事 費 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. そ の 他	0	202,186	85,478	131,377	118,788	129,775	181,785	158,907	144,133	113,242	116,518
		計 (F)	121,934	389,025	209,490	238,051	264,992	267,972	289,870	277,309	243,137	234,761	263,870
		補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F) (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		他 会 計 借 入 金 残 高 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		企 業 債 残 高 (H)	2,409,876	2,455,986	2,360,416	2,207,764	2,042,573	1,867,185	1,680,993	1,498,762	1,362,403	1,285,721	1,188,229

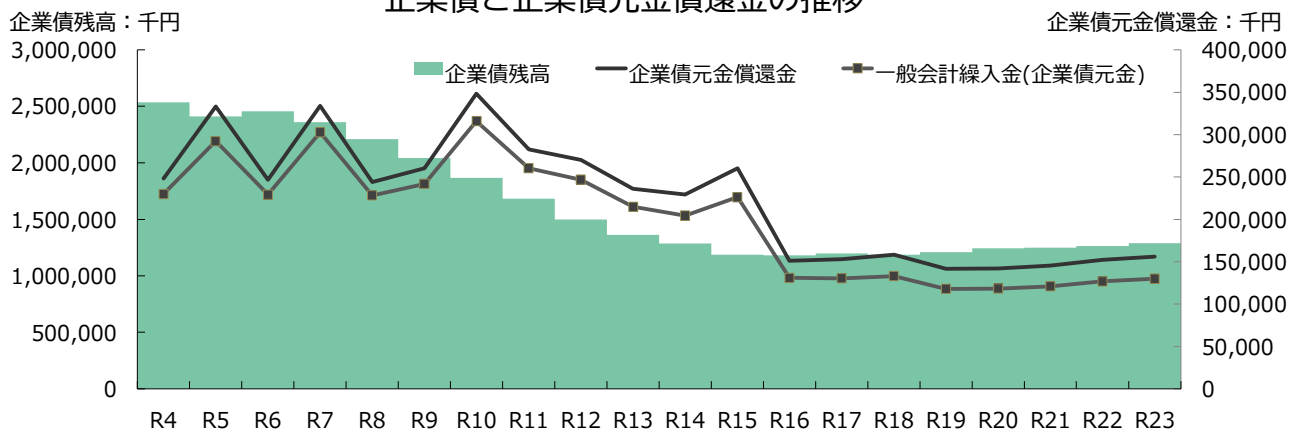
単価の推移



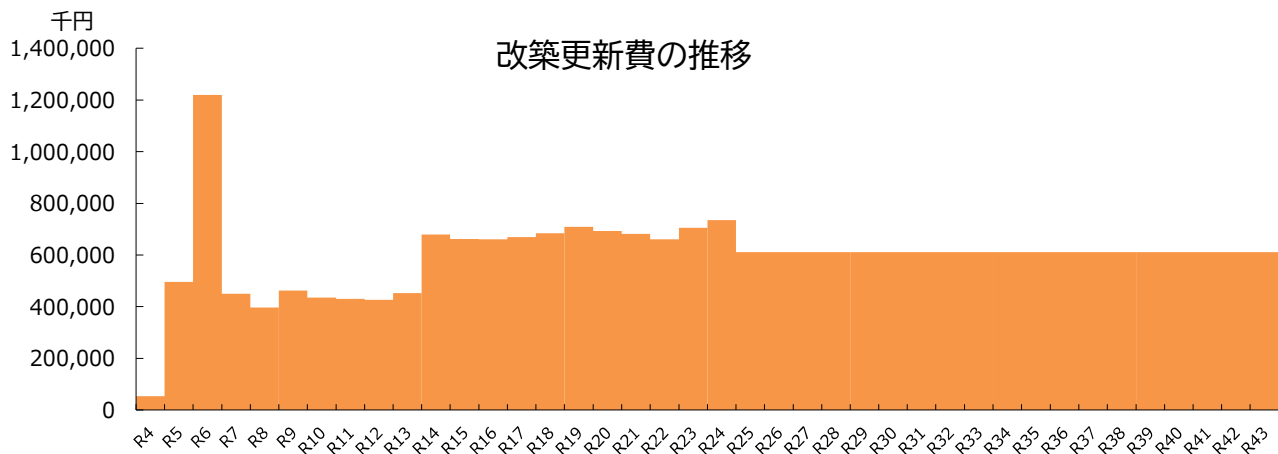
内部留保資金の推移



企業債と企業債元金償還金の推移



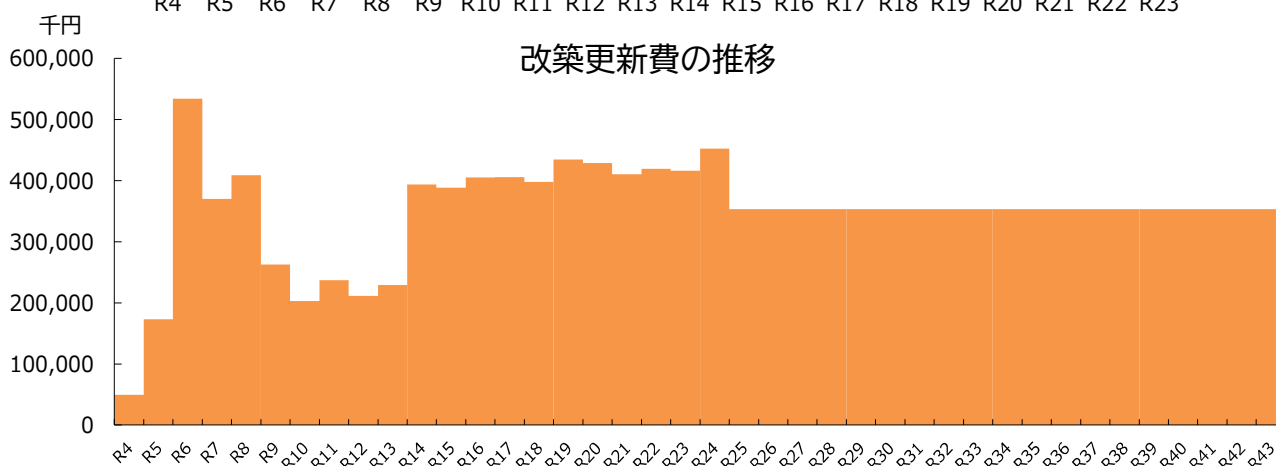
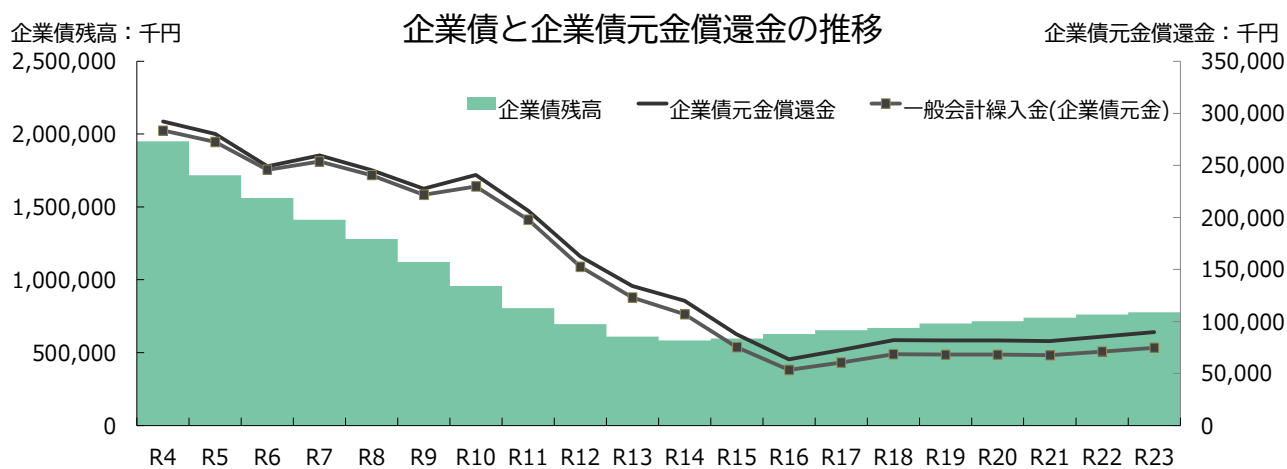
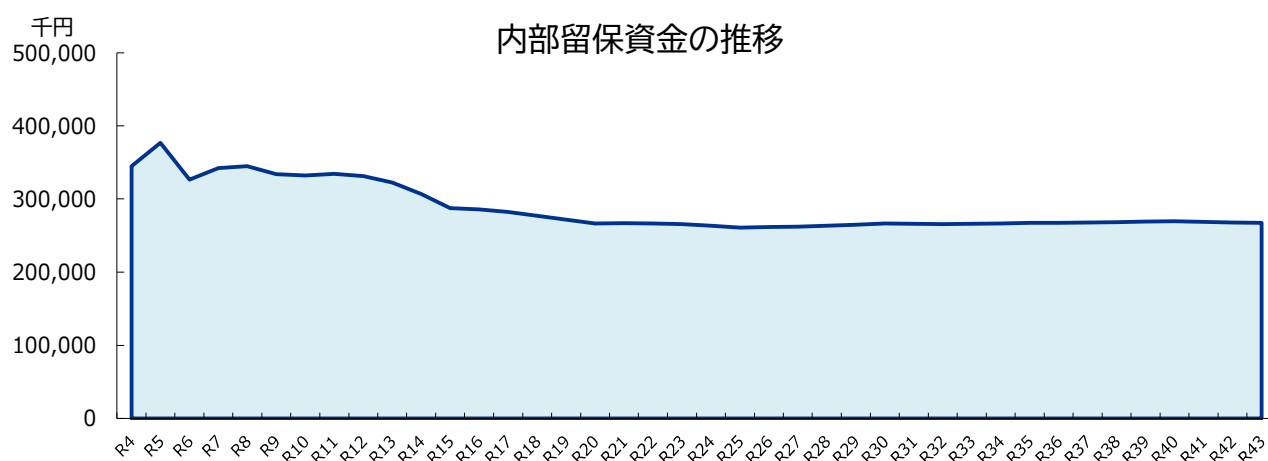
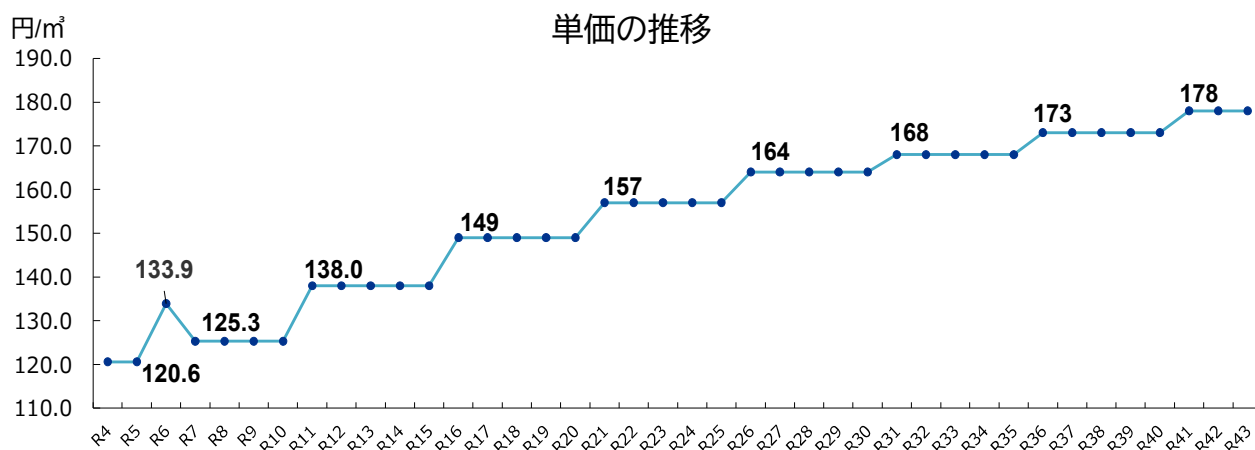
改築更新費の推移



迫川流域

(単位：千円、%)

年 度			令和5年度 (決 算)	令和6年度 (決算見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分													
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	295,077	356,466	332,546	327,660	322,146	317,385	343,482	337,410	331,476	325,404	319,332
		(1) 維 持 管 理 負 担 金	295,077	356,466	332,546	327,660	322,146	317,385	343,482	337,410	331,476	325,404	319,332
		(2) 繰 延 運 営 権 対 価 収 益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 営 業 外 収 益	873,165	747,674	766,100	765,012	738,562	739,838	710,541	666,446	638,489	630,361	604,962
		(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	6	2	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		(2) 他 会 計 補 助 金	345,891	283,884	284,603	267,564	245,145	249,634	215,064	167,009	135,526	117,652	85,250
		(3) 国 庫 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 長 期 前 受 金 戻 入	477,075	463,779	481,483	497,434	493,403	490,190	495,463	499,423	502,949	512,695	519,698
		(5) そ の 他	50,193	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
		収 入 の 計 (C)	1,168,242	1,104,140	1,098,646	1,092,672	1,060,708	1,057,223	1,054,023	1,003,856	969,965	955,765	924,294
		1. 営 業 費 用	944,404	962,946	949,137	970,380	965,061	964,551	964,962	968,243	970,462	981,310	988,984
		(1) 県 執 行 経 費 (人件費、維持管理費)	343,778	380,222	337,694	337,694	337,694	342,239	336,095	334,183	332,314	330,402	328,490
		(2) 減 価 償 却 費	596,247	569,644	595,004	613,161	616,660	613,163	618,387	624,507	627,602	633,662	642,080
		(3) 資 産 減 耗 費	4,379	13,080	16,439	19,525	10,707	9,149	10,480	9,553	10,546	17,246	18,414
支 出 的 支 出	支 出 的 支 出	2. 営 業 外 費 用	39,393	26,519	23,102	19,938	17,057	14,062	11,260	8,784	7,129	5,911	5,507
		(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	30,758	26,519	23,102	19,938	17,057	14,062	11,260	8,784	7,129	5,911	5,507
		(2) そ の 他	8,635	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		支 出 の 計 (D)	983,797	989,465	972,239	990,318	982,118	978,613	976,222	977,027	977,591	987,221	994,491
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	184,445	114,675	126,407	102,354	78,590	78,610	77,801	26,829	△ 7,626	△ 31,456	△ 70,197
		特 別 利 益 (F)	17,742	10,264	29,348	13,583	36,452	15,134	20,414	15,134	13,583	36,452	15,134
		特 別 損 失 (G)	21,574	13,764	39,348	18,183	48,952	20,234	27,414	20,234	18,183	48,952	20,234
		特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 3,832	△ 3,500	△ 10,000	△ 4,600	△ 12,500	△ 5,100	△ 7,000	△ 5,100	△ 4,600	△ 12,500	△ 5,100
		当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	180,613	111,175	116,407	97,754	66,090	73,510	70,801	21,729	△ 12,226	△ 43,956	△ 75,297
		繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)											
		1. 企 業 債 償 還 金	46,200	93,250	109,600	113,800	70,200	76,200	53,500	52,700	48,900	93,800	99,500
		2. 国 庫 補 助 金	95,961	257,046	191,709	205,000	137,924	110,397	129,876	105,837	131,310	206,227	189,401
		3. 出 資 金	2,305	97,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 工 事 負 担 金	50,143	55,925	89,239	101,841	62,583	46,404	53,566	52,724	48,900	93,818	99,556
		5. 他 会 計 補 助 金	4	26	39	42	84	5	67	25	2	20	57
		6. 諸 収 入	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	計 (A)	194,614	503,847	390,587	420,683	270,791	233,006	237,009	211,286	229,112	393,865	388,514
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		純 計 (A)-(B) (C)	194,614	503,847	390,587	420,683	270,791	233,006	237,009	211,286	229,112	393,865	388,514
		1. 建 設 改 良 費	174,967	538,733	371,689	410,483	266,391	204,577	239,452	213,729	231,555	396,308	390,957
		(1) 建 設 改 良 工 事 費	173,011	534,299	370,187	408,683	263,091	203,206	237,009	211,286	229,112	393,865	388,514
		(2) 固 定 資 産 購 入 費	1,956	4,434	1,502	1,800	3,300	1,371	2,443	2,443	2,443	2,443	2,443
		2. 企 業 債 償 還 金	280,229	249,123	259,350	245,413	227,635	240,730	206,391	162,161	134,042	119,748	87,519
		計 (D)	455,196	787,856	631,039	655,896	494,026	445,307	445,843	375,890	365,597	516,056	478,476
		資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	260,582	284,009	240,452	235,213	223,235	212,301	208,834	164,604	136,485	122,191	89,962
		1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	0	0	19,945	118,806	125,482	146,212	135,325	93,803	114,756	122,191	89,962
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 繰 越 工 事 費 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. そ の 他	260,582	284,009	220,507	116,407	97,753	66,090	73,509	70,801	21,729	0	0
補 填 財 源	補 填 財 源	計 (F)	260,582	284,009	240,452	235,213	223,235	212,302	208,834	164,604	136,485	122,191	89,962
		補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F) (G)	0	0	0	0	0	△ 1	0	0	0	0	0
		他 会 計 借 入 金 残 高 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		企 業 債 残 高 (H)	1,717,312	1,561,439	1,411,689	1,280,076	1,122,641	958,110	805,219	695,758	610,616	584,668	596,649



(2) 投資・財政計画の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

○建設改良費 スtockマネジメント計画※に基づく建設改良費

※みやぎ型4流域については、みやぎ型運営権者の更新計画を反映

(単位：百万円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
仙塩	3,466	2,138	1,461	1,232	1,523	1,443	495	677	579
阿武隈川下流	2,429	1,273	1,061	1,066	916	950	833	854	805
鳴瀬川	414	361	119	113	114	203	203	112	114
吉田川	1,124	596	195	174	540	500	111	186	111
北上川下流	566	501	528	477	452	477	492	530	493
北上川下流東部	451	398	463	436	430	427	453	679	662
迫川	370	409	263	203	237	211	229	394	389

○企業債償還金 新発債の元金償還額を発行額に基づき推計の上、既往債の元金償還額に合算（2年据置10年元利均等償還、利率1.0%）

②収支計画のうち財源についての説明

○維持管理負担金

概ね5年ごとに負担金単価を見直すこととしており、今後の負担金単価については、人口減少等に伴う排水量の減少を受け、段階的な上昇を想定

○他会計補助金 企業債元利償還金等に対する一般会計からの繰入金を計上

○建設改良費については、Stockマネジメント計画に基づき次の区分により計上

- ・企業債 国庫補助金残額の1/2
- ・国庫補助金 処理場設備費は補助率2/3、その他は1/2
- ・市町村建設負担金 国庫補助金残額の1/2

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費 みやぎ型導入による人員削減を考慮

○経費 修繕計画等に基づき所要額を計上

○減価償却費 更新資産の減価償却費を資産ごとの耐用年数に基づき推計の上、現有資産の減価償却額に合算

(機械設備17年、電気設備15年、管路50年)

○支払利息 新発債の利息額を発行額に基づき推計の上、既往債の利息額に合算
(2年据置10年元利均等償還、利率1.0%)

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取り組みや今後検討予定の取組の概要

①投資についての考え方・検討状況

○建設改良費については、Stockマネジメント計画に基づく計画的な更新改良を各年度において実施していくこととしていますが、より低コストの維持管理を行うための施設・設備の更新改良について、投資に当たっての経営リスクと併せて検討を進めており、実施

が適当と判断した事業については、次期ストックマネジメント計画見直し、及び本経営戦略見直しの際に反映させることとします。

- ・石巻東部浄化センター水処理施設更新（水処理方式変更を含めた検討）
- ・石巻・石巻東部・石越浄化センター下水汚泥処理施設整備（肥料化を含めた検討）
- 広域化については、下水道事業の経営基盤強化方策として有効であると認識しており、令和４年度に策定された「宮城県下水道広域化・共同化計画」に基づき、下水道事業広域化・共同化検討会等において県内７ブロックの市町村による勉強会・作業部会を開催し、ブロックごとの取組メニューの実行に向けた議論を重ね、段階的に広域化を進めていくこととしています。
- みやぎ型管理運営方式を導入せず指定管理業務による管理運営を継続している東部３流域（北上川下流、北上川下流東部、迫川）については、今回のシミュレーションでは後年度においても指定管理を継続するものとして経費を計上していますが、現在の指定管理期間は令和１０年度末までであることから、次の更新時期に向けては、国の推進するＷ－PPP※の導入も視野に検討することとしており、令和６年度にワーキンググループを立ち上げ、課題抽出や今後に向けた検討を始めています。

※Ｗ－PPP（ウォーターPPP）：水分野の公共施設を対象とした新たな官民連携方式
（管理・更新一体マネジメント方式）

②財源についての検討状況

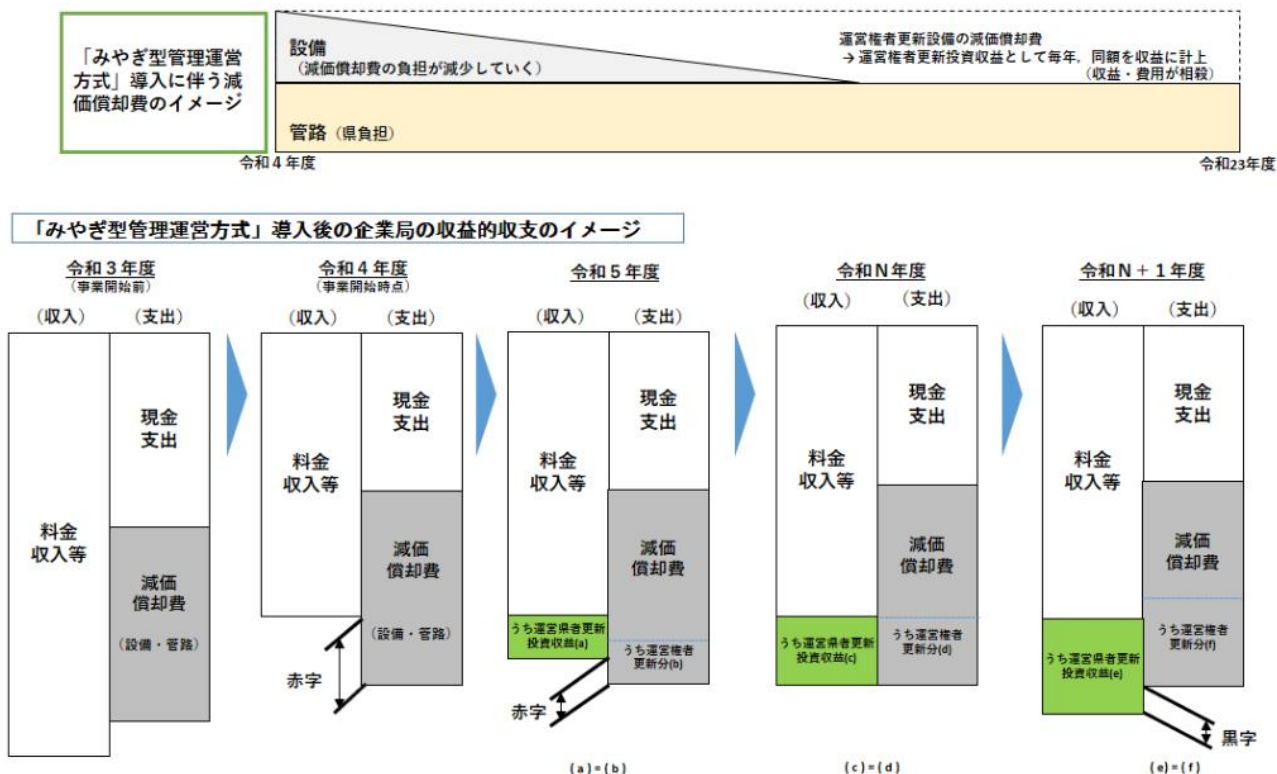
- ・ 維持管理負担金については、５年ごとの単価改定を基本とし、直近の決算状況や物価の状況などを反映し経営シミュレーションを見直した上で、関係市町村と協議します。また、流域下水道事業では非常に多くの電力を使用することから、電気料金の高騰による経営への影響は非常に深刻となるため、状況によっては令和６年度のような臨時的な単価改定について関係市町村と協議することも視野に、その動向を注視していきます。
- ・ 未利用資産の活用については、災害時の電源確保及び維持管理経費の節減を目的とした太陽光発電施設整備を既に進めており、引き続き資産の有効活用に努めていきます。

解説④：みやぎ型管理運営方式の導入による会計処理上の留意点

みやぎ型管理運営方式開始後の数年間は、会計処理上、運営権者の未更新設備の減価償却費を県が負担するため、県の収益的収支（損益）が赤字になります。

しかし、運営権者が行う設備更新により、県の減価償却費が減少するため、損益は改善される見通しです。

みやぎ型管理運営方式導入に伴う県の収益的収支への影響



第4節 地域整備事業

1 事業概要

地域整備事業は、アクセルの建設計画の推進を契機として、平成9年度に新たに創設したもので、地域振興に資する施設の建設や活力ある県土づくりの核となる地域開発、所有資産の有効かつ効率的な運用等により、地域整備の促進と県土の均衡ある発展を図り、もって県民の福祉の増進に寄与することを目的としています。

地域整備事業会計では、主に次の3事業を実施しています。

(1) 地域整備事業

アクセル等地域振興に資する施設の建設や、所有資産を有効かつ効率的に運用することにより、地域整備の促進を図り、もって地域住民の福祉の向上に寄与しようとするものです。

(2) 新分野開発調査

新たな県民ニーズに的確に応え、住民福祉の向上に寄与するため、地方公営企業としての事業化の可能性について調査・研究を行うものです。

(3) 長期貸付事業

所有資産の有効活用を図るとともに、地域整備に資する事業の金利負担の軽減を図り、事業の円滑な実施と企業経営の安定に寄与するものです。

2 経営の基本方針

地域整備事業では、中核であるアクセルの運営と仙台港周辺に所有する土地の貸付により、東北唯一の国際拠点港湾である仙台塩釜港（仙台港区）における港湾業務機能の支援と賑わい創出による交流機能の集積を図ってきました。経営的には事業開始当初から多額の累積欠損金が発生していましたが、平成 19 年度から開始した仙台港背後地センター地区の土地貸付事業により、平成 20 年度以降は黒字を計上しており、平成 29 年度決算では累積欠損金を解消し、それ以降は未処分利益剰余金を計上しています。

一方で、アクセルは完成後 25 年以上が経過し、設備の更新や修繕が必要となっていることから、令和元年度に策定した更新・修繕計画に基づき計画的に更新・修繕を行っていく必要があります。

また、当局が所有する仙台港背後地センター地区の土地を商業施設用地として民間企業に貸付けていることや、官民 20 団体で構成する「仙台港周辺地域賑わい創出コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）が当該エリアへの集客と賑わい創出に寄与してきたことから、当該用地の貸付継続に努めるとともにコンソーシアムの活動を継続して支援していく必要があります。

長期貸付事業については、人口減少社会の進展などにより、水需要が年々減少する一方で、施設の老朽化に伴う更新需要が増大するなど、一層厳しさを増していく当局の水道 3 事業の円滑な実施や経営の安定化を図るため、今後も貸付による支援を行っていく必要があります。

本事業は、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営する」という地方公営企業の経営の基本原則に基づき、次の経営方針を掲げ、地域の発展に貢献する経営を目指します。

なお、住民福祉の向上に寄与する新たな事業についても、必要に応じて、その可能性を検討していきます。

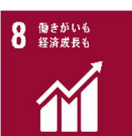
基本方針

- アクセルを効率的・効果的に運営するとともに、適切な維持管理を行います。
- 仙台港周辺地域の土地運用により安定した収益を確保するとともに、立地企業や関係団体等との連携のもと、当該エリアの更なる賑わい創出に向けた取組を推進します。
- 資金貸付により、当局の実施している水道 3 事業の円滑な実施や経営の安定化を図ります。

3 施策目標と取組

(1) 施策目標

経営の基本方針に基づき、下記4つの施策目標を設定し、事業を展開していきます。

施策目標	目指すべき姿	取組内容
施策目標1 アクセルの健全経営	アクセルは、引き続き港湾業務機能としての賃貸オフィスの経営を継続していくことで、80%以上の入居率の維持が図られています。また、オフィス以外の需要に対応した貸付が図られ、市場ニーズを的確に把握した新たな事業展開にも取り組んでいます。   	取組1 高入居率の維持 取組2 適正なオフィス賃料等の設定 取組3 オフィス用途以外の貸付
施策目標2 アクセルの長寿命化	令和元年度に策定した更新・修繕計画に基づき、計画的な更新・修繕を実施することで、アクセルの長寿命化が図られています。また、既存設備更新の機会には、エネルギー消費量の少ない高効率設備を積極的に導入しています。   	取組4 施設の適切な維持管理
施策目標3 仙台港周辺地域の活性化と土地の運用	仙台港周辺地域の土地貸付により、引き続き安定した収入が確保されています。また、コンソーシアムと連携し、魅力ある観光資源を創出するとともに、地域の周遊を促進するモビリティ等が導入され、国内外から多くの人々が訪れる地域としてより発展しています。   	取組5 土地貸付による収入の確保 取組6 仙台港周辺地域における賑わい創出
施策目標4 企業経営の安定化	地方公共団体金融機構において定める利率等を参考に、地域整備事業会計からの資金貸付を行うことにより各事業の円滑な実施と企業経営の安定化を図り、もって産業の振興や県民生活の向上に寄与しています。また、当局が管理する歳計現金については、安全性、流動性及び効率性を確保した適切な資金運用により、収入増を図っています。   	取組7 他会計事業への貸付 取組8 適切な資金運用

(2) 施策目標の達成にむけて取り組む事業

イ 施策目標1：アクセルの健全経営

取組1：高入居率の維持

① テナント誘致の促進

- ・80%以上の入居率を維持するため、公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会との協定に基づく媒介等による誘致促進や、空きオフィス情報について積極的に発信します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
テナント誘致の促進								

取組2：適正なオフィス賃料等の設定

① オフィス需要動向の調査

- ・オフィス賃貸仲介事業者等を通じてオフィス需要動向を情報収集し、賃料・共益費の設定について適切に対応します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
オフィス需要動向の調査								

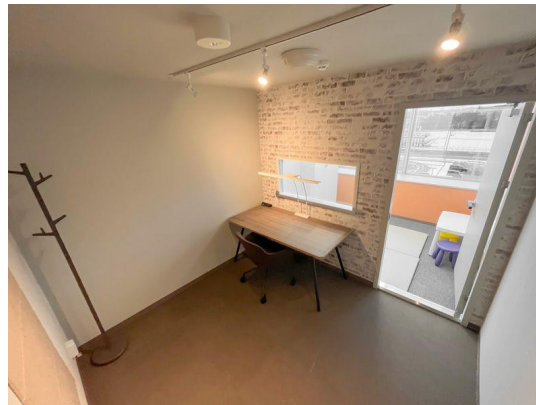
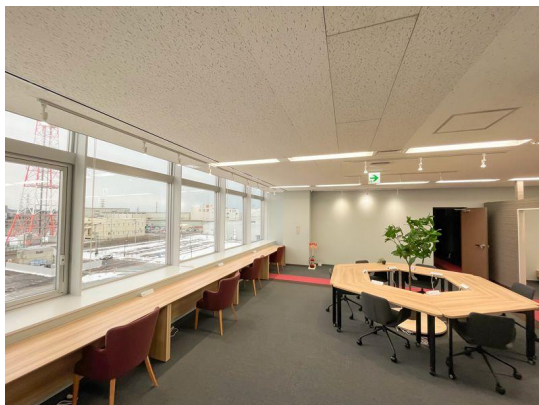
取組3：オフィス用途以外の貸付

① オフィス用途以外の貸付検討

- ・オフィス以外の需要に対する新たな事業展開を検討し、入居率の向上を図ります。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
オフィス用途以外の貸付検討								

【アクセル3階コワーキングスペース】



画像出典：仙台港コワーキング cocoyoru（ココヨル） “ <https://cocoyoru.konno-net.co.jp/> ”

□ 施策目標2：アクセルの長寿命化

取組4：施設の適切な維持管理

① 更新・修繕計画に基づく計画的な更新・修繕

- ・建物及び設備を共有する経済商工観光部とともに、更新・修繕計画に基づき、省エネ化も見据えた適切な更新・修繕を行います。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
更新・修繕計画に基づく計画的な更新・修繕								

② 災害時等の緊急修繕

- ・突発的な災害等においても、入居者の業務に支障が生じないように、迅速に応急工事や修繕に対応します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
災害時等の緊急修繕								

【アクセル 建物概要】



所在地	仙台市宮城野区港三丁目1番3号
敷地面積	26,076 m ² (約7,887 坪)
延床面積	10,750 m ² (約3,252 坪)
構造	地上5階、鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)
建設年度	平成9年度～平成11年度
駐車場台数	513台
施設	1階 展示場、ホール、会議室 2階 研修室、会議室 【1・2階は、みやぎ産業交流センター(夢メッセみやぎ西館)として経済商工観光部所管部分】 3階～5階 賃貸オフィス、会議室 【企業局所管部分】

ハ 施策目標3：仙台港周辺地域の活性化と土地の運用

取組5：土地貸付による収入の確保

① 適正な価格に基づく賃料改定

- ・仙台港周辺地域の土地価格の変動に合わせて、適正な価格に基づいた賃料改定を行い、収入確保を図ります。

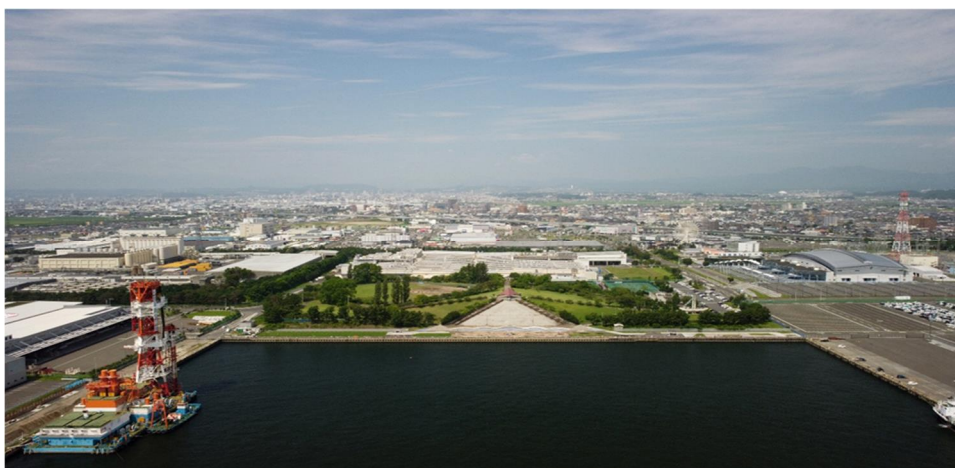
R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
適正な価格に基づく賃料改定								

② 土地貸付の継続又は売却

- ・規模の大きいセンター地区の継続貸付に努めます。一方、これ以外の土地については、収入の確保及び資産の圧縮を図るため、原則として売却する方針とします。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
土地貸付の継続又は売却								

【より一層の賑わい創出を目指す仙台港周辺地域】



取組6：仙台港周辺地域における賑わい創出

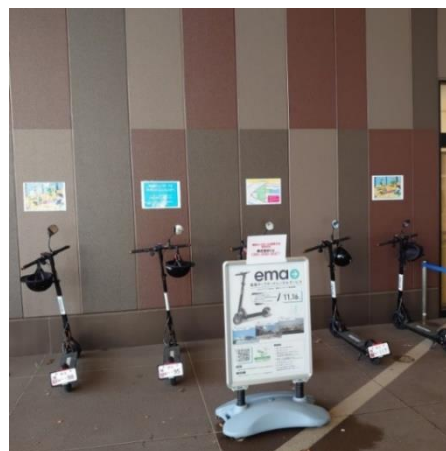
① コンソーシアム活動の支援

- ・コンソーシアムの事務局として、集客イベントや施設間の回遊を高めるための施策の展開、最寄り駅であるＪＲ仙石線・中野栄駅からの来訪を促進することで、賑わいの創出と魅力ある地域として発展するよう取り組みます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
コンソーシアム活動の支援								



ウォーキングを通じ、仙台港周辺地域の自然や商業、工業地域などの景色をゆっくりと楽しみながら歩いてもらい、地域の魅力を発見してもらうことを目的に「みなとオアシス仙台港ウォーク」を平成30年度から開催しています。



地域における新たなモビリティ導入を検討するため、令和3年度に電動キックボードの実証事業に取り組みました。



仙台港周辺地域の最寄り駅であるＪＲ中野栄駅に広告を設置し、駅利用者への認知度向上を図りました。

二 施策目標４：企業経営の安定化

取組７：他会計事業への貸付

① 他会計事業への資金貸付

- ・各事業における資金を精査し、必要に応じて地方公共団体金融機構において定める利率等を参考とした資金貸付を行うことにより、金利負担の軽減を図り、各事業の円滑な実施と企業経営の安定化を図ります。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
他会計事業への低利資金貸付								

取組８：適切な資金運用

① 収入増を図る資金運用

- ・収入増を図るために定めた「宮城県企業局債券運用方針（令和４年１２月制定）」に基づく資金運用を行うなど、安定的な収入の確保を図ります。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
収入増を図る資金運用								

4 投資・財政計画（収支計画）

（１）投資・財政計画（収支計画）

（単位：千円、％）

区 分		年 度	令和5年度 (決 算)	令和6年度 〔 決 算 込 〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 入	1. 営 業 収 益 (A)		516,169	585,619	622,780	536,847	536,128	540,119	707,535	706,753	534,566	534,687	625,680
		(1) 料 金 収 入	511,078	508,002	510,386	532,106	532,996	532,996	532,996	532,996	532,996	532,996	532,996
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	5,091	77,617	112,394	4,741	3,132	7,123	174,539	173,757	1,570	1,691	92,684
	2. 営 業 外 収 益	(3) そ の 他											
			1,737	4,940	7,461	4,602	4,602	4,602	4,602	4,602	4,602	4,602	4,425
		(1) 補 助 金											
	3. 経 常 収 入	他 会 計 補 助 金											
		そ の 他 補 助 金											
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	394	394	390	390	390	390	390	390	390	390	213
	4. 経 常 収 入 計 (C)	(3) そ の 他	1,343	4,546	7,071	4,212	4,212	4,212	4,212	4,212	4,212	4,212	4,212
		517,906	590,559	630,241	541,449	540,730	544,721	712,137	711,355	539,168	539,289	630,105	
1. 営 業 費 用		257,509	348,366	427,800	411,059	404,355	399,949	400,357	396,666	391,820	384,662	385,549	
収 入	(1) 職 員 給 与 費		60,126	62,641	66,581	66,581	66,581	66,581	66,581	66,581	66,581	66,581	66,581
		基 本 給	28,088	29,713	32,721	32,721	32,721	32,721	32,721	32,721	32,721	32,721	32,721
		退 職 給 付 費											
	(2) 経 常 収 入	そ の 他	32,038	32,928	33,860	33,860	33,860	33,860	33,860	33,860	33,860	33,860	33,860
			152,835	241,873	302,627	294,585	294,798	297,296	299,368	295,718	293,923	293,615	295,456
		動 力 費											
	5. 経 常 支 出	修 繕 費	9,977	6,059	9,583	1,541	1,754	4,252	6,324	2,674	879	571	2,412
		材 料 費											
		そ の 他	142,858	235,814	293,044	293,044	293,044	293,044	293,044	293,044	293,044	293,044	293,044
	6. 経 常 支 出 計 (D)	(3) 減 価 償 却 費	44,548	43,852	58,592	49,893	42,976	36,072	34,408	34,367	31,316	24,466	23,512
2. 営 業 外 費 用		2,520	3,069	9,455	9,455	9,455	9,455	9,455	9,455	9,455	9,455	9,455	
(1) 支 払 利 息													
支 出	(2) そ の 他		2,520	3,069	9,455	9,455	9,455	9,455	9,455	9,455	9,455	9,455	9,455
		支 出 計 (D)	260,029	351,435	437,255	420,514	413,810	409,404	409,812	406,121	401,275	394,117	395,004
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	257,877	239,124	192,986	120,935	126,920	135,317	302,325	305,234	137,893	145,172	235,101
	7. 特 別 損 益	特 別 利 益 (F)	925	1									
		特 別 損 失 (G)		1									
		特 別 損 益 (F)-(G) (H)	925										
	8. 当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		258,802	239,124	192,986	120,935	126,920	135,317	302,325	305,234	137,893	145,172	235,101
		繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)											
		流 動 資 産 (J)	6,028,362										
	流 動 負 債	う ち 未 収 金	5,020										
流 動 負 債 (K)		423,569											
う ち 建 設 改 良 費 分													
う ち 一 時 借 入 金													
う ち 未 払 金		1,630											
9. 累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)													
10. 地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)													
11. 営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		511,078	508,002	510,386	532,106	532,996	532,996	532,996	532,996	532,996	532,996	532,996	532,996
12. 地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)													
13. 健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)													
14. 健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
15. 健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)													
16. 健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)													

(単位:千円)

年 度 区 分		令和5年度 (決 算)	令和6年度 (決 算) 〔 決 見 込 〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債											
	うち 資本費平準化債											
	2. 他 会 計 出 資 金											
	3. 他 会 計 補 助 金											
	4. 他 会 計 負 担 金											
	5. 他 会 計 借 入 金											
	6. 国(都道府県)補助金											
	7. 固定資産売却代金	362										
	8. 工 事 負 担 金											
	9. そ の 他			2,400,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	計 (A)	362		2,400,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純 計 (A)-(B) (C)	362		2,400,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	1. 建 設 改 良 費		39,376	54,882	2,019		4,413	123,068	254,365		756	73,919
	うち 職員給与費											
資 本 的 支 出	2. 企 業 債 償 還 金											
	3. 他会計長期借入返還金											
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金		1,400,000	1,400,000								
	5. そ の 他	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	計 (D)	300,000	1,739,376	1,754,882	302,019	300,000	304,413	423,068	554,365	300,000	300,756	373,919
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		299,638	1,739,376	△ 645,118	2,019		4,413	123,068	254,365		756	73,919
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金											
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											
	3. 繰 越 工 事 資 金											
	4. そ の 他	299,638	1,739,376	△ 645,118	2,019		4,413	123,068	254,365		756	73,919
計 (F)		299,638	1,739,376	△ 645,118	2,019		4,413	123,068	254,365		756	73,919
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)												
企 業 債 残 高 (H)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算) 〔 決 見 込 〕	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 的 収 支 分												
	うち 基準内繰入金											
	うち 基準外繰入金											
資 本 的 収 支 分												
	うち 基準内繰入金											
	うち 基準外繰入金											
合 計												

(2) 投資・財政計画の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

- 収益的支出の「1. 営業費用」のうち「(1)職員給与費」
「基本給」は給料、「その他」は手当、法定福利費、賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額であり、令和7年度当初予算要求額と同額で推移すると仮定した。
- 収益的支出の「1. 営業費用」の「(2)経費」
「修繕費」は、令和元年度に策定したアクセルの更新・修繕計画に基づき、各工事額を直近の建設工事費デフレーター125.6/105.3により見直した所要見込み額を計上した。
「その他」は、アクセルの管理・運營業務費、国有資産所在市町村交付金、事務費等であり、令和7年度当初予算要求額と同額で推移すると仮定した。
- 収益的支出の「1. 営業費用」のうち「(3)減価償却費」
令和7年3月1日時点で固定資産台帳に登録されている減価償却資産について所要見込み額を計上した。
- 収益的支出の「2. 営業外費用」のうち「(2)その他」
消費税及び地方消費税等であり、令和7年度当初予算要求額と同額で推移すると仮定した。
- 当年度純利益(E)+(H)
地域整備事業会計創設時に一般会計から出資を受けていることから、未処分利益剰余金については、一般会計へ納付する。
- 資本的収支出の「1. 建設改良費」
令和元年度に策定したアクセルの更新・修繕計画に基づき、各工事額を直近の建設工事費デフレーター125.6/105.3により見直した所要見込み額を計上した。
- 資本的収支出の「4. 他会計への支出金」
令和7年度は、流域下水道事業会計への貸付金として当初予算要求額を計上している。令和8年度以降も予算要求する予定だが、実際に貸付ける場合、年度末貸付・翌年度始め返還の短期貸付を想定しており、支出は一時的なものであることから、以降の年度では収支計画上、計上しないこととした。
- 資本的収支出の「5. その他」
投資有価証券購入費である。金額は、宮城県企業局債券運用方針、令和6年度債券運用方針を参考として、毎年3億円（運用期間3年間）を購入すると仮定した。

②収支計画のうち財源についての説明

- 収益的収入の「1. 営業収益」のうち「(1)料金収入」
アクセルの賃料・共益費・駐車場貸付料のほか、土地貸付料、雑収益等である。このうち令和8年度以降の土地貸付料の金額は、主要な土地の賃貸借契約改定時において、令和6年の公示価格の上昇率を乗じた金額で賃料改定するものとして算定し、それ以外の金額は、令和7年度当初予算要求額と同額で推移すると仮定した。
- 収益的収入の「1. 営業収益」のうち「(2)受託工事収益」
アクセルの1・2階（夢メッセみやぎ西館）を所管する県経済商工観光部からの受託工事負担金であり、令和元年度に策定したアクセルの更新・修繕計画に基づき、各工事額を直近の建設工事費デフレーター125.6/105.3により見直した所要見込み額を計上した。

- 収益的収入の「２．営業外収益」の「(2)長期前受金戻入」
受贈財産である西港駅駐車場内のコンクリート柱及びアクセル南側進入路である。
- 収益的収入の「２．営業外収益」の「(3)その他」
預金利息及び有価証券利息である。有価証券利息は、宮城県企業局債券運用方針及び令和６年度債券運用方針を参考として、各年度の債券保有合計額９億円、利率は令和６年度利率０.468％で計上した。
- 資本的収入の「９．その他」
他会計貸付金返還金及び投資有価証券償還金である。

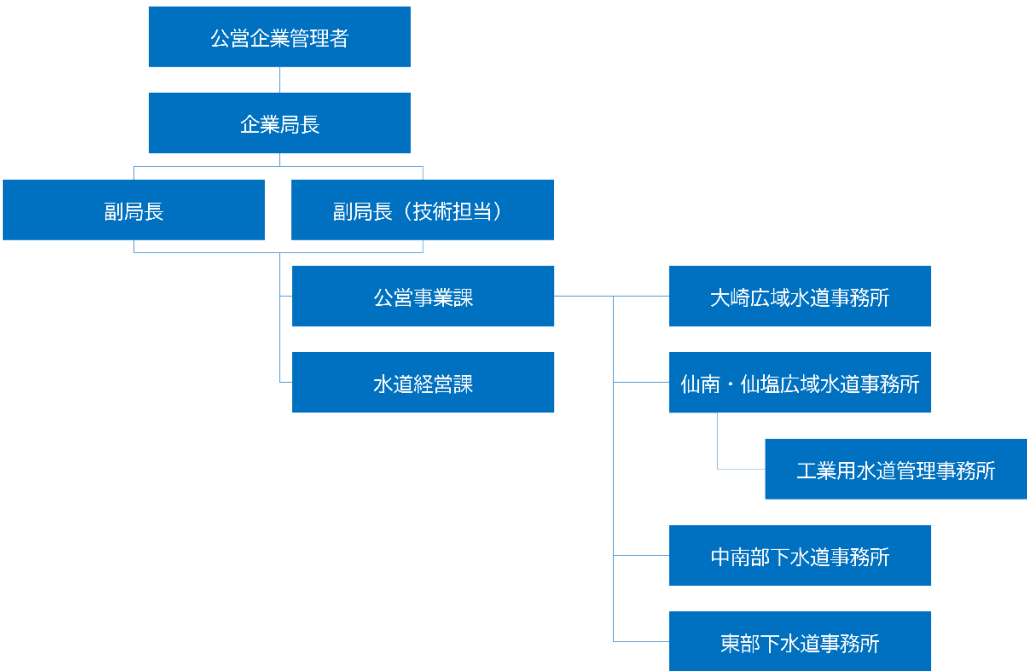
第5章 組織の活性化及び人材育成

第1節 組織体制とその見直し

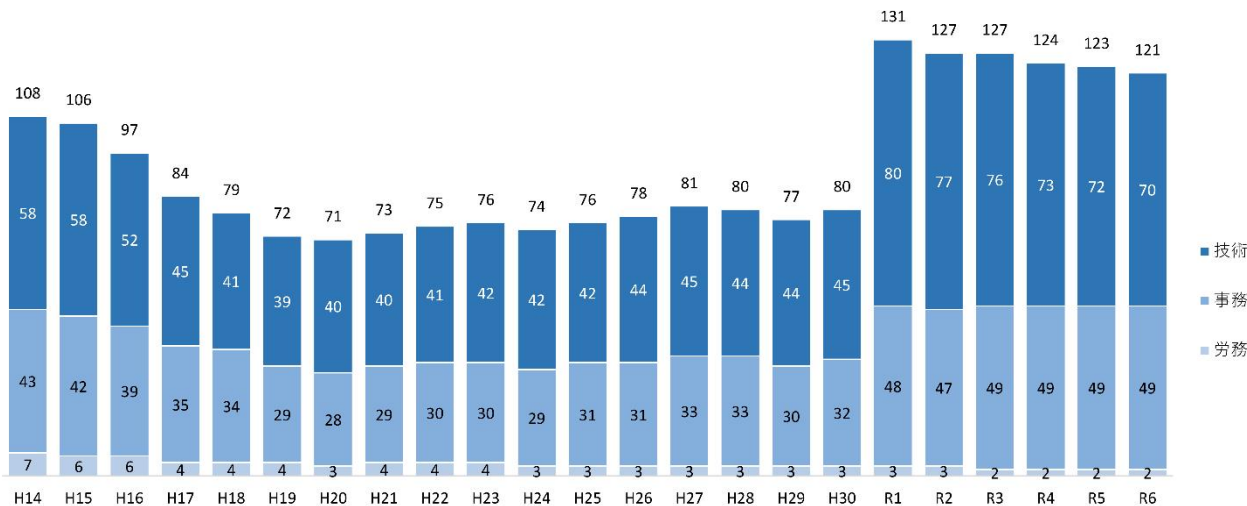
1 組織

現在の組織は、図表9のとおり本局2課・地方機関4事務所の体制となっています。当局では、経営健全化を図るため、これまで組織体制の見直し及び定員管理の適正化に努めてきました。職員数は、図表10のとおり、東日本大震災前は人員の削減が続きましたが、東日本大震災後の復旧・復興期間においてはほぼ横ばいで推移し、令和元年度に流域下水道事業の知事部局からの移管に伴い増加しました。

図表：9 組織体制（令和6年4月1日現在）



図表：10 職員数の推移（毎年4/1時点）



2 組織の見直し

これまで当局は、県民のニーズに応えるとともに厳しい経営の健全化を図るため、人員の削減や定員管理の適正化を進め、組織体制の見直しに努めてきました。

現在、水道3事業においては、みやぎ型管理運営方式の導入に伴い、対象事業の施設・設備に関わる職員の業務の一部が運営権者に移行しました。一方で、施設の耐震化の推進や老朽化に伴う更新需要の増大などの課題に加え、水道事業における未利用資産の有効活用など将来的な課題も山積しています。

人口減少社会の到来に伴い料金収入の減少が見込まれる中、課題の解決に向けた取組を進めていくため、業務改善を実践し、より効率的に業務を推進する柔軟な組織体制を構築していきます。

第2節 組織の活性化

1 経営の基本方針

宮城県では、業務の生産性向上により、県庁組織を活性化させるとともに、全ての職員が健康で充実した時間を過ごし、活躍できる職場環境づくりを目指し、働き方改革を推進することとしています。当局においても、各事業が掲げる施策目標の達成を支えるため、県庁全体の取組を導入し、組織の活性化を図る必要があります。

(1) 付加価値を生み出す働き方改革の推進

各事業において課題が山積し、その解決に向けて迅速かつ的確な対応が求められることから、働き方改革の取組を進める生産性の向上を図っていきますが、そのためには、職員一人ひとりが自主性を持って業務の生産性向上に努める意識を醸成し、行動を継続する組織が求められます。このため、時間を大切にする風土づくりに努め、業務の無駄を極力排除し、恒常的な長時間勤務を解消していくことが重要です。

なお、労働生産性を上げるためには、単に職員数や労働時間数の値を小さくするのではなく、付加価値の値を大きくすることが重要だとされています。このため、従来の仕事のやり方、経営の在り方を根本から問い直し、新たな価値を生み出していく組織であることが求められます。

当局の新たな価値を生み出す取組の一つとして、みやぎ型管理運営方式が挙げられます。民間の力を最大限に活用し、上工下水一体化によるスケールメリットの発現や、資材調達、設備更新の最適化により、付加価値を大きく高めていくものです。また、日常の業務においても最大限に労働生産性を上げるため、労働時間に見合った高い成果を産み出す業務に取り組んでいきます。

(2) 健康経営の推進と職員の活力向上

「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することとされています。健康経営は、政府の「日本再興戦略」や「未来投資戦略」にある「国民の健康寿命の延伸」に関する取組の一つにも位置付けられており、経営理念に基づき職員への健康投資を行うことは、職員の活力向上や生産性の向上等、組織の活性化をもたらし、業績向上につながることを期待されます。

職員がワーク・ライフ・バランスの実現を図ることは、宮城県庁全体で推進されていますが、当局においても県庁全体の取組を導入しつつ、「健康経営」の視点を持って取り組み、職員の健康維持と労働生産性の向上を図りながら、職員・組織を活性化させていきます。

一方で、新たな経営課題への対応や、現在進行している施設の更新や耐震化、防災・減災対策などの事業の多様化等により、職員の長時間勤務が恒常化しており、このような現状が、職員のストレスや疾患を増加させる要因になると言われております。また、育児や介護など、様々な事情を抱え、勤務時間等に配慮が必要な職員が安心して働ける職場環境を整備していくことが求められています。

これらの課題解決に向けて、職員が抱える様々な事情に配慮し、全ての職員が個々の能力を最大限に引き出し、活躍する環境づくりを推進します。

2 施策目標と取組

(1) 施策目標

上記の基本方針に基づき、下記 3 つの施策目標を設定し、事業を展開していきます。

施策目標	目指すべき姿	取組内容
施策目標 1 職員がやりがいをもって存分に働ける環境づくり	定型的・反復的な作業を効率化するなど、業務の無駄を省き、職員が創造性を発揮して専門性の高い業務に注力できる環境が整っています。また、個々の職員の能力に依存せず、業務の簡素化や効率化が常に意識されており、労働の質が高められています。	取組 1 ICT 活用による生産性の向上 取組 2 業務改善の推進
施策目標 2 一人ひとりの健康増進と企業局全体の活力向上	職員が抱える様々な事情に応じて、勤務時間、場所及び方法を選択できる仕組が構築されており、職員のワーク・ライフ・バランスが充実し、心身ともに健康で満足に働いています。また、管理監督職員による適切な業務マネジメントの実施により、全ての人材を有効活用して成果を上げる組織として管理運営されています。	取組 3 柔軟な働き方の推進 取組 4 ワーク・ライフ・バランスの実現
施策目標 3 柔軟な組織体制の構築	当局を取り巻く社会経済情勢は絶えず変化していますが、様々な課題や困難を乗り越え、将来にわたり持続可能なサービスを提供するため、ニーズに対応した柔軟な組織体制が構築されており、事業を支える人材が適切に配置されています。 また、水道 3 事業においては、みやぎ型管理運営方式により、対象事業における施設の運転や維持更新に係る業務の効率化が進んでいることを踏まえて、職員定数が適切に管理されています。	取組 5 事業を支える人材の確保 取組 6 定数管理と計画的な人員配置

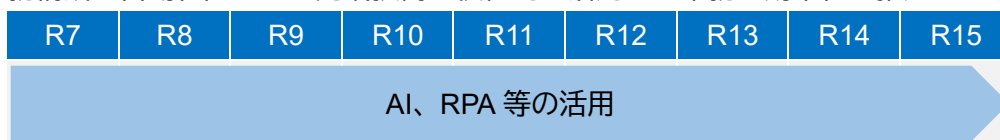
(2) 施策目標の達成に向けて取り組む事業

イ 施策目標 1：職員がやりがいをもって存分に働ける環境づくり

取組 1：ICT 活用による生産性の向上

① AI、RPA 等の活用

- ・ AI（人工知能）、RPA（Robotic Process Automation：ソフトウェア上のロボットによる業務構成の自動化）などの先端技術を積極的に活用し、業務の効率化を推進します。



② Web・ペーパーレス会議、行政手続きのオンライン化等の推進

- ・宮城県庁全体で取り組んでいる Web 及びペーパーレスによる会議の開催や、行政手続きのオンライン化等の推進について、当局においても同様に実施し、内部事務手続きの簡素化に努めます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
Web・ペーパーレス会議、行政手続きのオンライン化等の推進								

取組 2：業務改善の推進

① 業務改善の推進

- ・職員一人ひとりが生産性向上に努め、効果的な取組については、事例発表会や各種会議等を通じ共有することなどにより業務改善を推進します。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
業務改善の推進								

□ 施策目標 2：一人ひとりの健康増進と企業局全体の活力向上

取組 3：柔軟な働き方の推進

① 柔軟な働き方の推進と多様な人材の活用

- ・宮城県庁全体で取り組んでいるモバイルワークや在宅勤務、時差・フレックスタイム勤務制度の活用による時間や場所に縛られない柔軟な働き方の推進について、当局においても同様に実施し、全ての職員が能力を最大限に引き出して活躍できる環境づくりに努めます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
柔軟な働き方の推進と多様な人材の活用								

取組 4：ワーク・ライフ・バランスの実現

① 年次有給休暇の時季指定義務を踏まえた休暇取得の促進

- ・当局の職員には、労働基準法が全面的に適用されることから、年次有給休暇の時季指定義務を踏まえた休暇の取得を促進させ、職員のワーク・ライフ・バランスの実現を支援していきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
年次有給休暇の時季指定義務を踏まえた休暇取得の促進								

八 施策目標3：組織体制

取組5：事業を支える人材の確保

① 組織体制の整備と人材の確保

- ・事業の規模や進捗に見合った組織体制を構築するとともに、特に施設の整備や水質の管理等に必要な技術系職員について、関係部局とも連携しながら人材の確保に努めます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
組織体制の整備と人材の確保								

取組6：定員管理と計画的な人員配置

① みやぎ型管理運営方式の導入効果を踏まえた定数の見直し

- ・定員の管理については、みやぎ型管理運営方式の導入等により、業務の効率化が加速していくことから、業務量に応じて必要な定数の見直しを進めていきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
みやぎ型管理運営方式の導入効果を踏まえた定数の見直し								

② 課題解決を踏まえた人員の確保と配置

- ・各種課題の解決を図るため、必要な人員を確保することとし、適正かつ計画的な人員配置に努めます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
課題解決を踏まえた人員の確保と配置								

第3節 経営資源としての「技術」の継承と「人財」の育成

1 経営の基本方針

各事業の経営の安定性を高めるためには、収入の確保や経営の効率化に取り組む一方で、施設の修繕や強靱化を進め、計画的な更新を行う必要があります。また、近年多発する異常気象がもたらす大規模災害に対する防災・減災対策への早急な対応が求められています。当局としては、保有する技術力を最大限に発揮して、これらの取組や対策を進めていくこととしておりますが、そのためには職員間の確実な技術の継承と職務遂行能力の向上を図る必要があります。

職員の人材育成に当たり、本県では組織と職員個人が目指す職員像について、「創造性豊かで自律的に行動する職員」と定めています。このため、全ての職員が「自分で学び、自分を育む」ことができるよう組織として推進体制を整備する必要があります。

当局ではこれまで、令和4年度に策定した「宮城県企業局人財育成基本方針」や毎年度策定する「企業局職員研修計画」に基づき、職場内外でのOJTや研修など、学びの機会を設けて学習的な風土づくりに努めてきましたが、引き続き経営環境の変化や課題に対応するため、適宜取組を見直し、職員の学習意欲を高めていく必要があります。

(1) 技術力の継承・向上

当局では、経営の健全化を図るため、組織体制を見直し、人件費を抑制してきたことに伴い、職員総数は減少傾向にある中、年齢・職位の構成の不均衡等により知識や技術の継承に支障を来す場合があります。また、当局職員は全て知事部局からの入向職員であり、ベテラン職員が人事異動で知事部局に出向することにより、これまで当局が培ってきた技術力が低下していく懸念があります。

このため、当局での経験が豊富なベテラン職員が中心となり、効果的なOJTや定期的な研修・訓練を実施するほか、職員個人が習得した知識等を職員間で共有することで、より確実な技術力の継承を図ることとし、ノウハウのマニュアル化や企業局イントラネットを活用した情報共有など、組織全体で技術力の維持・向上に取り組んでいきます。

このような取組は、運営権者及び指定管理者とも協働して実施するほか、関係市町村とも連携体制を構築しながら、県内の水道事業に関わる各主体の人材育成と技術力の向上を図っていきます。

(2) 自律的な人材の育成

本県では、職員の人材育成の指針となる「みやぎ人財育成基本方針」を策定しています。この中では、県組織が常に県民に最適なサービスを提供できる組織であるために、最も大切な財産である職員を「人財」と位置付けて育成に努めることとしています。また、職員が「自分で学び、自分を育む」ことを育成の根本に据え、「創造性豊かで自律的に行動する職員」を目標とし、自ら人材育成に取り組む職員とそれを支援する組織の役割を明らかにすることとしています。

当局としても「みやぎ人財育成基本方針」を基本とし、職員の目指すべき姿を明らかにするとともに、求められる職員像を実現すべく、職員・組織が一丸となって人材育成に取り組めるよう、新たな指針として「宮城県企業局人財育成基本方針」を令和4年度に策定しました。

「宮城県企業局人財育成基本方針」では、人材育成に係る現状と課題を捉え、より効果的な職員の育成を図るため、「職員として備えるべき能力の習得」、「良質なサービスを提供するための技術力の確保」、「創造性豊かで自律的に行動する職員の育成」を目標とし、職員の資質・能力の向上や知識・技術の継承、学習的な風土の醸成に取り組むこととしています。

この「宮城県企業局人財育成基本方針」に基づき、持続可能な公営企業の経営を支える「人財」を育成するため、着実に取組を推進していきます。

2 施策目標と取組

(1) 施策目標

上記の基本方針に基づき、下記2つの施策目標を設定し、事業を展開していきます。

施策目標	目指すべき姿	取組内容
施策目標1 良質なサービスを提供するために必要な技術力の確保	官民の役割分担を念頭に置いて、地方公営企業の組織・職員に必要な技術力が確保されています。また、運営権者や指定管理者など、民間事業者に対する指導・検査・評価等が、専門的な知識や技術をもつ関係職員によつて的確になされています。	取組1 「宮城県企業局人財育成基本方針」の推進
施策目標2 創造性豊かで自律的に行動する職員の育成	研修機会の充実やOJT指導者の育成など、職員の資質・能力向上を支援する学習的な風土が各職場において醸成され、職員と組織の協働による自律型人材の育成が進んでいます。また、地方公営企業の職員として、人口減少や更新需要の増大、災害・事故等の不測の事態への対応など、厳しい局面や新たな課題にも力を発揮できる人材の育成が進んでいます。	取組1 「宮城県企業局人財育成基本方針」の推進【再掲】

(2) 施策目標の達成に向けて取り組む事業

イ 施策目標1：良質なサービスを提供するために必要な技術力の確保

ロ 施策目標2：創造性豊かで自律的に行動する職員の育成

取組1：「宮城県企業局人財育成基本方針」の推進

① 「宮城県企業局人財育成基本方針」の推進

- ・「宮城県企業局人財育成基本方針」に定めた具体的な取組や実施事業を基本に、毎年度策定する「企業局職員研修計画」による学習機会の提供や経営環境の変化に対応した人材育成を進めるなど着実に取組を推進していきます。

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
「宮城県企業局人財育成基本方針」の推進								

編集・発行 宮城県企業局

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

Tel : 022-211-3414

Mail : kigyo-kp@pref.miyagi.lg.jp
